

タイトル	小林昇・立教大学「経済学説史講義」
著者	松浦，努；MATSUURA, Tsutomu
引用	季刊北海学園大学経済論集，69(2)：71-160
発行日	2021-09-30

《資料》

小林昇・立教大学「経済学説史講義」

松 浦 努

目 次

はじめに

凡 例

I 大学院ゼミナール編

1977（昭和 52）年度 講義録

1978（昭和 53）年度 講義録

1979（昭和 54）年度 講義録

II 学部ゼミナール編

1977（昭和 52）年度 講義録

解 題

参考文献

は じ め に

本稿は、筆者がかつて在籍していた立教大学大学院経済学研究科経済学専攻博士前期課程（修士課程）の二年間と、同課程修了後の約一年間、同大学院聴講生として受講した故・小林昇教授（2010 年 6 月 3 日逝去、享年 93 歳）担当の大学院「経済学説史」演習（ゼミナール）の計三年間の講義録と、筆者が同大学院博士前期課程 1 年次に受講した同教授担当の経済学部の学生を対象に開講された「経済学説史」演習の 1977（昭和 52）年度の通年講義録とを整理し、復元したものである。

大学院小林ゼミの出席者は、筆者を含む同ゼミ履修院生だけでなく、同大学経済学部助手の方々や博士後期課程の先輩方、さらには早稲田大学や専修大学等、他大学所属の方々も出席していた。多い時にはその出席者は 12～13 名程になり、華やかな雰囲気の中でゼミが行われていたことを記憶している。ゼミ室はタッカーホールという立教大学伝統の赤レンガ建てのシックな建物の中にあり、その中の 4 階の一室でゼミは行われた。

ゼミ報告者として登場する助手としては、服部正治氏、故・高橋和男氏、他大学からの出席者としては早稲田大学から来ていた大森郁夫氏（同氏もゼミ報告を担当した）、また報告者ではなかったが、専修大学から来ていた常行敏夫氏⁽¹⁾も記憶に残っている。さらに 1978（昭和 53）年度の小林ゼミには、田村信一氏⁽²⁾（前北星学園大学学長）も出席されていた。

このように当時の小林ゼミは、内外の院生のみならず、「来る者は拒まず」といった本当にリベラルな雰囲気の中で行われていた。現在も立教大学のリベラルな伝統は続いていると思われるが、そうしたリベラルな環境下で三年間の院生生活を送ることができたことは、筆者にとってか

けがえのない至福の時間であったと共に幸運なことでもあった。

またこの度、学部ゼミの講義録も活字化するに当たり、昭和52年度の経済学部「経済学説史」講義ノートも読み直してみた。これは通年講義として計18回行われており、学部ゼミの補完的役割を果たす内容も含んでおり、これはこれで捨てがたい魅力を備えていることが分かった。

実は、昭和52年4月同大学院へ入学した筆者は、当時立教大学経済学部助手をされていた服部正治氏（現立教大学名誉教授）から、「松浦君、小林先生の下で勉強するつもりなら、小林先生の学部講義と学部ゼミも受講しておいた方がいいですよ」、というアドバイスをいただき、その年、大学院での魅力的な先生方の講義を受講することと併行して、小林昇教授の経済学部での講義「経済学説史」も学部生と一緒に受講していたのである。

「経済学説史」の学部講義テキストとしては、以下の二冊が使用されていた。

小林昇『経済学の形成時代』未来社、1961年

小林昇『国富論体系の成立』未来社、1973年

上述のように、学部講義ノートも捨てがたい魅力を備えているとはいえ、学部講義は「経済学史（経済学説史）」の通史的色の濃い講義であるので、講義録の活字化は今のところ考えていない。なぜなら、学部生向けの通史的な「経済学史」のテキストは、多くの先生方によって書かれていると思うからである。

尚、「講義録」大学院ゼミナール編並びに同経済学部ゼミナール編の概要については、「解題」の中で詳しく解説したい。

（注）

(1) 常行氏には、次の著書がある。常行敏夫『市民革命前夜のイギリス社会—ピューリタニズムの社会経済史—』岩波書店、1990年

(2) 田村信一氏は当時博士後期課程に在籍中か助手であったと思うが、筆者が立教大学大学院へ入学して二年目の小林ゼミに出席されていた。この年は、発刊されたばかりのスミスの『法学講義』Aノート原典をテキストとして読んでいた。

3年前の夏、田村氏の『ドイツ歴史学派の研究』日本経済評論社、2018年出版に関わる合評会が北星学園大学にて行われた。この合評会は、経済学史学会北海道・東北部会の主催で開催された。筆者は在籍する北海学園大学の森下宏美教授に誘われて、会員ではなかったが出席させていただいた。

尚、2020年5月30日、筆者は熊谷次郎先生、森下宏美先生に推薦会員になっていただき、経済学史学会へ入会させていただいた。

凡 例

- 1 「講義録」中における小林昇氏の言説は、文字フォント10.5のゴシック体で表記した。
- 2 ゼミの中での報告者による報告内容は、文字フォント10.5の普通字体で表記した。
- 3 「講義録」中におけるゼミの進行や展開過程に関する筆録者（松浦）の注釈や補足解説は、小林氏による講述内容の書き出し箇所から二文字分右寄せした箇所から、文字フォント9.0の普通字体で表記した。
- 4 各回のゼミの実施期日の後に付した小見出し（小主題）は、「講義録」に記載があったものはそのまま表記し、そうでない日については、ゼミ中における小林氏の講述内容から筆録者が

推測して小見出しを付けた。

5 ゼミの中での小林氏の講述内容がいくつかのテーマに分類できる場合には、筆録者の方で1, 2, 3…というナンバリングの小項目名を付した。尚、この小項目名を付けるため、わずかな個所であるが、小林氏の講述内容の順序を入れ替えた個所がある。できるだけ、論理的な講述展開としてお読みいただくためである。

6 小林氏の講述内容の中にある [] 内の語句は、筆録者による挿入語句である。

7 「講義録」中に登場する欧文文献については、以下の略記号で表記した。

- (1) WN-1, 2 : Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Nations*, ed. by R.H. Cambbell, A.S. Skinner, W.B. Todd, Volume1~2, Clarendon Press Oxford, 1976.
- (2) LOJ : Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, ed. by with an introduction and notes by Edwin Cannan, Oxford at the Clarendon Press, 1896.
- (3) LJ (A) : Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael, P.G. Stein, Oxford at the Clarendon on Press, 1978. 同書中の Report of 1762~1763 部分。
- (4) LJ (B) : Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence* 所収の Report dated 1766, Glasgow University Library 部分。
- (5) Corr. : *The Correspondence of Adam Smith*, ed. by Ernest Campbell Mossner, Ian Simpson Ross, Oxford at the Clarendon Press, 1977.
- (6) ED : 'Early draft' of Part of the Wealth of Nations, Register House, Edinburgh.
- (7) FA, FB : Two fragments on the division of labour, Buchan Papers, Glasgow University Library.

I 大学院 ゼミナール編

〈1977 (昭和 52) 年度 講義録〉

- 1 ゼミナール実施期間 1977 (昭和 52) 年 4 月 27 日 (水)~1978 (昭和 53) 年 1 月 11 日 (水)
- 2 実施回数 計 16 回
- 3 使用テキスト Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by R.H. Cambbell, A.S. Skinner, W.B. Todd, Volume 1~2, Clarendon Press Oxford, 1976.
- 4 参考図書 アダム・スミス／大河内一男監訳『国富論 I~III』中央公論社, 1976 年 (以下, 大河内訳 I~III と略記)。
- 5 講義録

第 1 回 1977 年 4 月 27 日 (水) : 本年度の大学院ゼミガイダンス

1 『国富論』の邦訳と原典

(1) アダム・スミス／竹内謙二訳『国富論』東京大学出版会, 1959 年

(2) アダム・スミス／大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富Ⅰ・Ⅱ』岩波書店、1969 年

上記の(1),(2)の邦訳は、キャンナン版による『国富論』原典第5版を底本としている。欧米では、比較的安く手に入るモダン・ライブラリー版が用いられている。

〔テキストとする〕グラスゴー大学版『国富論』は、原典第3版の『国富論』を底本としている。常識からすると、第5版を底本とするのであるが、これは第3版を基としている。この版の特色は、校訂をよくやったことにある。また、編者の脚注が増えていることが、その特色である。

—〔編者の〕脚注の着眼点—

①『国富論』と『道徳感情論』との関係。

②スミスの時代にまで遡る文献についての叙述と『国富論』との関係。

スミスの場合、マルクスと比べて出典の挙げ方が非常に雑である。〔また〕、スミスの場合、自分と同じ考え方の人の名前を伏せておくというような傾向があった。私〔小林氏〕がスミスを学史的に研究する上で最も困難を感じた点は、このようなスミスの出典の挙げ方の荒っぽさにあった。

実は、小林氏が昭和52年度最初の大学院ゼミで新版のグラスゴー大学版スミス全集に収められた『国富論』の編者による脚注について触れたことには、理由がある。その理由とは、「今年度のゼミでは新版『国富論』の脚注を分担報告しながら読み進めて行きたい」と述べたからである。

こうして、当該年度のゼミでは『国富論』本文を読むのではなく、報告分担者が編者による脚注を事前に読み、レジュメを通して発表、報告することから議論を進めるという形でスタートした。とはいえ、編者脚注を読み進めていく過程で、関連する『国富論』本文と照合、分析することもその中に含まれていた。従って、報告者は『国富論』本文にも目を通していく必要があった。

小林氏が、新版『国富論』の脚注を読もうとしたことは、上記の編者の脚注の着眼点に同氏自身がアプローチしてみたい、という意図があったからではないだろうか。

指導担当教員である小林氏は、ゼミの最後にその日の議論をまとめる形でコメントしたこともあるし、議論の途中でコメントすることもあったと記憶している。

2 アダム・スミスとジェイムズ・ステュアート

スミスが〔その著書を〕読んだと思われる人に、ジェイムズ・ステュアートがいる。スミスがグラスゴー大学で教えた人で、スミスの若い友人であるバルトニーという人がいる。スミスが、バルトニーに宛てた手紙の中から、スミスがステュアートの本を読んだことが分かる。

小林氏が上記のコメントの中で、「スミスが、バルトニーに宛てた手紙の中から、スミスがステュアートの本を読んだことが分かる」とあるが、その手紙とは次の手紙のことを指しているものと思われる。それは、スミスがカーコーディから1772年9月3日付でウィリアム・バルトニー William Pultney へ宛てた手紙である。スミスは、その書簡の中で次のように述べている。

「サー・ジェイムズ・ステュアートの本について、私はあなたと同意見です。それには一度も言及していませんが、同書の中の誤った諸原理は、私の本の中で全て明確に論駁されていると自負しています。」(Corr. p.164)⁽¹⁾

上記書簡の中で、スミスが記している「ステュアートの本」とは、ジェイムズ・ステュアートが1767年に出版した『経済学原理』のことを指している。それでは、スミスがこの『原理』を読むことで感じ取った「誤った諸原理」とは、一体どのようなものであったのだろうか。

この問題分析については、新村聡氏が行っているので、その論稿⁽²⁾を参照されたい。

スミスは、ステュアートの体系を批判するという形で『国富論』を書いたと思われるので、『国富論』を理解するには、その前提としてステュアートの本を読む必要がある。[これは、私の] スミス研究のライト・モチーフである。

このすぐ後で、小林氏は「富塚良三氏の『蓄積論研究』は、厳密に言えば学史研究とは言えない」と述べている。

講義録上、どのような脈絡からここで小林氏が富塚良三氏の『蓄積論研究』について言及したのか不明であるが、こうしたことも講義録の妙ということでそのまま記しておきたい。

尚、上記の富塚氏の『蓄積論研究』とは、富塚良三『蓄積論研究』未来社、1965年のことを指しているものと思われる。

3 アダム・スミスの蔵書

スミスは、三千冊ほどの蔵書を残した。スミスの蔵書の特色は、線を引いていなくて、書き込みがないことだ。[これはスミスが]、本を愛した[証拠である]。

『国富論』の初版は、五百冊であった。

スミスは、本の印税を全て本の購入に充てたのではないか。

スミスの蔵書目録の研究は、今でも役に立つ。

スミスが、ウィリアム・ペティを読んで『道徳感情論』を書いたかどうかということは、問題である。

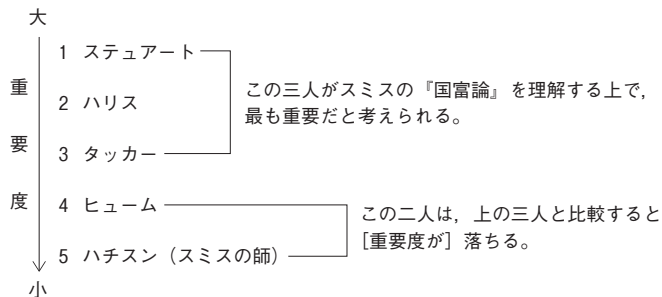
思想的にスミスは、ストア学派の影響を受けていると思われる。一非常に簡素な性格。

テュルゴー（重農学派）は、スミスと親しい間柄にあった。

私[小林昇氏]の蔵書数は、約六千冊である。

4 アダム・スミスとデーヴィッド・ヒュームとジョサイア・タッカーとの関係

タッカーは、バーミンガムを中心とする産業革命初期の頃の様子を書いている。



昭和52年度最初の大学院ゼミのガイダンスは、上記のようにかなり多岐にわたるガイダンスであった。一見すると、ガイダンスの域を越える内容のようにも思えるが、脚注を読むといっても結局はスミスの思想を理解するための作業であるから、小林氏はスミス理解のための重要な視点を我々院生に伝えようとしたのではないだろうか。

(注)

(1) このスミスのパルトニー宛書簡文は、『アダム・スミス書簡集』(Corr.)の163ページから164ページにかけて収録されており、原書ページで実質ほぼ1ページの文である。

引用したこのスミスの文(164ページ)の邦訳は、新村聡氏のものを使用させていただいた。(下記注(2)の新村氏の論稿の161頁)。

尚、このウィリアム・パルトニーは、以前はWilliam Johnstoneと呼ばれていたということである(corr. p.163の脚注1)。

(2) 新村聡「スミスのステュアート信用論批判」『岡山大学経済学会雑誌』32巻4号、2001年、161～174頁

第2回 1977年5月4日(水)：新版グラスゴー大学版アダム・スミス全集概説

[今回の]全集の中には、[国富論]草稿とグラスゴー大学講義[法学講義]が含まれている。

※以下のローマ数字Ⅰ～Ⅵは、新版グラスゴー大学版アダム・スミス全集の巻数を示している。

Ⅰ The Theory of Moral Sentiments

『道徳感情論』は、第1版～第6版までに相当[内容が]変わっている。しかし、『国富論』はその点、根本となっている第3版の本質がほとんど変わっていない。

[従って]、『道徳感情論』を勉強する場合には、各版を対照しながら読む必要がある。その点で、この度の全集版は各版対照になっているので、便利である。

米林富男氏の邦訳『『道徳情操論』 未来社, 1969 年] は, 最後の第 6 版を底本としている。水田洋氏の邦訳『『道徳感情論』 筑摩書房, 1973 年] は, 初版を底本としており, 各版を対照している。

II An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations

スミスは, 現状批判 (重商主義批判) の意識が非常に強く, そのために, 学問としての経済学が必要であると考えた。

『国富論』が書かれた頃は, アメリカ植民地の [独立] 問題が大きくなってきていた。

スミスとフランス革命との関係を, 『国富論』の中に見出せるのではないか。

III Essays on Philosophical Subjects

[この第Ⅲ巻には] スミスが, 若い頃書いた諸論稿が含まれている。スミスの方法論を探る上で有益である。邦訳は, 出ていない。

[ここで言う Philosophy とは], 「学問」という意味であって, 今日の「哲学」ではない。出口勇蔵氏, 内田義彦氏などは, この点について詳しい。

グラスゴー大学版『スミス全集』第Ⅲ巻として刊行された本書は翻訳され, 以下の邦訳として出版された。
アダム・スミス／アダム・スミスの会監修・篠原久他訳『アダム・スミス哲学論文集』名古屋大学出版会, 1993 年

IV Lectures on Rhetoric and Belles Lettres

この本は, 『道徳感情論』のスミスの生前の何版かに入っていたものである。アバディーン大学のロージアンという人が, 学生の講義ノートを書写したものである。宇山直亮氏による邦訳, 『修辞学・文学講義』1972 年が, 未来社から出ている。

V Lectures on Jurisprudence

[これはこの度のスミス全集の中で], 最も待望されていたものである。

[この] Jurisprudence (法律学) は, アバディーンでロージアンが「修辞学・文学講義」と一緒に見つけたものであり, キャンン版のものより詳しく, 内容が豊富である。しかし欠点としては, キャンン版と比較して最後の部分がなく, 経済学の内容が入っている police 部分がないことである。

上記の『法学講義』の中に見られる police という用語は, 従来「治政」と訳出されていたが, 最近では水

田洋氏は、この police を「生活行政」と訳出されている。この件については、次の拙稿を参照されたい。

松浦努「アダム・スミス『法学講義』基礎研究—A・B 両ノートの異同関係分析と若干の理論的考察—」
『研究年報』（北海学園大学大学院経済学研究科）19 号，2019 年，64 頁

〔キャンナン版の法学講義には〕，高島善哉・水田洋両氏による邦訳，『グラスゴウ大学講義』日本評論社，1947 年がある。

Jurisprudence の経済学の部分が，『国富論』になったと考えられる。『国富論』は，経済学プロパーの本ではない。例えば，第 5 篇では制度論など経済学に関する部分が非常に少ない。— Jurisprudence の中の，純粋に法律学的な部分を第 5 篇に入れたのではないか。

〔新版の〕新しく発見された〔この法学講義は〕，1762 年～1763 年にかけてのものである。1762 年 12 月 24 日から，講義が始まっている。キャンナンが発見したものは，1763 年～1764 年にかけてのものと推測されている。この邦訳が，高島善哉・水田洋訳である。

スミスは，法律学の講義をするに当たって，師であるハチスンに忠実に従っている。

‘Early Draft’ of the Wealth of Nations（国富論草稿）は，『国富論』と非常に似ている。

VI Correspondence of Adam Smith

〔その内訳は，以下の通りである。〕

スミス宛の手紙	125 通	
スミス自身が書いたもので不明のもの	53 通	
スミス宛のもので不明のもの	40 通	

《次週の予定》

①報告範囲：WN-1, p.18 の Economic Theory and the Exchange Economy～p.34 の The Role of the State の手前まで。編者序文の一部。

②報告者：服部正治（経済学部助手）

第 3 回 1977 年 5 月 11 日(水)：WN-1, p.18～p.34 までの編者序文

1 服部正治氏⁽³⁾の報告内容

(1) 上記範囲の前・後半のポイント

前 半：『国富論』と『法学講義』ノートと『国富論草稿』との関係。

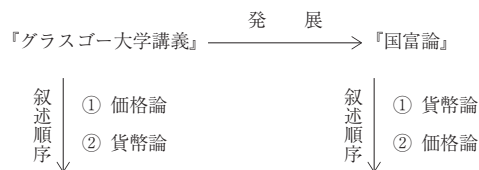
後 半：『国富論』第 1 篇と第 2 篇の分析。

第1篇の中の自然価格の問題。

circular flow $\equiv$ 再生産, 物質填補。

- ・『国富論』以前のスミスの最も大きな書物は、キャンナン版の『グラスゴー大学講義』である。
- ・自然価格と市場価格との問題が、『講義』と『国富論』との間で異なっている。
- ・スミスに影響を与えた人々としては、ジェームズ・オズワルドとテュルゴーがいる。
cf. テュルゴー『富に関する考察』
- ・スミスのフランス旅行が、『国富論』に何らかの影響を与えたと考えられる。スミスの時代でスミスの考えに最も近い考え方を持っていた人は、テュルゴーだと思う。

(2) 第1篇第1章～第3章：分業の問題



- ・スミスは、生産諸要素をストックとしてよりも、フローとして把握する。
- ・スミスは、一つの均衡価格として、自然価格に至るプロセスに関心を示している。
- ・利率が利潤率の指標になる。スミスは、一般利潤率（平均利潤率）というものを見ていた。
- ・スミスの地代論を理解している人は、一人もいない。
- ・スミスは、経済発展につれて土地の利用パターンが変化すると見ている。
- ・スミスの理論の中には、根底的にセーの法則があった。

服部氏が触れた上記の「セーの法則」について補足しておきたい。

「セーの法則」(Say's law) は、販路説とも言う。「セーの法則」とは、セーがその主著『経済学概論』(初版 1803 年)において、「販路の理論はやがて世界の政策を変えるであろう」と自負した主張を指す。

販路説の原型や販路説が意図する政策的含意等の詳細については省くが、このいわゆる「セーの法則」(販路説)は、以後、次のような議論を巻き起こした。

販路説はローダーデール、マルサス、シスモンディらによって批判されたが、J. ミルやリカード、J.S. ミルらによって基本的に支持された。それ以後、部分的供給過剰と全般的供給過剰との区別、貯蓄と投資との関係、販路説と貨幣数量説との関係等の論点をめぐり問題提起され、特に、J.M. ケインズが『一般理論』(1936)に

において、「供給はそれ自らの需要を創り出す」という簡潔な命題に集約して「セー法則」と名付けて以降、この法則についての本質的な議論が続いた。(経済学史学会編『経済思想史辞典』丸善株式会社, 2000 年, 310 頁参照)。

2 小林昇氏のコメント

この General Introduction は、ミークを除いて、マルクス経済学を無視して書いている。従って、マルクス経済学の理論を用いてこの序文を書いたら、もっと分かり良いものになったであろうが、かえって難しくなるであろう。

貨幣論の〔叙述〕位置の相違〔については〕、これがスミスにプラスになっているのか、〔それとも〕マイナスになっているのか、という問題である。

自然価格と市場価格との関係。スミスの価格論では、需要の問題が大きい。〔しかし〕、スミスにおいては、需要の問題〔意識〕が希薄である。なぜなら、供給するものは全て売れると考えるからである (cf. セーの法則)。

近代経済学では、利潤とか地代をコストとして見ている。〔しかし〕、マルクス経済学では違う。利潤というものは、生産諸要素の新結合 (new combination) によって生まれてくる、と現代の経済学者は考えている。

(注)

(3) 服部正治氏の経歴と業績については、以下の文献を参照されたい。

『立教経済学研究』(服部正治教授記念号) 第 69 巻第 4 号, 2016 年

《次週の予定》

①報告範囲：第 1 篇第 1 章～第 2 章の本文と関連する脚注。

②報告者：長谷川

第 4 回 1977 年 5 月 25 日 (水)：第 1 篇第 1 章～第 2 章本文と関連する脚注 (WN-1, pp.13～30)

第 1 篇 労働の生産力における改善の原因と、その生産物が国民の様々な階級の間にならに分配される秩序について

第 1 章 分業について

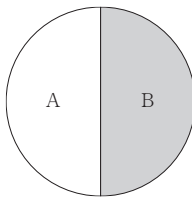
第 2 章 分業を引き起こす原理について

以下の講義録の内容は、長谷川氏による報告内容というよりは、ほぼ小林氏によるコメント内容と思われる。

尚、この日の報告者長谷川氏については、当時立教大学が発行していた経済学関係の研究紀要（『立教経済学研究』、『立教経済学論叢』）を調べてみたが、見つけることができなかった。修士課程の同期にはいなかったと思うので、博士課程か他大学からの出席者だったのかもしれない。いずれにしても、筆者の記憶からは長谷川氏の下の名前を思い出すことができなかった。

1 スミスの言う「年々の労働生産物」の内容

図解 1



A：純粋に自国で生産された物

B：自国で生産した物のうち、自国で必要としない物と他国の必要物と交換した労働生産物、すなわち他国の労働生産物

リカードやマルサスと比較して、スミスには「人口論体系」がない。

2 division of labour について

(1) 分業論の提唱者

匿名者の 1701 年の“*Cosiderations in the trade*”。 cf. スミス著作集第Ⅲ巻の最初。

[分業論の提唱者としては] ウィリアム・ペティとマンデヴィルとハリスとに加え、上記の匿名者を挙げるべきではないか。 cf. 技術史

toys（大人が身に付ける珍しい物）[と呼ばれる] 品物が、18 世紀のイギリスの輸出品の中で、第三番目くらいの位置を占めていた。

1 毛織物 2 小麦（穀物） 3 toys

(2) ジョサイア・タッカー

タッカーは、ヒュームと論争している。

ヒューム — ケイムズ — タッカー
中継者

産業革命初期の頃の状況を詳しく知っているのは、ヒュームよりタッカーの方である。

フランスの『百科全書』の中で、ドレールという人がピン pin について書いている。スミスの

言うピンマニュファクチュア、ネイルマニュファクチュアでは、機械が使われていなかったが、タッカーの分業の説明の中では機械が使われている。

イギリス産業革命との関連議論として、小林氏は「機械」の定義論を 1977 (昭和 52) 年度の第三回学部ゼミ (60 頁) において次のように述べている。

「機械というものは、動力源がなければ機械とは言えません。[従って] スミスの言う [ピンマニュファクチュア] 内で使用される様々な道具は機械ではありません。」

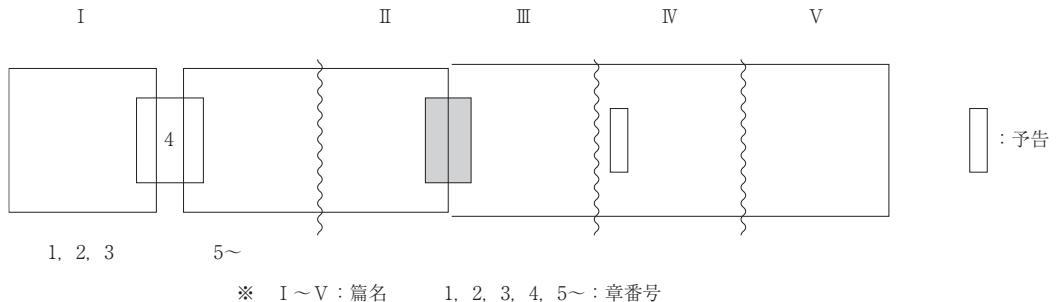
バーミンガム産業資本のイデオログであったタッカーとスミスとの関係はいかなるものであったのかということについては、今後の研究が待たれる。

natural wants が productive power (forces) を作り出す、という考え方にも [ジェームズ・] スチュアートが気づかっている。

スチュアートは、スコットランド歴史学派の中に入る。

3 『国富論』の篇，章構成

図解 2



第 5 回 1977 年 6 月 1 日 (水)：前週第 4 回の続き

1 分業論の続き

『国富論』の最初の部分 (第 1 篇，第 2 篇) は，スミスが若い頃から温めていた考えであることが分かる。

スミスの社会的分業は，農・工分離の考え方が取られていない。ヒュームとスチュアートには，農・工分離の考え方がある。

経済史を論ずる第 3 篇の最初の部分には，社会的分業の中に農・工分離の考え方が見出される。

2 アダム・スミスとトマス・パウナル

Pownall のスミス批判には、有力な面もある。スミスの迂回貿易についての考え方に対する Pownall の批判がある。

〈WN-1, p.25 の脚注 2 の中の Pownall, a former Governor of Massachusetts について〉

小林氏が上で触れた、パウナルについての編者脚注を通してもう少しその先を追究してみたい。

上記の WN-1, p.25 の編者脚注 2 は、『国富論』第 1 篇第 2 章「分業を引き起こす原理について」の有名な次の文章の最後に付されている。

「こんなにも多くの利益を生むこの分業は、もともと、それによって生じる社会全般の富裕を予見し意図した人間の知恵の所産ではない。分業というものは、こうした広い範囲にわたる有用性には無頓着な、人間の本性上のある性向、すなわち、ある物を他の物と取引し、交易し、交換しようとする性向の緩慢で漸進的ではあるが、必然的な帰結なのである。」(WN-1, p.25-1, 大河内訳 I, 24 頁)。

さらに以下に、編者脚注の中の特に重要と思われる Pownall に関する叙述部分を原文のまま挙げておこう。

Pownall, a former Governor of Massachusetts, also criticized Smith's views on labour as a measure of value, paper money, the employments of capital, colonies, etc. (WN-1, p.25)

上記のパウナルによるスミス批判の内容に関して、『アダム・スミス書簡集』(Corr.) の編者もその脚注を付している。それは、1776 年 9 月 25 日付でパウナルからスミスへ宛てられた書簡内容に関するものである。その脚注で編者は、こう記している。

「パウナルは、政治経済 (political economy) と関係する「道徳的ニュートン主義」を『国富論』の中で認識している。経験の人として、彼は、理論家スミスの見解のいくつかに異議を唱える。その最も興味深い批判は、価格、貿易の諸パターン、輸入に関する諸規制及び植民地貿易独占に関するものである。」(Corr. p.213 の脚注 2)。

このように、WN, Corr. の編者が付したパウナルとスミスとに関する脚注の内容から、パウナルがスミスの考え方のどのような点を批判したのか、そのおおよその内容を推測できるのではないだろうか。

小林氏が上記で触れた Pownall とは、『アダム・スミス書簡集』(Corr.) によれば、次のような人物であった。トマス・パウナル (Thomas Pownall, 1722~1805) は、「1743 年から 54 年まで (英国) 貿易省の職員、1753 年に (植民地アメリカの) ニューヨーク総督の事務官、1755 年にニュージャージー総督代理、1757 年から 59 年まではマサチューセッツ湾総督、1760 年にはサウス・カロライナ総督 (彼はこのポストを受け入れなかった) であったトマス・パウナルは、1764 年に『植民地の統治』(*The Administration of Colonies*) を出版した。1767 年から 80 年まで英国下院議員として、彼は、(イギリス本国と) アメリカとの調停を支持し、(本国) 政府の政策に反論した。」(Corr. p.213 脚注 1)。

ところで、スミスとこのパウナルとの間で交わされた往復書簡は、『アダム・スミス書簡集』(Corr.) の書簡リスト (List of Letters) によれば、それぞれ一通ずつある。1776 年 9 月 25 日付でパウナルからスミスへ宛

てたもの (Corr. p.213, 書簡番号 174) と, 1777 年 1 月 19 日付でスミスからパウナルへ宛てたもの (Corr. p.224, 書簡番号 182) とである。

以下で, 上記日付のスミスからパウナル宛ての書簡内容を見てみよう。この書簡の中で, スミスは, 次のように述べている。

「エディンバラを離れる前日, 私はあなたからの手紙 (書簡番号 174) を最大の敬意をもって受け取りました。……あなたの諸論評を取めた出版物の方が, 私信によるそれら諸論評に関する情報交換がもたらすはずのものよりも, (あなたに対する) はるかに多くの敬意の念を私にもたらしめます。／私は近いうちに敬意を持ってあなたを訪ね, そこで直接, あなたと私が同意できる点と異なる点とについて議論することを望んでいます。」(Corr. p.224, ／は原文中における行替えを示す)。

一部中略して訳したが, パウナルへ宛てたスミスのこの書簡からは, スミスの終始変わらぬ丁寧かつ誠実な姿勢が窺われる。パウナルからスミスへ宛てられた書簡 (書簡番号 174) の中に記されたパウナルによるスミスへの批判に対して, スミスは書簡ではなく, 次の二つの方法で議論し合いました, と提案しているように感じ取れる。

その第一は, 著作物を通しての議論, 第二は, 直接対話を通しての議論である。

3 ハチスン, ヒューム, ハリス

ハチスンとスコットランド歴史学派との相違点は, ハチスンには歴史的視点がないことである。[また,] ハチスンの経済学は弱い。

cf. Francis Hutcheson, *A system of moral philosophy*, 1755 は, ハチスンが 1737 年～38 年頃に執筆した本である。[『道徳哲学体系』と訳されている]。

ヒュームの *Political Discourses*, 1752 は, 何版もある。[『政治論集』と訳されている]。ヒュームの時代までは, 原契約 original contract の考え方があった。しかし, スコットランド歴史学派の人達は, 社会というものは契約によって成立するのではなく, 歴史的に成立するのだという考え方をしていた。

あたかも契約をしたかのような形で政府 (社会) が成立した, と考えるのがタッカーである。
cf. tacit contract 暗黙契約

スミスの蔵書リストの中には, ハリス Harris のものがある。しかし, スミス自身は, ハリスの名前をどこにも挙げていない。一方, マルクスもハリスを読んでいない。

《次週の予定》

- ①報告範囲：第 1 篇第 3 章本文と編者脚注。
- ②報告者：高橋和男 (経済学部助手)

第6回 1977年6月8日(水)：第1篇第3章と編者脚注 (WN-1, pp.31~36)

第3章 分業は、市場の大きさによって制限される

アメリカの独立宣言によって制定された憲法は、original contract (原契約：人は生まれながらにして平等であるという考え方) に基づいて作られている。

スミス、ヒューム、ジェイムズ・ステュアート、タッカーは、original contract を否定していた。

スミスは、名誉革命のイデオログ [である] ロックから抵抗権を継承していたと考えられる。

——ここまでは、前週第5回の続きと考えられる。

〈『国富論』第1篇第3章と編者脚注についての報告〉 報告者：高橋 和男⁽⁴⁾

『国富論』は、いつ [頃] から書かれたのか？

FA, FB⁽⁵⁾ は、ED⁽⁶⁾ が書かれた後に書かれたのではないか。

スミスは、[『国富論』] 第4篇で農業システムについても批判を加えているが、まず重農学派を批判し、具体的には中国、ベンガル、エジプトなどの農業について批判している。つまりスミスは、これらの国々を農業国として把握していた。

スミスは、第3篇で内陸部における農・工分離の発展が陸運交通を発達せしめた、という風に把握している。

スミスによれば、ホッテントット Hottentot [南アフリカ先住の遊牧民] は野蛮人ではない。というのは、彼等は牧畜を営んでいたからである。

[『法学講義』A ノートでは]、ほとんど civilized society が使われている。civil society は、『講義』B [ノート] において使用されている。

『国富論』には Index (索引) が初版から付いているが、どうもスミス自身が付けたものではないらしい。

[『国富論』] 第5篇の中には、[スミスが] 法学 Jurisprudence を読んだ [と思われる] 味がある。だから、第5篇を読んでから第1篇～第4篇を読むと良いのではないか。

以上ここまでは、講義ノートの筆記表現から判断して報告者の高橋氏の報告内容であると思われる。従って今回のゼミでは、小林氏のコメントはなかったと考えられる。

《『国富論』第 1 篇第 4 章を主題とする演習について》

第 6 回ゼミの範囲は、前述の通り『国富論』第 1 篇第 3 章及びそれと関連する脚注であった。そして、この後で記す第 7 回ゼミの主題は、同書第 1 篇第 5 章であり、第 4 章を主題とするゼミ記録は筆者の講義ノートには見られない。

その理由として考えられることは、第一に、小林氏が何らかの事情により休講にしたか、第二に、受講生であった筆者が私事都合によりゼミを欠席したかのいずれかであると思われる。

もし、筆者が個人的理由によりゼミを欠席したとすれば、第 6 回ゼミが行われた 6 月 8 日の一週間後の 6 月 15 日(水)に、第 1 篇第 4 章を範囲とするゼミが行われていた可能性がある。

因みに、『国富論』第 1 篇第 4 章のテーマは、「貨幣の起源と使用について」となっている。

(注)

- (4) 故・高橋和男氏は、当時立教大学経済学部助手をされており、大学院小林ゼミに出席されていた。その後の経歴によれば、高橋氏は助手の職を辞した後、芝浦工業大学非常勤講師を経て、1980 年 4 月より立教大学経済学部にて奉職され、講師、助教授、教授として活躍された方である。

この度の講義録作成作業の過程で高橋氏が 2006 年 11 月 27 日享年 61 歳の若さで逝去されていたことを知り、とても驚いた。今は、同氏のご冥福を心よりお祈り致します。

故・高橋和男氏の経歴と業績については、以下の文献を参照されたい。

小林純「高橋和男教授の略歴および業績」『立教経済学研究』第 61 巻第 2 号、2007 年、303～306 頁

尚、『アメリカ国民経済学の系譜』立教大学出版会、2008 年は、高橋氏の遺著となった作品である。本書に関する書評論文も三本発表されている。

- (5) FA, FB とは、Two fragments on the division of labour, Buchan Papers, Glasgow University Library のことを指す。「分業論断片 A・B」と訳されている。この「分業論断片」は、水田洋氏によって訳出され、アダム・スミス／水田洋訳『法学講義』（岩波文庫、2005 年）に附録として収録されている。
- (6) ED とは、‘Early Draft’ of *the Wealth of Nations* のことを指す。「国富論草稿」と訳されている。この「国富論草稿」も、注 (5) で掲げた水田訳の中に収録されている。

《次週の手配》

- ①報告範囲：『国富論』第 1 篇第 5 章本文と編者脚注。
- ②報告者：松 浦 努（修士課程 1 年）

第 7 回 1977 年 6 月 22 日(水)：第 1 篇第 5 章と編者脚注 (WN-1, pp.47～64)

第 5 章 商品の真の価格と名目上の価格について、すなわち、その労働価格と貨幣価格について

1 発展段階説

(1) スコットランド歴史学派の発展段階説

スコットランド歴史学派の4段階説（世界史の発展段階説）は、重要である。この4段階説は、リストに最もよく受け継がれている。

- ①未開
- ②牧畜
- ③小農業
- ④商業

(2) スミスとマルクスの発展段階説

スミスは、未開状態から civilized society に至る過程を西ヨーロッパ以前の社会（例えば、古代ギリシアなど）において認めている。

マルクスの発展段階説は、18世紀段階ではまだ考えられていない。またこの当時は、[マルクスは] まだ古典的素養 [ギリシアなど] から抜け出せていない。

イギリスでスミスを学史的に研究している人は、ミークとスキナーくらいである。

(3) リストの発展段階説

- ①未開
- ②牧畜
- ③農業
- ④商業
 - 農・工
 - 農・工・商

[リストの] この発展段階説は、歴史学派（ヒルデブラントなど）に移ると、全く受け継がれなくなる。

A ヒルデブラントの場合

- ①実物経済
- ②貨幣
- ③信用

B ビュッヒャーの場合 = 西ヨーロッパの経済発展段階説

- ①家 族
- ②都 市
- ③国 民

スミスの時代も、[貨幣] 鑄造料は無料であった。イギリスの場合、貨幣鑄造をする場合の純分の割合 [決定] は、国王とゴールド・スミスとの間の契約でもって行われた。また改鑄は、造幣局によって行われた。なぜなら、儲かるからである。

水とダイヤモンドについて述べたのは、スミス以前では、ジョン・ローとハリスである。

〈『国富論』第 1 篇第 5 章と編者脚注についての報告〉 報告者：松 浦 努

Pownall (パウナル) は、究極の価値基準 (価値尺度) としてスミスが労働を選ぶことの妥当性を問題にした。すなわちパウナルは、投下労働価値説に否定的であった。

本書の編者は、労働価値論の系譜をジョン・ロックから考えていると思われる。

〈スミスの貨幣鑄造に関する考え方〉

- ・わが国 (イギリス) で本来必要以上の金貨が鑄造されているのは、良質な新貨が熔解されるため、その防止には造幣手数料を課するのが良い。
- ・造幣手数料を無料とする現行イングランドの政策は、貨幣の生産 (鑄造) に奨励金を与えることに他ならず、重商主義政策の最たるものである。

上記のスミスの主張から、スミスは、重商主義批判という観点から貨幣鑄造には造幣手数料を課すべきだ、という考えを持っていたのではないか。

この日のゼミのコメントとして、小林氏がスミスを含む数名の思想家の歴史発展段階説に触れたことの背景は、講義ノートを見る限り不明である。その後のイギリスにおける貨幣鑄造料に関するコメントは、筆者の報告内容に関連して述べたものと思われる。

この日の報告は、筆者にとって大学院小林ゼミでの初めての報告であり、かなりの緊張感を持って臨んだことを覚えている。グラスゴー大学版『国富論』原典第 1 篇第 5 章本文の読み込みと、それと関連する編者脚注の読み込みとに必死に取り組んだ様子がノートからも窺われる。

第 8 回 1977 年 6 月 29 (水) : 前回第 7 回 (第 5 章) の続き

1 マンデヴィルの経済思想

マンデヴィルは、オランダからロンドンへ移住してきた医者である。

マンデヴィルの「私悪は公益」という思想は、「悪徳である奢侈（贅沢）を有効需要として社会が発展する」という考え方である。

マンデヴィルに rigorism（厳格主義）という用語を使うのは、適當ではないと思う。

ヒュームは、贅沢は悪であるという風に認め、怠惰というものは近代社会の動力を失うものであるから、贅沢な方がまだましであると考えた。

ステュアートは、「贅沢は倫理的に見て善でも悪でもなく、贅沢というものは、人々に employment（雇用）を与える元となるものである。[但し、]贅沢が過剰になると、悪徳になる。」と考えた。

有効需要の必要性を最初に提唱したのはマンデヴィルである、という評価がある。マンデヴィルの社会的分業論→スミスの分業論。

分業論を重視したことがマンデヴィルの功績であり、その分業論がスミスに繋がったということが重要である。

2 スミスとハリス

スミスとハリスとの関係は、非常に重要である。

ハリスは、貨幣の悪鑄をできるだけ避けようとし、彼は債権者の立場に立っていた。

ステュアートがハリスを知っていたかどうかということは、微妙なところである。ステュアートは、債務者の立場に立っていた。[一方]、ステュアートとヒュームは、知り合いであった。

マカロックの以下の復刻本を買っておくと、役に立つ。

J.R. McCulloch, *Old and Scarce Tracts on Money*.

小林昇氏が紹介した上記のマカロックの著書の出版年を調べてみたが、分からなかった。しかしその後、本作品の草稿をお読みいただいた小林淑憲氏（現北海学園大学教授）より、以下のような情報提供をしていただいた。その結果、当該講義において小林昇氏が「マカロックの以下の復刻本を買っておくと、役に立つ」と述べたことの背景と、その著書の出版年とを推定することが可能となった。

「CiNii Books を見ると、“Photographed from the original volume printed for the Political Economy Club, 1856.” のリプリント版（1933 年）が、26 の国内の大学図書館に所蔵されていることが分かります。小林教授の指摘はそのリプリント版である可能性があります。

Reprint. Originally published: A select collection of scarce and valuable tracts on money, from the originals of Vaughan, Cotton, Petty, Lowndes, Newton, Prior, Harris, and others: with a preface, notes, and index. London: Printed for the Political Economy Club, 1856.]

ジョン・ラムゼイ・マカロック (John Ramsay McCulloch, 1789~1864) は、イギリスの経済学者。スコットランド出身で、1818 年以来 Edinburgh review の経済関係の主要寄稿者となり、リカード理論の祖述と普及に努めた。1828~37 年は、ロンドン大学経済学部教授。(小林昇編『経済学史小辞典』学生社、1963 年、167 頁)。

Harris [1757~1758], *ESSAY UPON MONEY & COINS*. 7 万円位。

ジョウゼフ・ハリス／小林昇訳『貨幣・鑄貨論』東京大学出版会、1975 年

ステュアートは、交換価値分析を『[経済学] 原理』第 2 篇第 4 章で行っており、スミスの交換価値分析と非常に似通った [ものとなって] いる。しかしその位置付けは、異なっている。

the rich (富裕者) の propensity to consume (消費性向) が大切である。

WN-1, p.45 の脚注 31 の 1st, 2ndly, 3dly は、重要である。

小林氏が重要であると指摘した WN-1, p.45 の脚注 31 の上記個所の原文を以下に示す。

1st, The demand or need for the commodity. There is no demand for a thing of little use; it is not a rational object of desire.

2ndly, the abundance or scarcity of the commodity in proportion to the need of it. If the commodity be scarce, the price is raised, but if the quantity be more than is sufficient to supply the demand, the price falls. Thus it is that diamonds and other precious stones are dear, while iron, which is much more useful, is so many times cheaper, tho' this depends principally on the last cause, viz:

3rdly, the riches or poverty of those who demand.

小林氏が上記の三点を編者による重要な指摘であるとコメントしたことの意味としては、商品に対する需要面からのアプローチの重要性と、貧富の格差に起因する諸商品に対する需要の違いに意識を向ける必要性とを含意したものではないか。また、スミス価格論における「需要」への問題意識の希薄さという、スミス価格論の特質についても注意を向けさせたものと思われる。小林氏は、スミス価格論に触れて、第 3 回大学院ゼミ (1977 年 5 月 11 日、10 頁) の中でも、スミスの需要問題に対する意識の低さを指摘しているからである。

第 9 回 1977 年 10 月 5 日 (水) :

ゼミの報告範囲並びに報告者は、不明である。指導担当教員である小林氏のコメント記載もなかった。

第 10 回 1977 年 10 月 12 日 (水) : 『国富論』第 1 篇第 6 章と編者脚注 (WN-1, pp.65~71)

第 6 章 商品の価格の構成部分について

日本においては、近代経済学の立場からのスミス研究がきわめて少ないので、マルクス経済学の立場からのそれ〔スミス研究〕と共通の問題意識の研究が望まれる。

マルクスは、諸商品の価格間の関係の分析をしていない。

critique はドイツ語にとってもラテン語から来た言葉であり、外来語である。マルクスが、critique という言葉を使う場合、既成のものに対する批判を行っている。現在のものに対しても、マルクスの批判が当てはまる点があるのではないか。こういうことを前提としながら、〔経済〕学史を書くことが必要ではないか。

日本の現状を救うには、体制を変えないとだめなのではないか。なぜなら、体制を変えないと教育も変わらないからである。人間改造を行ってエートスの面から救うという考え方もあるが、社会主義体制にしなければだめなのではないか。

cf. 消費構造とエートスとの関係の問題

消費活動の効率を測るには、貨幣とか価格とかという形態が必要である。

ジョン・ロックは、ほぼウィリアム・ペティと同時代の人と考えて良いのではないか。ジョン・ロックは、学史の草分けの人であった。

〈専門書、論文紹介〉

ロンルド・L・ミーク／水田洋・宮本義男訳『労働価値論史研究』日本評論新社、1957 年
大阪経済大学・竹本洋氏のロックについての論文。

小林氏が上で紹介している竹本氏の論文とは、以下のものを指しているものと思われる。

竹本洋「ロック経済論の成立―「利子論草稿」の分析―」『大阪経大論集』第 119 号、1977 年
竹本洋「ロック利子論と名誉革命期イングランド経済の一断面」『大阪経大論集』第 120 号、1977 年

第 11 回 1977 年 10 月 19 日(水)：前回第 10 回（第 1 篇第 6 章）の続き

natural history

conjectural history

上記の二つの英語表現による用語が、どのような脈絡から講義ノートに書かれたのかについては、原典の WN の第 6 章に相当する 65 ページから 71 ページに当たり確認したが、そこにもなく分らない。

引用する場合、訳本があるものは訳本のページも挙げておくのが、研究者の態度である。

第 12 回 1977 年 11 月 9 日 (水) : 前回第 11 回 (第 1 篇第 6 章) の続き

1 アダム・スミスの利子論

スミスは、利潤から利子が出てくると考えている。

ジョン・ロックは、上記のようには考えなかった。ロックは、貨幣の需給関係で利子率が決まると考えた。

〈スミス利子論の系譜〉

マッシー → ヒューム → スミス

2 アダム・スミスの不生産的労働論

[スミスにとって,] 不生産的労働 unproductive labour とは、主に menial servants のことを指している。[しかし,] 不生産的階級 unproductive class と言った方が良いのではないか。

スミスは、役人や教師は不生産的労働 [階級] であるが、社会にとっては必要である [と考えた]。しかし、menial servants は社会にとっては不必要ではないかと考え、もっぱら menial servants の存在を問題にした。

3 アダム・スミスの資本家概念

スミスには資本家という用語はないが、それに類する用語として以下のような用語が『国富論』の中にある。

英 語	{	undertaker	(独) Unternehmer
		manufacturer	
		master-manufacturer	
		employer	

スミスは、冒険 adventure を絶対に避けた。

スミスの理論の中には、シュンペーター流の Unternehmer の考え方はない。むしろ、そのような Unternehmer 的行為は、社会の資本を浪費するものと考えた。スミスの資本家概念は、勤労大衆の出身として考えられている。

ケネーには、農業資本家と農業労働者との階級的対立という考えはなく、この両者を共に生産階級 [の中] に含めた。[しかし,] テュルゴーあるいはデュポン・ド・ヌムールには、これら両者の対立観があったと考えられている。

James Oswald は、経済の現実をよく知っていた人で、イギリスの資本主義成立についても知っていたのではないかな。

小林氏は、上述のようにジェイムズ・オズワルド (James Oswald, 1715~69) を評価しているが、同様の見方をその著書『経済学の形成時代』の中でもしている。

「ともあれオズワルドには既に、自らの階級的支配力とその把握する生産力の国際的優越とを自覚した、イギリス産業資本の立場が、やがてそのエネルギー的な代弁者として現れるタッカーの場合ほど鮮明ではないにせよ、いち早く反映しているように思われるのである。」(小林昇『経済学の形成時代』未来社、1961年、90頁)。

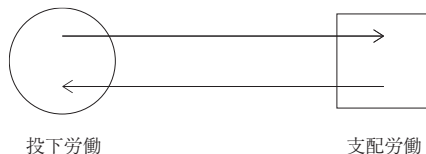
尚、このジェイムズ・オズワルドは、「アダム・スミスの幼時からの友達で釘作りの村ダニキアの地主貴族の家に生まれ、若くしてスコットランドの文化的指導者の一人となり、経済問題にも明るかった」(同上書 86頁)、とある。

4 アダム・スミスの投下労働価値説と支配労働価値説

スミスが『国富論』第1篇第6章の始めで、初期末開の社会を持ってきたことは決してアナクロニズム(時代錯誤)ではないということ、むしろ、このことはきわめて歴史的なことであった。当時は、文化人類学的知識なども不足していたため、スミスはそのままその社会に投下労働価値説を当てはめた。

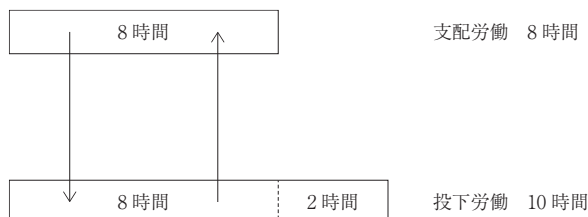
図解 3

I 初期末開社会



○が□を支配する場合の評価基準は、□に投下された労働時間と○に投下された労働時間で持って評価するより他にない。

II 資本家が登場する社会



10時間の労働を投下して8時間の労働しか支配できない、という風に考える方が妥当である。

8時間の労働を投下して2[時間分]の剰余価値を生み、10[時間分]の労働を支配できると考える羽鳥卓也氏の考えには、不自然なところがある。

尚、上記と同内容の講義が、第 4 回学部ゼミ (1977 年 6 月 2 日実施) においても行われている (61~63 頁参照)。但し、図解が一部変更になっている部分がある。

《次週の予定》

- ①報告範囲：『国富論』第 1 篇第 7 章と編者脚注。
- ②報告者：大 森 郁 夫 (早稲田大学商学部助手)

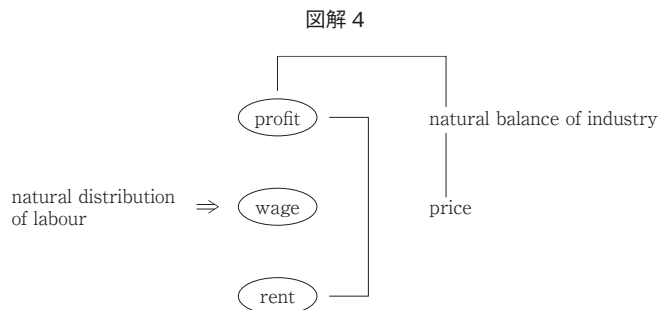
第 13 回 1977 年 11 月 16 日 (水)：『国富論』第 1 篇第 7 章と編者脚注 (WN-1, pp.72~81)

第 7 章 商品の自然価格と市場価格について

〈第 1 篇第 7 章と編者脚注についての報告〉 報告者：大 森 郁 夫⁽⁷⁾

需要の変化と長期均衡価格とは、直接的には結びつかないのではないか。

自然価格水準における需要量が重要 [である]。(ステュアートとは異なるスミスの有効需要論の特色)。



工業製品を造って輸出し食糧を輸入しても、スミスにとっては、natural distribution である。

農村では、徒弟条例が適用されなかったから、資本主義が発展したと考えるのが大塚史学 [である]。(このコメントは、大森氏ではなく、小林氏のコメントの可能性もある。)

(注)

(7) 当時、大森氏は早稲田大学商学部助手として小林ゼミに出席されていた。

その経歴や業績については、以下の文献を参照されたい。

藤田誠「大森郁夫先生をお送りするにあたって」

横山将義「大森郁夫先生のご定年退職にあたって」

(上記二編共、『早稲田商学』第 451・452 号合併号, 2018 年 3 月所収)。

尚、大森氏には以下の単著がある。

大森郁夫『ステュアートとスミス―「巧妙な手」と「見えざる手」の経済理論』ミネルヴァ書房、1996年

大森郁夫『文明社会の貨幣―貨幣数量説が生まれるまで』知泉書館、2012年

《次週の予定》

①報告範囲：『国富論』第1篇第8章と編者脚注。

②報告者：太田 要（修士課程1年）

第14回 1977年12月7日(水)：『国富論』第1篇第8章と編者脚注（WN-1, pp.82～104）

第8章 労働の賃銀について

〈第1篇第8章と編者脚注の報告〉 報告者：太田 要⁽⁸⁾

スミスの時代には、独立生産者が多くいたので、資本主義時代における所得の三分区、つまり利潤・賃銀・地代の区分が、独立生産者の所得のどこからどこまでが賃銀部分で、どこからどこまでが利潤部分か、ということが分からない状態であった。

ホモサピエンスが、地球上に現れてから25万年。現在の人類が、活動し始めてから3万年。

グレゴリー・キングとウィリアム・ペティとは、一体となっているところが多い。

cf. Gregory King, *Natural and Political Observations and Conclusions upon the state and condition of England*, 1696.

Old Colonial System は、イギリスとフランスとの対立関係から出てきた。

フランスの人口24万 VS [イギリスの] 植民地の人口3万人

3万人の植民地の人口を守るよりも、隣のフランスの24万人の人口を守った方が得だ、と考える方が合理的 [である]。

産業革命の勃発と共に、幼年労働 [者] が機械の補助役として使われた。実際としては、4歳頃から使われた。

スミスの人道的側面は、広い。

System of Commerce という考え方は、単に商業だけではなく、もっと広い概念である。

スミスの System of Agriculture についての考え方が、スミスのアメリカ論に出ているのではないか。

尚, 上記の太田氏による報告内容には, その内容から一部小林氏のコメントが含まれている可能性がある。

(注)

(8) 太田要氏は, 1977 (昭和 52) 年 4 月, 立教大学大学院経済学研究科経済学専攻博士前期課程に入学した方で, 筆者とは同大学院の同期生である。千葉県出身で法政大学卒業後, 筆者と共に指導教授である小林昇先生の指導を受けていた方である。太田氏は, ジョン・ミラーの研究をされ, 修士課程修了後は同大学院博士後期課程へ進学し, しばらく研究者として活動していたということであるが, その後進路変更をされ現在は自営業を営んでいることを 3 年前の夏に知った。

尚, 太田氏には以下の論稿がある。

「ジョン・ミラーにおける市民社会史」『立教経済学論叢』第 20 号, 1982 年

「ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」」『立教経済学研究』第 38 巻第 3 号, 1985 年

第 15 回 1977 年 12 月 14 日 (水) : 前回の第 8 章の続き

1 イギリスの学界とフランスの学界

テュルゴーとモルレーとネッケルとの三名の中で, テュルゴーはスミスに近い。[また,] ジョサイア・タッカーとこれら三名とは直接関係があった。

イギリスの学界とフランスの学界との橋渡しをしていたのが, ジョサイア・タッカーである。

スコットランド歴史学派とフランス学界との関係は重要 [である]。

18 世紀中葉から後半にかけてのイギリスとフランスとの関係を研究することは意義深いことであり, これによって重農学派の学史的意義 [について] も, 平田清明氏の研究方向とは違った新たな形のものが出てくるのではないか。

cf. 一橋大学 津田内匠 (つだ たくみ) (文献学者)

小林氏がここで紹介した津田氏について補足しておきたい。

津田内匠は, 日本の経済思想家, 経済学者。専門は, フランス古典経済学。一橋大学名誉教授。元経済学史学会代表幹事。

平田清明氏と同様, 小林氏がここで津田内匠氏の名前を紹介したのは, フランスの重農学派との関連からその名前を出したのではないだろうか。津田氏には, 重農学派のテュルゴーの著作の邦訳書, 『テュルゴー経済学著作集』岩波書店, 1962 年がある。

尚, 上記の津田内匠氏は, 本年 (2021 年) 2 月 25 日, 91 歳で逝去された。

18 世紀のイギリスに, どうして定住法 the Law of Settlement が存在しえたかということは, 一つの問題である。

cf. 山之内靖氏の産業革命に関する研究

小林氏は、上記の山之内靖氏の産業革命研究に関して、以下のような書評論文を残している。

小林昇「山之内靖著『イギリス産業革命の史的分析』(1966年)」『立教経済学研究』21巻2号, 1967年。
後に、『小林昇経済学史著作集Ⅸ経済学史評論』未来社, 1979年に所収。

2 アダム・スミスと政治算術

ウィリアム・ペティとグレゴリー・キングは、交流を重ねたと考えられる。

Gregory King, *State and Condition of England*, 1696.

Gregory King (1648~1712) は、イングランドの政治算術家、紋章学者。スタッフォードシャーに数学者、測量家の子として生まれ、長く紋章に関する官職に就いたほか、自らも測量に従事した。政治算術への関心は17世紀末からのものと推測されるが、この技能によって晩年は各種の官職を歴任した。

主著は、*Natural and Political Observations and Conclusions upon the State and Condition of England*, 1696.
(『イングランドの現状の自然的、社会的観察と結論』)。

この『観察と結論』は、経済・国富・国民所得統計の先駆として、また経済史の史料として貴重である。
(小林『経済学史小辞典』学生社, 1963年, 44頁)。

スミスは、political arithmetic (政治算術) についてはあまり賛成しなかった。[このことは、] スミスの方法的立場として重要 [である]。

cf. IV. v.b.30 全集1のp.95

小林氏は、政治算術に対するスミスのスタンスに関する上記のコメントと関連させる形で、参考資料として『国富論』第1巻の95ページ(WN-1, p.95)で編者が脚注33で示した「IV. v.b.30」(WN-1, pp.534~535)の個所で述べられているスミスの「政治算術」観を提示したと思われる。そこで、小林氏が提示したこの個所をもう少し具体的に見てみたいと思う。

まず、上記の「全集1のp.95」とは、グラスゴー大学版スミス全集第Ⅱ巻の二巻本として出版されたWN第1巻の95ページのことを指している。さらに、「IV. v.b.30」とは、『国富論』第Ⅳ篇第v章b(このbは第v章「余論」部分全体を指している。)の第30パラグラフの叙述個所を示している。

尚、上記の『国富論』第Ⅳ篇第5章の「余論」に触れて、訳者はその訳注[1]で次のように述べている。

「[「穀物貿易及び穀物法に関する余論」という] この表題は、第二版から付された。初版では第5章本論と余論との区分はなく、パラグラフが改められているだけである。」(大河内訳Ⅱ, 233頁)。

この第30パラグラフ最初の英文は、次のようになっている。

I have no great faith in political arithmetick, and I mean not to warrant the exactness of either of these computations.

私は政治算術^[1]をあまり信用していない。したがって私は、これらの計算のいずれについても、それが正確であると保証するつもりなどはない。(大河内訳Ⅱ, 250 頁)。

上記邦訳中の注 [1] は、訳者注である。訳者は、ここで以下のように注解している。

ジョン・グラント (John Graunt, 1620~74) 及びウィリアム・ペティを創始者とする社会現象の分析方法の総称で、実証的、数量把握の手法を特徴としている。……学派の発展に大きな影響を与えたのはペティである。彼は数量的分析方法を駆使してイングランド、フランス、オランダの国力を比較し、イングランドが世界貿易を制覇しうることを説明するとともに、チャールズ二世、ジェームズ二世のフランス従属志向に対してイングランドの経済的独立路線を主張した。その著書『政治算術』は、没後の 1690 年に刊行されている。これらの実証的分析方法は、その後キング、ダヴェナントらに受け継がれ、重商主義の経済理論に方法論的基礎を与えた。(大河内訳Ⅱ, 251 頁)。

編者が付けた WN-1 の 95 ページ下段の脚注 33 の中には、次のような文章が書かれている。原文で示そう。

Gregory King is also mentioned at I. xi.g. 9. Smith comments on his own lack of faith in 'political arithmetic' at IV.v.b.30.

尚、編者脚注 33 は、『国富論』第 1 篇第 8 章半ば過ぎの個所に出てくる次の文章中のダヴェナントという人物名の後に付されている。

「ダヴェナント博士^[1]によって、その政治算術についての技を激賞されたグレゴリー・キング氏は 1688 年に、労働者および通い使用人の通常の所得を、平均して家族構成三人半と想定した一家族について、年に 15 ポンドと推計した。」(WN-1, p.95-34paragraph / 大河内訳Ⅰ, 131~132 頁。paragraph については、以下 prg. と略記)。

尚、上記邦訳文中の [1] は訳者注であり、スミス全集の編者と同じ個所に注を付している。訳者注 [1] には、次のように記されている。

「チャールズ・ダヴェナント (Charles Davenant, 1656~1714) はグレゴリー・キング (Gregory King, 1648~1712: イングランドの統計学者) とともに政治算術家として知られ、対仏戦争の対策を論じた『戦費調達論』(“An Essay upon Ways and Means of Supplying the War”, 1695) が主著の一つとして有名である。重商主義期のイングランドの自由貿易論者であり、個別的貿易差額ではなしに総貿易差額主義を提唱して、保護貿易論者たちと論争した。イングランドの国内消費税委員、輸出入総監などを歴任し、またその間下院議員に選出されている。」(大河内訳Ⅰ, 131 頁)。

ここでまた、原典の WN-1. p.95 の編者脚注に戻るが、脚注 33 の下の余白に小林氏のコメントと思われる筆者の書き込みがある。そこには、「(重要) 彼 [スミス] は、政治算術を信用しなかった。[スミスは] グレゴリー・キングよりも、ウィリアム・ペティの方に論究しているのではないか?」, とある。

こうして、WN-1. p.95 脚注 33 の関連事項を追究して感ずることは、小林氏のグレゴリー・キングとウィ

リアム・ペティとの関係性についての強い関心度である。そのことは、1977年度大学院ゼミの第15回の講義録(27頁)からも窺われる。また、そのこととの関連で、小林氏が以下のような論稿を残していることも付記しておきたい。

小林昇「ジェイムズ・ステュアートとグレゴリ・キングーステュアートにおける経済循環の把握について」『立教経済学研究』13巻1号、1958年。後に『小林昇経済学史著作集V』未来社、1977年に収録。

in the long run ⇒ 古典学派の基本的考え方

[長期的視点で見れば]

例 均衡も _____ においては……

《次週の予定》

①報告範囲：『国富論』第1篇第9章及び編者脚注。

②報告者：手塚 真(博士課程)

第16回 1978年1月11日(水)：『国富論』第1篇第9章(WN-1. pp.105~115)

第9章 資本の利潤について

もし『グラスゴー大学講義』(=Aノート)が出版されれば、新年度の4月から読む予定である。

[本年] 3月~4月に、[A.S.] スキナーが来日する予定 [である]。

〈第1篇第9章の報告〉 報告者：手塚 真⁽⁹⁾

カンティロンはイギリス人であるがフランスにいたので、初めての論文はフランス語で書いた。カンティロンは経済の実務に明るかったが、スミスはそうではなかった。

スミスの利子 interest に関する考え方

利子 = 利潤 × 1 / 2

the usury laws 高利禁止法

スミスが、一番最初に農業に投資されるという場合には、near the sea shore あるいは navigable rivers ということを捨象していることに注意 [すべきである]。

こうして、昭和52年度の大学院小林ゼミは、グラスゴー大学版スミス全集『国富論』第1巻の編者序文及び第1篇第9章までの編者脚注を中心として、その関連本文も含めて読み進め終了した。原書のページ数にして、1年間で総計115ページを読んだことになる。

(注)

- (9) 昭和 52 年度大学院小林ゼミ最後の報告者となった手塚真氏は、当時博士後期課程に在籍中か聴講生の先輩であったと記憶している。同氏は、「社会思想史」のゼミを担当していた住谷一彦教授を指導教授としていたと思う。

筆者も、博士前期課程の二年間、住谷一彦先生が担当する「社会思想史」のゼミを受講させてもらった。同ゼミには、注 (2) (2 頁) でご紹介した田村信一氏だけでなく、後に大学教員となり活躍される小林純氏、山田正範氏等、才能豊かな諸先輩が在籍されていた。小林、山田両氏は、当時博士後期課程に在籍中か、大学院聴講生だったのではないかと思う。

尚、小林純氏の経歴や業績については、以下の文献を参照されたい。

『立教経済学研究』(小林純教授記念号) 第 70 巻第 3 号, 2017 年

〈1978 (昭和 53) 年度〉

- 1 ゼミナール実施期間 昭和 53 (1978) 年 4 月 12 日 (水) ~ 昭和 54 (1979) 年 1 月 17 日 (水)
- 2 実施回数 18 回
- 3 使用テキスト
 - (1) 前期 Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, ed. by with an Introduction and Notes by Edwin Cannan, Oxford at the Clarendon Press, 1896.
アダム・スミス／高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社, 1947 年。以下、高島・水田訳と略記。
 - (2) 後期 Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael, P.G. Stein, Oxford at the Clarendon on Press, 1978. 以下、本書中の「A ノート」部分のみを LJ (A)⁽¹⁾ と略記。
- 4 参考図書 アダム・スミス／アダム・スミスの会監修, 水田洋他訳『アダム・スミス法学講義 1762~1763』名古屋大学出版会, 2012 年。以下、水田訳 A と略記。
アダム・スミス／水田洋訳『法学講義』岩波文庫, 2005 年。以下、水田訳 B と略記。

(注)

- (1) まず、この「講義録」における A, B 両ノートの表記法について確認しておきたい。「講義録」本文中における新・旧『法学講義』の表記法は、新版のグラスゴウ大学版を「A ノート」、旧キャンナン版を「B ノート」と表記する。また、それぞれのノートの原典ページを表記する場合には、「A ノート」を LJ (A)、「B ノート」を LJ (B) と表記する。

尚、この LJ (A), LJ (B) という表記は、新版グラスゴウ大学版スミス全集の第 V 巻として出版された *Lectures on Jurisprudence* の中に共に収録された「A ノート」、「B ノート」の編者による略記法に従ったものである。

5 講 義 録

第1回 1978年4月12日(水): 初回ガイダンス

初回は簡単なガイダンスのみで終了。

小林氏から、本日午後1時半から3時まで、中央大学学生会館201号室にて、[A.S.] スキナー教授の講演があることが伝えられた。

第2回 1978年4月26日(水): 『法学講義』の原典について

キャンナン版『法学講義』(Bノート)の最初の原典は、以下のようなリプリント版として出版された。

Reprints of Economic Classics, *Augustus M. Kelley, Bookseller New York 1964* Printed in the United States of America by Sentry Press, New York, N.Y. 10019.

第3回 1978年5月24日(水): アダム・スミス体系における「法学講義」の位置付け

1 [アダム・] スミス体系における「グラスゴー大学講義」の位置付け

cf. 大道安次郎『スミス経済学の生成と発展』日本評論社、1940年

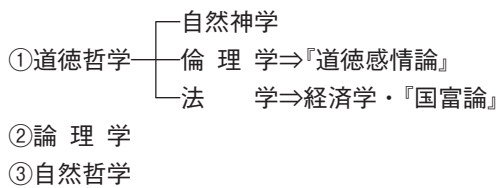
小林氏が大道氏の上記の著書を紹介したのは、スミス体系における「法学講義」の位置付けを考える上で有益であるとの視点から我々に紹介したものと思われる。尚、本書については、過去に次のような書き出しで始まる「解題」が書かれている。

「本書は、アダム・スミスの死後150年の記念として上梓されたものであるが、著作の態度は「スミスにおける生けるものと死せるもの」とをふるい分ける、ということであった。」(アダム・スミスの会編『本邦アダム・スミス文献一目録および解題』増訂版、東京大学出版会、1979年、164~166頁)。

(1) アダム・スミスの生涯 (1723~90)

1748	エディンバラ講義 [実施]	
1751	グラスゴー大学教授 (論理学)	
1752	グラスゴー大学教授 (道徳哲学)	
1759	『道徳感情論』 [初版出版]	
1764~66	フランス旅行	この間の約10年間の思想的系譜は重要
1776	『国富論』 初版出版	
1778	関税委員	
1787	グラスゴー大学名誉総長	

(2) アダム・スミスの学問体系



新しい『グラスゴー大学講義』[=『法学講義』]は、1762年から1763年のものと推定されている。

「国富論草稿」には、分配論（利潤・賃銀・地代）がほとんどない。従って、分配論は、重農学派から学んだと考えられる。

『道徳感情論』は、独立生産者の世界を描いた著作である。

利他心と利己心との問題

『道徳感情論』——自然法
『国富論』——自然法

この二つの自然法は、どのように違うのか？

第4回 1978年5月31日(水)：『法学講義』Bノート第Ⅰ部第1篇「公法学について」(高島・水田訳, 98～192頁)

①報告範囲

第Ⅰ部 正義について

第1篇 公法学について

第1節～第6節 ローマ帝国崩壊までの統治 cf.『国富論』第5篇

第7節～第9節 ローマ帝国崩壊後の状況 cf.『国富論』第3篇

②報告者：長谷川

スミスの社会科学体系を見る上で、『グラスゴー大学講義』の公法学の箇所は重要である。

実定法——
慣習法——

各国法の具体的内容

歴史的な自然法……歴史的関心から書かれている。

原契約 original contract の思想は、イギリスが母体であり、ホッブズ、ロック、ヒューム、ハチスン、スミスなどが「原契約に」言及し、スミスはこれを否定する。ルソーにもこの思想がある。

政府は、財産を守るために出来る。⇒政府は金持ちのためにあるものである、という考え方。

スミスは、社会体制の変化の原因を商品生産に置いている。

〈スミスのイギリス市民革命観〉

ピューリタン革命：否定的

名 誉 革 命：肯定的

スミスは、反抗権〔抵抗権〕を認めている。

コモナーズ〔commoners：庶民，一般人〕の大部分は、貴族であった。

スミスは歴史的に見、その中に原理を見出そうとし、その変化の要因を商品生産に求めている。

第5回 1978年6月7日(水)：『法学講義』Bノート第I部第2篇「家族法」、第3篇「私法」
(高島・水田訳, 193～312頁)

①報告範囲：『法学講義』Bノート第I部第2篇「家族法」、第3篇「私法」

②報告者：太 田 要(修士課程2年)

公法学の部分と便宜の原則の部分とが、新しい『グラスゴー大学講義』[Aノート]を読む上で重要である。家族法、私法部分は、それほど重要ではない。

『国富論』段階と、『法学講義』段階とでは世界史の把握内容が異なる。『国富論』では、ローマ帝国崩壊後(cf. 第3篇)、『法学講義』ではギリシア・ローマ帝国時代(古代)を主に見ている。

スミスは、[古代]ギリシア・ローマ時代を civilized society として見ている。

『法学講義』と『国富論』とはどう違うのかという視点が、日本のスミス研究には欠けている。スミスの思想の原点を『道徳感情論』や『法学講義』にだけ見出そうとする姿勢も、正しくはない。(この言説は、小林氏によるものである可能性が高い。)

スミスは、政治学上の封建制の意義をある程度認めている。

[スミスの] sympathy と Weber の Verstehen (理解) とは、若干似ている。

第6回 1978年6月14日(水)：前回の続き

『道徳感情論』を書いてからのスミスの関心は、『グラスゴー大学講義』[『法学講義』]と『文学講義』であったように思う。

カーコーディにおける勉強が、スミスの『国富論』に「おいて」大きな位置を占めている。

スミスの学問の性格を知る上で、『法学講義』や『道徳感情論』を読むことは良い。

スミスの時代にも、世襲貴族はいた。

スミスが democrat であるというのは、正しくない。[スミス] radical として見るのは危険である。政策に関しては radical であるが、社会体制に関してはそうではない。

[スミスは、] 金のある者となない者との関係は、資本主義以前のイギリスにおいても employment の供与と授与という関係の中で、従属的關係にあったと考えている。

スミスは、ドイツ語を読めなかったのではないか。

フリードリッヒ・リストの発展段階説は、スミスのそれと継続する。スミスの発展段階説は、その当時の社会通念の中に広がっていたのではないか、という気がする。

スミスは、独立「自営」農民の耕作が、生産性が最も高いと考えた。

準契約 quasi contract については、ジョサイア・タッカーが詳しく述べている。

第 7 回 1978 年 6 月 28 日 (水)：『法学講義』B ノート第 II 部「治政について」(高島・水田訳、313～428 頁)

①報告範囲：『法学講義』B ノート第 II 部「治政について」

②報告者：松 浦 努 (修士課程 2 年)

『グラスゴー大学講義』の「治政」に関する内容には、『国富論』第 2 篇、資本の分析がないことが分かる。

スミスは、自然価格の三要素構成説をオズワルドから学んだという説が強い。

スミスを大きく掴む場合には、重農学派の影響が大きいと思われる。とりわけ、テュルゴーが重要である。重農学派には価値論はないが剰余価値論があり、剰余価値論から価値論へと遡ったのはスミスの功績ではないか。

[小林氏によるコメントと報告者による報告内容との区別]

昭和 53 年度前期大学院ゼミの第 4 回、第 5 回、第 7 回の報告担当者は、長谷川、太田、松浦の三名であった。高島・水田訳の余白部分に、上記三名の担当範囲が鉛筆書きで記されているので、これら三名の院生が報告を担当したことは間違いないと思う。

但し、その報告内容の全てが報告者によるものかどうかについては、確信を持って言えないことを付言しておきたい。なぜなら、筆録者であった筆者が、当該ゼミの中で小林氏がコメントしたことと、報告者が発表したこととの区別を明示して書いた回もあれば、そうでない回もあるからである。

こうした事情を勘案した上で、一応、上記三回分のゼミの内容については、各報告者が報告したものとして記した。

第8回 1978年7月5日(水)：前回の続き

『法学講義』の分業論は社会的分業から始まり、『国富論』のそれは作業場内分業から始まっている。『講義』の分業論の説明の仕方の方が、自然である。すなわち、社会的分業⇒作業場内分業 [へという説明の仕方]。

『法学講義』には価値論がなく、自然価格論がある。この点が、重要な特色である。[また]『法学講義』には労働価値論はないが、「労働」について論じる所はある。 cf. p.364

参照頁として小林氏が提示した364頁とは、高島・水田訳の頁であり、そこには次のようなスミスの講義録が記されている。

「我々は貨幣を労働の価値の尺度たらしめたのは何であるかを示した。しかし、真の価値尺度は労働であって貨幣ではない、というべきである。したがって国民の富裕は財貨の量と交換の容易さに存する。」(LOJ, p.190, LJ (B), p.503-244, 水田訳B, 306頁)。

スミスは『講義』執筆当時、Mun, Gee, Hume, Locke などを読んでいたものと思われる。スミスは『講義』[の中]でヒュームの機械的[貨幣]数量説を評価しているが、『国富論』に至るとほとんど[それを]捨ててしまう。これが、両著の相違である。 cf. pp.371～375

同様に、上記の参照頁も高島・水田訳の個所を示しており、ここにはマン、ギー、ヒューム、ロックの貨幣論が展開されている。(cf. LOJ, pp.195～198, LJ (B), p.506-251～p.508-255, 水田訳B, 313～317頁)。

[スミスは、] 国内で売ったのでは儲からないという考え方をしている。

『講義』での利子の説明は、利潤率との関係で述べられていない。この点は、『国富論』と比べて未熟な点である。

今回(第8回)のゼミを以て、昭和53年度前期の大学院小林ゼミは終了した。「講義録」を見て分かるように、全8回にわたる前期ゼミで対象とした文献は、いわゆるキャンナン版『法学講義』(Bノート)であった。それも、原典そのものではなく、高島・水田訳『グラスゴウ大学講義』であった。当時筆者は、この原書も所持していたが、小林氏がゼミの中で原書そのものに触れたことはなかったと記憶している。

昭和53年当時、Bノートの邦訳として実質的に使用が可能であったのは、この高島・水田訳のみであった。なぜ原書ではなくこの邦訳を読むことになったのかについては、筆者の講義ノートを見ても書かれていないの

で分からない。推測として考えられることは、後期から読むことを考えていた新版『法学講義』(A ノート) 原典を読むための予備知識を得る目的で、小林氏がB ノートの邦訳を読むことにしたのではないか、ということである。

第9回 1978年10月4日(水): 新版『法学講義』編者序文 Introduction (Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, 1978, pp.1~42)

第9回ゼミから昭和53年度後期の講義が、新版『法学講義』(A ノート) 原典をテキストとして始まった。昨年度のゼミと比較して異なる点は、報告者を立てずに小林氏主導でゼミが進行したことが窺われる点である。

その理由は、講義録からも読み取ることはできないが、出版されたばかりの「A ノート」原典そのものを入手している院生が少なく、その内容が難解であることなどの点から、同氏が指導担当教授として小林氏主導によるゼミの進行を決断したのではないだろうか。その時点ではもちろん、まだA ノートの邦訳は出ていないから、このこともその背景としてあったかもしれない。

尚、A ノートの編者序文の邦訳は、筆者の知る限り、まだ出ていないと思われる。

1 小林氏による「編者序文」(Introduction) 概説

論理学の大部分を占めたのは、スミスの「修辞学講義」である。

グラスゴー大学では、だいたい冬の学期が主流だったようだ。だいたい12月から長くて[翌年]6月頃⁽²⁾までであったようだ。

public class : 「道徳哲学」の講義。

private class : スミスは、ここで「修辞学・文学講義」を行った。

1958年、アバディーンでロージアンによって「修辞学・文学講義」と「新[法学]講義」とが発見された。

「新[法学講義]」ノート: 1762年12月~1763年4月[にかけてのもの]。

「旧[法学講義]」ノート: 1763年の暮れ~1764年にかけてのものと考えられている。

当時の学生は速記を習っており、スミスの講義を聴いた学生は速記を使ったものと思われる。

「旧[法学講義]」ノートは、キャンナンによると、学生の速記したものを整理したものである、との判断をしているが、「新[法学講義]」ノートは、編集者の判断によると、学生の速記したものを書き直したものである、との判断をしている。それは、このノートを売るためにこのようなことがなされたのである、との判断をしている。この点は、従来のスミス研究においては重要な点である。

ミークは、この「新[法学講義]」ノートの信頼性は低いと判断している。すなわち、スミスが実際に言ったことと若干違う、という考えを持っている。

「新 [法学講義]」ノートでは、後半部分、すなわち経済学の部分が欠落しているが、実際は講義が行われたと考えられる。なぜなら、「旧 [法学講義]」ノートでは、[経済学講義部分が] なされているからである。

スミスは、フランスに行くために、1764 年 1 月にグラスゴー大学を辞めている。

[原書] 本文中の { } の部分は、書き入れの部分である。いつ、どういう形で書き入れられたのかは不明である。

スミスは、(土・日を除き) 毎朝 7 時半から 8 時半まで講義をした。そして、11 時半から 12 時半までは、試験または質疑応答のようなものがあったかもしれない。

A ノートと B ノートとの相違 [点] は、①まず、その原本 (origin) が違うということ、それから、②講義の順序が逆になっている [ということ]、また③講義期間が違う [ということ]。

上記の②「講義の順序が逆になっているということ」とは、次のことを意味する。すなわち、A ノート第 I 部「正義について」(正義論) の篇別構成が、B ノートのそれと比較して全く逆になっていることを指す。A ノート「正義論」篇における論述順序は、私法→家族法→公法 (学) の順となっている。ところが B ノートでは、同じ「正義論」篇の講義が A ノートの順序とは全く逆の公法 (学)→家族法→私法の順で講述されている。A、B 両ノートの異同関係を分析、考察する上で、この差異に関する問題は、スミス『法学講義』研究上、最大の追究課題となっていると言っても過言ではないだろう。

この問題については、以下の故・田中正司氏の著書と拙稿とを参照されたい。

田中正司『アダム・スミスの自然法学 スコットランド啓蒙と経済学の生誕』御茶の水書房、1988 年

松浦努「アダム・スミス『法学講義』基礎研究—A、B 両ノートの異同関係分析と若干の理論的考察—」『研究年報』(北海学園大学大学院経済学研究科) 19 号、2019 年

B ノートは、A ノートによって補われる。

スミスが何によってそのような議論をしたのか、いわゆるその source が B ノートよりも [A ノートの方が] よく分かる。

ハチスンと比較する場合は、A ノートの方が良いと思われる。(小林氏自身の見解)

Occupation による — natural right

イングランドにおいては自由への侵害があるというのは、B ノートにはない。

slavery は人口に有害だ (A ノート)。

[A ノートでは、] 排他的特権の叙述が詳しい。

[A ノートの] 後半部分の経済学の部分には、あまり新しいことはない。
労働価値論的部分は、A ノートにはない。

A ノートに profit と capital とに関する言及があるのは、重要な点である。

ノートの忠実な再現というものは、行わなかった。それは、あまり意味がないからである。スミスは、15 歳から 18 歳位までグラスゴー大学におり、18 歳からオックスフォード大学に行った。従って、15 歳から 18 歳位までの学生がノートを取ったことになり、従って綴り等の欠陥も多いわけである。

[グラスゴー大学版『スミス全集』では、] B ノートも新たに編集して、[A ノートと共に] 収録してある。[B ノートは、] A ノートと同じ方針で編集した。

2 「序文」における編者の解説（これも小林氏の「序文」読解によるもの）

この「新 [法学講義]」ノートは、およそ同一人によって書き直されたものであろう。

経済学の後半部分（欠落部分）は、第七冊目のノート [手稿] があったのか、あるいは学生が何らかの理由で出席できなくなったためかどうかは分からない。

特に、Occupation, Contract などの部分では強調の相違がある。

A ノートとハチスンとの対応 [関係] が、非常に近くなっている。

自然権による所有権の取得に impartial spectator が出てくる。—スミスの『道徳感情論』との比較において重要 [である]。ロックには、このような考え方は出てこない。

(注)

(2) 当時のグラスゴー大学の年間講義カリキュラムの内容や、スミスが行った public class と private class との具体的内容の詳細については、前掲拙稿「アダム・スミス『法学講義』基礎研究—A, B 両ノートの異同関係分析と若干の理論的考察—」66 頁本文並びに同ページ脚注 29 を参照されたい。

尚、スミスが 1762 年から 1763 年にかけてグラスゴー大学で行った private class (lecture) (講義内容は、「修辞学・文学講義」の実施曜日については、篠原久氏（現関西学院大学名誉教授）より次のようなご指摘をいただいた。「66 頁脚注 29 の第 II 部 private lecture (土曜日を除く毎日) とあるのは、(月・水・金曜日の週 3 回講義) とすべきだと思われます。」(上記拙稿抜刷送付に対する返信葉書：2019 年 4 月 20 日発信)。

確認したところ、これは筆者の『法学講義』A ノート Introduction の読み間違いであった。ここに訂正して、お詫び申し上げたい。この件に関する原書ページは、Introduction の 15～17 ページを参照されたい。

第10回 1978年10月11日(水): 1762年12月24日(金)講義の「法学について」～「権利の根拠」まで (LJ (A) p.5, i, 1～p.14, i, 26)

法学について／生活行政／戦争と平和／正義の維持／自然権／対物権／対人権／権利の根拠 ー以上の各項目名は、水田訳Aによる。

LJ (A), p.5, i.1～p.7, i, 9で「法学講義」の構想について述べている。すなわち、第I部から第V部までやることを述べている。cf. LJ (A) p.331, vi, 1

小林氏がスミスによる「法学講義」に関する構想について述べた関連ページとして提示したAノートの331ページには、次のように書かれている。

「この講義のはじめに、一国のすべての法律は以下のどれかを対象とすると述べられた。それは第一に、その公的または私的なさまざまな部分における司法の運営か、第二に国の生活行政か、第三に軍備かである。第三のものは国内の軍事力の状態、すなわち民兵と常備軍の管理、さらにはそれらが用いられる様式を含意していて、その様式の下で平和と戦争の法が考慮されるようになるのである。われわれは今、生活行政に到達した。」(水田訳A, 353頁)。

スミスにとって正義とは、侵害しないことである。cf. LJ (A) p.7, i, 9

上記の参照ページには、次のように書かれている。

「あらゆる国内統治の第一で主要な目標は、私が述べたように、その国家の成員たちの間で正義〔司法〕を維持し、その中の諸個人に対する同じ社会の人々による侵犯を防止することである。」(水田訳A, 4頁)。

distributive justice 分配的正義 cf. LJ (A) p.9, i, 15

同様に、上記の参照ページには、次のように書かれている。

「権利という言葉を我々が理解する時の普通のやり方では、それは我々が完全権と呼んできたものと同じであり、交換的正義に関わるものである。他方で、不完全権は分配的正義に関係する。前者が我々が考察すべき権利であり、後者は正確には法学に属さずに、むしろ、諸法の管轄下にないために良俗の体系に属する。」(水田訳A, 6頁)。

Prescription 時効による所有、時効取得 cf. LJ (A) p.14, i, 26

同様に、上記参照ページの関連語句を含む個所には、次のように書かれている。

「第四に時効すなわち usucapio であり、それによって、長い間正当な所有者 owner によって占有されず、他人によって占有されていたものは、正当に後者に渡る。」(水田訳 A, 11 頁)。

A ノートは、浜林正夫氏が翻訳するかもしれない。

最終的に、A ノートの翻訳は、浜林正夫氏ではなく、以下の諸氏によって行われ、2012 年名古屋大学出版会から刊行された。

翻訳者は、水田洋、篠原久、只腰親和、前田俊文の四氏である。

スミスが古代ギリシア・ローマの歴史に詳しい原因は、オックスフォード大学留学時代の勉強によるところが大きい。

スミスは、ヒュームと共に社会契約説に反対する。それに代わって、「権威と功利の原理」を持ってくる。

スミスは、1751 年グラスゴー大学の論理学教授となり、翌年道德哲学の教授となる。

第 11 回 1978 年 10 月 18 日(水) : 1762 年 12 月 24 日(金)講義の「1 先占について」～1763 年 1 月 10 日(月)講義の最後「ローマの限嗣相続」まで (LJ (A) p.14, i, 26～p.71, i, 167)

1 先占について／人類史の四段階／狩猟民の時代と牧畜民の時代／農業の時代と商業の時代／先占による所有権／所有の継続／家畜の成立／家屋および土地の所有／所有の制限／添付／時効／1763.1.6(木)講義、相続—法定相続／男系親族による相続／動産の相続／1763.1.10(月)講義、蛮族侵入期／封建的統治／長子相続制／代襲権／女性による相続／遺言による相続／ローマの限嗣相続／以上で手稿第 1 巻終了。—以上の各項目名は、水田訳 A による。

1 所有権について

西欧においては、近代法以前においてもいろいろな所有権があり、スミスは、近代法以後、すなわち近代における所有権はどうあるべきかということを述べたのではない。

『道德感情論』における「同感の原理」と法学における「同感の原理」との相違は、いかなるものか。法学のそれ「同感の原理」は、所有権の成立と関わるわけである。

現実の法体系——

- 人間の理性に訴えることによって対決するか。
- 現実には皆そう考えるであろう、ということによって対決するか。

お偉方 the great を批判する際に、スミスの impartial spectator がどのような役割を果たしているかを考えることが大切 [である]。

[A ノートの]「法学講義」を聴いた学生は、[それ] 以前に [スミスの]『道徳感情論』の講義を聴いていたと考えられる。このことは、[新『法学講義』の] 編者も述べていない。

第 12 回 1978 年 10 月 25 日(水)：前回の続き

特に、コメントはなかった。

第 13 回 1978 年 11 月 8 日(水)：前回の続き

ロックには、「労働による所有」という考え方があった。

相続は、「労働による所有」ではない。

限嗣相続のようなものをスミスは批判したのであり、労働しない息子が父の遺産を相続することは容認している。従って、スミスは当時の市民社会体制の容認者であり、決してラディカルではなかったということは重要である。

近親相姦が、相続にとってどのように不利になるのか？

allodial：封建時代の上位者による土地所有というような意味。上位者が、まるごとその土地を所有できるという意味。

最近、慶應大学の英文学の先生が、スミスの書簡集についての論文を発表した。

上記のスミスの書簡に関する慶應義塾大学の英文学教授による研究論文については、翌年の昭和 54 年度第 3 回大学院ゼミ（1979 年 5 月 9 日、46 頁）においても触れられている。この時には、その教授の名前を須藤氏（この漢字の姓の正否は不明）と小林氏が述べている。本稿の草稿作成段階までいろいろと調べてみたが、残念ながらこの方のスミス書簡に関する論稿も正しい姓名も確認することができなかった。

その後、本稿の草稿に目を通していただいた熊谷次郎氏のご教示により、次のことが分かった。

小林氏が須藤氏と紹介したのは、スミスの文学関係著書の共訳者として時折登場する須藤壬章氏であること、さらに同氏による当時のスミス関連論文としては、以下のものがあること。

須藤壬章「英文学におけるアダム・スミス像（資料）」『日吉論文集』（慶應義塾大学経済学部）22, 1978 年
須藤壬章「アダム・スミスの言語論の研究（1）—サミュエル・ジョンソンの『英語辞典』の書評」『日吉論文集』（慶應義塾大学経済学部）23, 1979 年

須藤壬章「アダム・スミスの言語論の研究（2）—『言語起源論』をめぐる—」『日吉論文集』（慶應義塾大学経済学部）26, 1980 年

尚、小林氏は須藤氏が発表した論文がスミスの書簡集についてのものであるとの講述をゼミで行っているが、須藤氏による上記の発表論文を読む限り、それは、次のような内容を含む論稿であった。

まず、上記のうち 1979 年に発表された論稿の中で、須藤氏は、スミスがラ・ロシュフーコー公爵にあてた 1785 年 11 月 1 日付の書簡 (Corr. pp.286~287, 書簡番号 248) の中で、スミス自身が「文学のあらゆる異なった部門の、および哲学・詩歌・修辞法の哲学的歴史」と「法律と統治の理論ならびに歴史」についての二つの大きな著作を準備中であることを述べたその論拠として、上記の書簡を紹介している (前掲論稿, 149~150 頁)。

又、上記のうち 1980 年に発表された論稿の中で、須藤氏は、スミスが友人ベアド George Baird にあてた 1763 年 2 月 7 日付の書簡 (Corr. pp.87~88, 書簡番号 69) の中で、スミスが「みずからの言語観とその形成過程を開陳し」ている重要な資料として、上記日付の書簡を紹介している (前掲論稿, 43~44 頁)。

要するに、小林氏が「最近、…スミスの書簡集についての論文を発表した」、と述べたことの意味は、須藤氏が上記二本の論稿の中で「スミス書簡集」そのものに関する研究論文を発表したという意味ではなくて、スミスが「法律と統治の理論並びに歴史」に関する著作発表の構想を持っていたということと、スミスの言語起源論についての本質的内容とを含む書簡が、上記論文の中で紹介されているということを意図したものと思われる。

但し、前掲の須藤氏の 1980 年の論文は、同年 7 月発行の研究紀要に掲載されているので、これより 7~8 ヶ月前に実施された大学院ゼミの際に、須藤氏のこの論文を紹介しているとすれば、紀要発刊前に上記論文の抜刷が須藤氏から小林氏へ送付されて、それに目を通した上での論文紹介であった可能性がある。

さらに須藤氏には、次のような論稿もあることが分かった。

須藤壬章「アダム・スミスの言語への関心—『アダム・スミスの蔵書』のひとつの読み方」(『日吉紀要 英語英米文学』(慶應義塾大学) 1, 1985 年

第 14 回 1978 年 11 月 22 日(水)：前回の続き

civil law は、封建法と対立させられている。しかし civil law の根源は、ローマ法にある。農民とか手工業者とかの法制度を考える場合に当てはまるものが、civil law ではないか。

この時代の人は、法制度を通じて社会の歴史相対性を認識していたのではないか。

スミスは、封建時代と封建時代以前とを区別している。『国富論』では、両者の区別を legal government に置いている。

大盤振る舞いの説明は『国富論』でもあり、もっと簡単のように思われる。

場合によっては、you を「人が」と訳した方が良い場合もある。

イギリスの貴族は学問には無縁で、むしろ第三階級が学問を作った。

第 15 回 1978 年 11 月 29 日(水)：前回の続き

歴史の発展によって財産保有の確実性が増大するという風には、スミスは見えていないようだ。

スミスにおける法理論は、『国富論』におけるそれ〔法理論〕よりも明確なものであり得た

のか？

牧畜時代において均分相続が可能であったかどうか [について] は、スミスは触れていない。

労働全収益権

上記の労働全収益権は、労働全収権とも呼ばれている。この労働全収権思想とは、ロックの自然状態の労働概念から派生し、土地の私有と資本の蓄積、すなわち文明に先立つ原初の状態での労働全収 [労働者による生きた労働に対する対価の全てを労働者が取得できるという思想] を確認したスミス『国富論』に依拠している。この思想は 19 世紀初頭、産業革命の経済的社会的諸矛盾の顕在化および労働価値説の一般的受容を背景として展開されたイギリス初期社会主義思想のことを言う。リカード派社会主義とも呼ばれる。

上記の思想家としては、ホール、トムソン、ホジスキンの、エドモンズらが挙げられる。これらの思想家の共通の特徴を求めるとすれば、経済問題を社会問題の中心に据えたことと、多かれ少なかれ、ロックからスミスに伝えられた労働全収権思想とを継承していたことであろう。(高橋泰蔵, 増田四郎編『体系経済学辞典 (第 6 版)』東洋経済新報社, 1984 年, 14 頁, 水田洋『新稿社会思想小史』ミネルヴァ書房, 2006 年, 122, 127 頁参照)。

分業の発達で労働者に富裕をもたらすという考え方は、ヒューム、ステュアートからの引き継ぎである。

industry は superfluity をもたらすという考え方は、ヒューム、ステュアートからの自然な継承であり、この点を無視してスミスの労働価値論を論じても無駄である。

スミスは自己の法学体系から、資本の所有、土地の所有、労働力の所有は、当然何らかの果実を得る権利があると考えていたのである。スミスの所有権は、重要である。スミスは、所有権と労働価値論との調和を図ろうと努力したのではないか。

封建時代というのは、当時のスコットランドではそれほど遠い昔のことではなかったようだ。allodial な土地所有と裁判権とは、必ずしも重なり合っていないのではないか。

第 16 回 1978 年 12 月 6 日(水)

特にコメントはなかった。

第 17 回 1979 年 1 月 10 日(水)：前回の続き

- ①英国人が書いた [英] 文法の書を読む。⇒語学の基礎 cf. 丸善の英語学コーナー
- ②森鷗外, 永井荷風 —— 日本語の文体を洗練させよ。
- ③研究展望を柔軟に持つ [こと]。

第 18 回 1979 年 1 月 17 日 (水) : 前回の続き

〈書籍紹介〉

①菱山泉『リカード』日本経済新聞社, 1977 年

〔本書は,〕近代〔経済〕理論の側からのリカード研究。

②エドモンド・バーク／中野好之訳『エドモンド・バーク著作集 1～3』みすず書房, 1973 年～78 年

スミスは、『国富論』第 3 篇で, 限嗣相続, 長子相続, 世襲財産制 (信託遺贈) を批判している。
fideicommisses

まだ生まれてもいない者に財産が渡るということは, go along with していけないものである, とスミスは見ている。従って, この部分もスミスの sympathy の理論が適用されている部分である。スミスが生きていれば, 資源の問題についても限嗣相続に対する考えと同様な考え方を提示していたであろう。

entail は, 16, 17 世紀に至って明確に確認されるようになった。

スミスは, 「相続」論の所では, ローマ帝国の没落に必ずしも一線を描かないで, 古代から現代までの歴史の変遷に従って法というものが変わることを述べているが, 必ずしも法がいかに発展・進化したかという視点はないように思われる。

①ローマ帝国没落以後の西ヨーロッパの社会

②発展段階説

上記の二つの視点が, スミスにおいてはだぶって出てくる。

〔古代〕ローマ人が残した体系のうちで最大のものは, 「法学体系」であり, 〔それを〕成文法の形で残した。

絶対主義時代にも, 「ローマ法体系」が利用された部分がある。

ローマ法が, 法学に落とした影は大きい。

スミスの法思想とモンテスキュー〔の法思想〕とは, 直接, 間接に関係していると思われる。

〈1979 (昭和 54) 年度〉

1 ゼミナール実施期間 昭和 54 (1979) 年 4 月 18 日 (水)～昭和 55 (1980) 年 1 月 16 日 (水)

2 実施回数 14 回

- 3 使用テキスト Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael, P.G. Stein, Oxford at the Clarendon on Press, 1978.
- 4 参 考 図 書 アダム・スミス／アダム・スミスの会監修、水田洋他訳『アダム・スミス法学講義 1762～1763』名古屋大学出版会、2012 年
- 5 講 義 録

第 1 回 1979 年 4 月 18 日(水)：初回ガイダンス

〈書籍紹介〉

- ①Phyllis Deane, *The Evolution of Economic ideas*, Cambridge University Press, 1978.
- ②高木仁三郎『科学は変わる 巨大科学への批判』東経選書, 1979 年

上記①の洋書は、後に翻訳され以下の邦訳書として出版された。

フィリス・ディーン／奥野正寛訳『経済思想の発展』(岩波現代選書) 岩波書店, 1982 年

第 2 回 1979 年 5 月 2 日(水)：新版『法学講義』「編者序文」Introduction 概説統論

日本の経済学史家と呼ばれる人は、経済原論ないしは社会思想史をやりつつ学史の研究をやっている人が多い。すなわち、「二足のわらじ」を履いているわけである。このような意味で、私は、「二足のわらじ」を履かない唯一の「経済学史」プロパーの研究者である。

スミスの『法学講義』を研究しようとすれば、「法制史」の知識が必要である。ヒュームをやるうとすれば、「歴史」そのものの素養が必要 [である]。

思想史をやる場合には、「思想」の厳密性に欠けるきらいがある。しかし「理論」研究に関しては、逆である。

私の重商主義研究は、スミス研究と結び付いている。私にとって、リスト研究が最も大きなウェイトを占めるものである。

〈スミス研究をしている人に対して [の要望]〉

水田洋、山崎怜、佐々木武、田添京二氏といった方々の研究の後のことを考えてほしい。このようなことを考えながら、『法学講義』A ノートを読んでもらいたい。

〈A ノートの Introduction (序文) について〉

キャンナン版の B ノートは、オリジナルなノートではない。

A ノートの Police 篇の後半部分がないことは、重大な問題である。

『法学講義』を重要視して、『国富論』との関係で述べることは、特に B ノートを基にしてする場合には、危険が多いと思われる。

[A ノートの] 後半部分は、トマス・ヤングという人がスミスの講義ノートを基にして講義をしたのではないかと[という説もある。]—しかし、この説は、その根拠が薄弱である。もう一冊第七冊目のマニュスクリプトがあって、それが紛失してしまったと考えるのが穏当であろう。

上記の編者序文については、1978(昭和 53)年度第 9 回ゼミ(36～38 頁)においても小林氏によって解説されている。その続論となる 2 回目の序文解説の内容は、前回言及できなかったことを補足解説しているように思われる。

〈書籍紹介〉

村上淳一『近代法の形成』(岩波全書)岩波オンデマンドブックス, 1979 年

第 3 回 1979 年 5 月 9 日(水): スミスの所有権論とロックの所有権論

須藤氏(慶応大学・英文学)—スミスの書簡について

〈スミスの所有権論とロックの所有権論の違い〉

- ① スミスは、所有権源として「同感の原理」を持ち出してくる。
- ② スミスは、社会成立の原理としての「社会契約説」を否定する。

スミスは、常備軍を支持した。

この第 3 回目ゼミの前半では、筆者が同年 1 月に大学へ提出した修士論文「新公刊のアダム・スミス『法学講義』に関する一考察—旧版との異同関係を中心として—」の要約発表が行われた。小林氏による上記のコメントは、筆者による要約発表後になされたものである。

第 4 回 1979 年 5 月 16 日(水): 手稿第二巻 1763 年 1 月 17 日(月)講義の[移転]～当日講義最後の[商業と契約]まで(LJ(A) p.71, ii, 1～p.92, ii, 56)

移転／封建的従士と土地／地役権／抵当／排他的特権／対人権／商業と契約
—以上の各項目名は、水田訳 A による。

スコットランドの法体系とイングランドの法体系とは違うので、この視点から『法学講義』を見る必要がある。

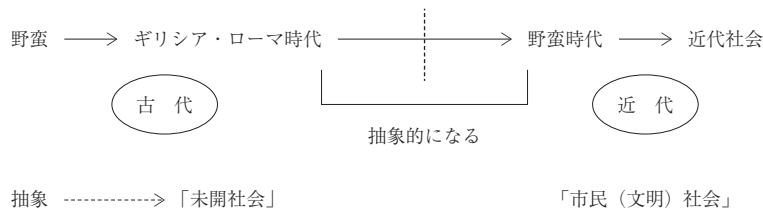
「時効」というものは、所有権に関するものがオリジナルなものである。

スミスは、ラテン語が非常によくできた。[しかし、] ギリシア語の蔵書は非常に少ない。

「文学論」は、スミスの学問体系において大きな位置を占める。

〈スミスの世界史把握〉

図解 5



スミスの啓蒙思想の限界に注意する必要がある。

人間は、「公平な第三者」の同感によってではなくて、掟によって生きている。

第5回 1979年5月23日(水)：前回の続き

スミスが財産という場合、私法論における property 論が主に意味されている。

ジョウゼフ・ハリスは、貨幣は質 pledge によって生じた [と考えた]。

cf. LJ (A) p.82, ii, 28, p.83, ii, 32

小林氏が重要であると指摘した上記原書ページの邦訳を以下に示す。まず LJ (A) p.82, ii, 28 の個所には以下のように書かれている。

「従って、相続権が対物権と見なされるべきだとすれば、他の全ての排他的特権が同じ資格を持ち、明らかにそれらと同様に対物権であると思われる。それらのうちのあるものは**自然理性** (natural reason) に基づくが、その他は全く諸国家の社会制度の創造物である。この相続の排他的特権は、明らかに**自然理性**と公正原理に基づいている。」(水田訳 A, 84 頁。但し訳文の平仮名表記の一部を、筆者が漢字表記にした箇所がある。また太字化は筆者)。

同様に LJ (A) p.83, ii, 32 の個所には、以下のように書かれている。

「理性の自然法則（natural laws of reason）から考えて、人が本を書くことによって手に入れるだろう唯一の利益は、市場に真っ先に着いたことであり、それによって彼はかなりの利益を得るだろう。」（水田訳 A、85 頁、太字化は、筆者）。

natural reason, natural laws of reason というような用語は、当時の啓蒙思想（理神論）の現れである。これらの用語と impartial spectator との関係は、どのようなものなのか？ natural laws of reason を体現するものが、impartial spectator なのか？

超時代的 natural law と impartial spectator との起源は違うのである。従って、これら二つ [の用語] を無頓着に並べて述べることに問題があるのである。

〈『道徳感情論』における「人間」とは〉

- ①近代社会における人間
- ②中・下層階級の人間

近代になると、natural law と impartial spectator とは並ぶわけである。

外国語と日本語とは、常に固定した関係にあるものではない。

第 6 回 1979 年 5 月 30 日 (水) : 1763 年 1 月 21 日 (金) 講義の [言語による契約] ~ 当日講義最後の [評判権] まで (LJ (A) p.92, ii, 56~p.126, ii, 144)

言語による契約／契約者の義務／準契約／怠慢／身柄に対する攻撃／偶殺／贖罪奉納／補償復讐／不当な拘束／評判権—以上の各項目名は、水田訳 A による。

最近ではスミスを歴史家（スコットランド歴史学派）として見る傾向が強いが、一方では、スミスの中にはかなり強い啓蒙史観もあったことに注意する必要がある。「啓蒙思想」の中にスミスその他を置いて考える方が、有益ではないか。

イギリスの学会では、スキナーを除きステュアートをあまりスコットランド歴史学派に入れて考えない。

スミスの [歴史] 四段階説には、生活様式によって上部構造が決まってくるという考え方があり、これは史的唯物論と関わってくるのである。

政治学的には、準契約 quasi contract は重要である。というのは、スミスは社会契約説を否定しているが、タッカーなどは確かにそうであるが、社会はあたかも契約をしていたかのように成立するのである、と述べている。[しかし、] 純法律的な意味では、[この準契約は]それほど重要ではない。

経済活動に関しては、the man within によって活動をコントロールできるが、純粋な法律事象の場合には、より複雑になると the man within の効力の及ぶ範囲が限られてくる。

法体系は出来上がった一つの社会を維持するための技術であるから、このような状態と倫理(impartial spectator)とを直接結び付けることが難しくなったのである。

第7回 1979年6月20日(水)：前回の続き

〈moral philosophy とカントとの関係〉 ※哲学畑の研究者からの問題提起。

ハチスンまたはヒュームがカントに与えた影響は、大きいと思われる。カントが18世紀のpolitical economyの[思想的]背景を持っていたかどうかということは、問題である。フィヒテ、ヘーゲルにしてもしかりである。

Jurisprudence [『法学講義』]のマニュスクリプトが、かつて日本に来そうになったことがある。しかし、日本に[これを]持ってくると、宝の持ち腐れになる可能性が強い、ということをして[当時の]学史学会が述べた。

第8回 1979年6月27日(水)：1763年2月3日(木)講義の[資産に対する侵害]～同日講義最後の[対人権の終了]まで(以上で手稿第二巻終了)(LJ (A) p.126, ii, 144～p.140, ii, 180)

資産に対する侵害／盗み／詐欺・偽証・偽造／対人権の終了
—以上の各項目名は、水田訳Aによる。

現在は、いろいろな材料、情報には事欠かない。従って問題は、その中から何を[研究対象として]選ぶかである。そのためには、普段から広く読んでおき、これぞと思う点に的を絞る一種の感のようなものが大切である。

雑に読むものはそうしても良いが、がっちり読むものはきちんと字引をひいて読むことが大切である。

イギリス法というものは、慣習法(コモン・ロー)を基礎にしており、[そのためイギリスでは]成文法が非常に少ない。

Civil Law	vs	Common Law
大陸法, 民法		11世紀末(Norman Conquest)以降の英米法

今までやった所と police 篇とのつながりを、30分位でテキストに即した形で解説すること。

報告担当：松浦(大学院聴講生)

小林氏が言うところの「今までやった所」というのは、Aノートの「私法篇」全体のことを指している

思われる。従って、「私法篇」全体と「ポリース篇」との関係について、原典に即して解説するように筆者に指示したと思われる。しかしながら、筆者の講義録を見る限り、この報告内容についての事前学習の形跡が全く見られない。ただこの指示を受けた後の第 9 回ゼミでは、小林氏がポリース篇に関するコメントをしているので、筆者が報告した可能性がない訳ではない。しかし自身の性格からして、報告を担当する際、事前準備の要約をノートに何も記さないということは考えられないので、この件についての詳細は不明である。

〈語学〔学習〕について〉

ドイツ語：マルクス経済学系統 [のものを読むこと]。 cf. 『[マルクス経済学] レキシコン』
英 語：現代的なもの [を読むこと]。

スミスの全体系を理解する上で、impartial spectator はどのような意味を持つのか？

マイネッケ「歴史主義」

18 世紀の歴史主義者 モンテスキュー

『国富論』第 3, 第 5 篇と『法学講義』A ノートとの関係
スミスの歴史主義 VS モンテスキューの歴史主義

『道徳感情論』の「同感の原理」は、『国富論』の基礎にはなり得ても、「法学体系」の基礎にはなり得なかったのではないか。

〈『道徳感情論』各版刊行年〉

初版 1759 年	四版 1774 年
二版 1761 年	五版 1781 年
三版 1767 年	六版 1790 年

〈書籍紹介〉藤川吉美『正義論入門』論創社、1979 年

第 9 回 1979 年 10 月 17 日(水)：『法学講義』A ノート「私法篇」と「ポリース篇」との関係

A ノートの police 論 [については]、その中で価格論も資本論も十分に論じられていない。従って、この段階ではまだ『国富論』のような理論的段階にまで達していなかったと考えられる。

『道徳感情論』は第 1 版から第 6 版まで出て、後になってくるに従って [その内容が] 良くなったと考えるのは、若干疑問がある。むしろ倫理思想は、年を経るに従って衰えてくると考える方が妥当ではないか。

新しい体制はどうあるべきか、という問題を考える上で、単にマルクスは現代の問題にも通じ

ることに触れていた、などと言っても、[マルクス] 擁護論にしか過ぎないのではないか。

「エコロジー」や「地方分権」の問題を考える場合、どうしても体制はどうあるべきか、という問題に行き着く。どこからどこへの[体制] 移行の問題を考えずに、エコロジーや地方分権の問題を取り上げても無駄ではないか。

人間が具体的にどうやったら生きてゆけるのかというのが、経済学の問題だ。

『法学講義』A ノートで述べられている封建的家臣団と『国富論』で述べられている menial servant とは、性格が異なるものである。しかしスミスの論述では、これら二つのものが混同されて論じられている。

第10回 1979年10月24日(水)：前回の続き

スミスが未開人について述べていることは、文化人類学的に興味ある論述であり、それはモンテスキューの見方と繋がっているのではないか。

スミスは、人間の潜在能力は同じだと考えていたのではないか。

スミスが言うところの「資本家」とは、自分で働いて得た財から富を成した初代資本家であったと思われる。[これが] リカードになると、資本家階級として考察している。スミスの「資本家」概念は、シュンペーターの「ウンターネーマー」の概念とは結び付かない。

第11回 1979年11月7日(水)：前回の続き

〈書籍紹介〉

室田武『エネルギーとエントロピーの経済学』東洋経済新報社、1979年

第12回 1979年11月21日(水)：ジェイムズ・ステュアートについて

〈ステュアートについて〉

ヘクシャーは、ステュアートを重商主義者と見なしていない。ケインズがステュアート [の著書] を読んだ、という positive な証拠はない。私は読まなかったと思う、という見解 [である]。ステュアートが言う system という用語は、重農学派から出てきた用語ではないか。

ヘーゲルには、ステュアートを読んで残した手稿があると言われている。しかしこの手稿は、まだ発見されていない。だがヘーゲルには、スミスやセーを読んだ形跡がある。

「経済学クラブ」(イギリス、1821年設立)の『国富論』刊行百年記念の時に、クラブ内で記

念討論が行われ、[その際] 約 88 ページに及ぶ冊子が発行された。[この冊子は、] その当時のイギリスの学史学会の状況を知る上で有用である。この冊子は、日本においては、立教大学と関西大学にある。この冊子の復刻版が、我が国で 12 月中に出る予定である。

小林氏が紹介した上記の文献とは、以下の文献を指しているものと思われる。

Political Economy Club (founded 1821), *Revised Report of the Proceedings at the Dinner of 31st May, 1876 Held in Celebration of the Hundredth Year of the Publication of the Wealth of Nations*, London Longmans, Green, Reader & Dyer, 1876.

そして、日本の出版社によって発刊された上掲書の復刻版とは、*Political Economy Club founded in London 1821 V*, 日本経済評論社, 1980 年のことである。尚、この復刻本には藤塚知義氏による日本語での「解題」が収録されている。

私の学問は、本心をネガの形で表現したものであるような気がしてならない。イデオロギーがどうのこうのという正面からの批判というよりは、学問的に詰めていけばこういうことが言えるのだ、というネガの形で批判してきたように思われる。

〈「天文学史」について〉

ケプラー → デカルト → ニュートン

- ①現在の諸科学の中で、ニュートン力学の立場から最も抜け切れていないのは、「経済学」である。
- ②デカルトは、簡潔な名文を書く。

ニュートン力学というものは、現在ライブニッツ [1646～1716：ドイツの数学者・哲学者] によるそれ [力学] によって代替されつつある。

イギリス人というのは、明晰な表現を与えることが苦手だったのではないか。スミスには、このような明晰さがなかった。

第 13 回 1979 年 12 月 5 日(水)：ロックの所有権論とスミスの所有権論（所有権成立の根拠としての「同感の原理」論）

〈書籍紹介〉

ジェイムズ・ステュアート／加藤一夫訳『経済学原理』第 1 篇が、年内に [東京大学出版会 (1980 年) から] 出版予定。加藤氏は、静岡大学教授。

[所有権取得に関して] ロックと異なる原理 [=同感の原理] を持ってきたからと言って、ス

ミスがロックを乗り越えたとは必ずしも言えない。むしろ、[スミスはロックの「労働による所有」論を] 乗り越えようとしたのではないか。

〈スミス「分業論」の特色〉

ピン製造の作業場内分業と、製造業と農業の社会的分業との二つが一緒に述べられていること。

日本の重農学派研究は、スミスを曲がった角度から捉えているように思われる。

農業部面よりも工業部面の方が重要であるというのが、スミスの認識である。

スミスは、オックスフォード大学留学時代(約6年間)、イングランドの各地を旅行して歩いたのではないか。

第14回 1980年1月16日(水): スミスの「法学」は、彼にとって建設的なものであったのか、それとも逆のものであったのか?

〈書籍紹介〉

スキナーのスミス研究論文集が、出版される予定である。訳者は、関西学院大学の田中敏弘氏を中心である。

上記のスキナーによるスミス研究論文集は、後に A.S. スキナー／田中敏弘他訳『アダム・スミスの社会科学体系』未来社、1981年として出版された。

スミスの世界は、複雑である。スミスの建設的意義は、やはり『国富論』にあったと考えられる。従って法的制度は、一種の枠として必要であったに過ぎない。

モンテスキューの法体系は、歴史的、地域的なものであった。

理神論とは、神が隠れている状態である。今「神」はいないのであって、神は「世界」を創造しただけである。だから学問によって、現実の世界を認識することが必要である。このことによって、神の意図が実現される。従ってスミスの理神論は、その中の神がむしろ後退しているのである。

『道徳感情論』第六版では、誰も解決することができない法の問題は、超越神によって解決されるということを述べている。このような考え方は、スミス自身の老いによるところが大きいであろう。

人間は矛盾の多いものだから、矛盾は矛盾として理解する必要がある。

技術史の観点から見ても、蒸気機関（スチーム・エンジン）の発明は、最も有用なものである。

スミスの「法学」は、彼にとって建設的なものであったのか、[それとも] 逆のものであったのかという立場から考えてみる必要がある。

現代は、社会諸科学の中で「経済学」の位置が低下したのではないか。

〈1980（昭和 55）年度〉

- 1 ゼミナール実施期間 昭和 55(1980)年 4 月 23 日(水)～昭和 56(1981)年 1 月中旬(推定)
- 2 実施回数 15～16 回(推定)
- 3 使用テキスト 前年度と同じ(推定)
- 4 講義録

第 1 回 1980 年 4 月 23 日(水)：初回ガイダンス

6 月 7 日(土)に立教大学において、経済学史学会関東部会がある。報告者は、上智大学の太谷津氏である。報告主題は、「リストの鉄道論」[である]。

小林氏が紹介した上記の太谷津氏には、次のような論稿があることが分かった。

太谷津晴夫「フリードリッヒ・リストの鉄道政策 (1)」『上智経済論集』第 25 巻第 1 号、1978 年
同上「フリードリッヒ・リストの鉄道政策 (2)」『上智経済論集』第 25 巻第 2 号、1978 年

学問的基礎を広く培うことが、大切である。

18 世紀イギリスの大法学者であるブラック・ストーン Blackstone をベンサム Bentham が批判して、新しい法体系を築き上げた。スミスの『法学講義』が法学史の中においてどのような意義があるのかを理解するためには、「法学」の素養があった方が良い。

山之内靖氏が杉原四郎氏の以下の著書に関する書評論文を発表している。

杉原四郎『社会科学の道標』新評論、1977 年

山之内靖「書評 杉原四郎『社会科学の道標』」『甲南経済学論集』第 18 巻第 3 号、1978 年

5 月 31 日に経済学史学会関西部会がある。

第 2 回 1980 年 5 月 21 日(水)：マルクスの自然観と史的唯物論における「生産力」論

〈書籍紹介〉

唐木順三『正 あづまみちのく』中公文庫, 1978 年
 同上『続 あづまみちのく』中公文庫, 1978 年
 増田四郎『地域の思想』筑摩書房, 1980 年
 夏目漱石『明暗』—イギリス文学の素養あり

徳川時代は, 日本文化史の面から見て重要 [である]。

〈イギリス文学と日本文学〉

イギリス文学—市民生活を描いている。

日本文学—人間同士の葛藤を描いている。

夏目漱石の漢詩は, なかなか良いものだ。[一方,] 川上肇の漢詩は, 素朴である。しかし, 平仄 (ひょうそく) にあまり適っていなかった。

徳川時代の幕藩制度は, 一種の regionalism である。それは, 自給自足経済制度であった。

自然は富の源泉ではなくて, [富の] 素材であったのではないか。マルクスは, やはり労働が富の源泉である, と考えていたのではないか。マルクスの自然観を探る上で重要な文献は, 『資本論』第1巻の箇所である。

史的唯物論の定式で, 「生産力」というものはどのように扱われているのか?

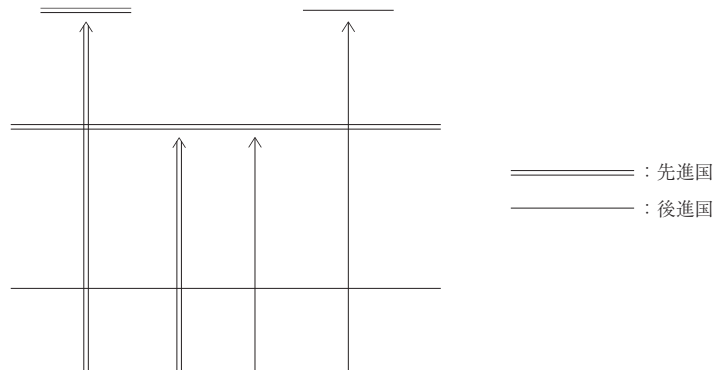
cf. 『経済学批判序説』

社会主義の今日の問題は, 生産力のブルジョア的发展に歯止めをかけることである。生産力の量的発展に歯止めをかけて, 質的変革を遂げる意味で社会主義体制は必要となるのではないか。

社会主義の実現⇒人間性の回復——
 —搾取関係からの解放
 —欲望追求からの解放ではない, ある程度欲望を抑えなければいけない [ということである]

マルクスの史的唯物論を以てしても, スミスの生産力主義は脱していないと思われる。

図解 6



上記の図解 6 については、講義ノートにその解説が記されていないので、この図解 6 をどのように読み取ればよいのかは分からない。

尚、上記の昭和 55 年 5 月 21 日(水)実施のゼミを第 2 回としたが、第 1 回目の同年 4 月 23 日(水)から 5 月 21 日(水)までは計 3 回の水曜日(4 月 30 日、5 月 7 日、5 月 14 日)があったので、この 5 月 21 日(水)実施のゼミは第 5 回目になる可能性がある。実は個人的理由により、筆者はこの 5 月 21 日(水)実施のゼミ以降、小林ゼミへは出席しなかった。この辺の経緯については、I 大学院ゼミナール編「講義録」「解題」の中で述べることにしたい。

Ⅱ 経済学部 ゼミナール編

- 1 ゼミナール実施期間 1977 (昭和 52) 年 5 月 12 日 (木)～11 月 24 日 (木)
- 2 実施回数 計 11 回
- 3 使用テキスト アダム・スミス／大河内一男監訳『国富論Ⅰ～Ⅲ』中央公論社、1976 年
- 4 講義録

第 1 回 1977 年 5 月 12 日 (木)：本年度のゼミナール実施について

各章を分担して、お互いによく分かるようにレポートしてもらいます。[その際]、聞き手が分かるような話し方を心がけることが大切です。

[現在刊行中の] グラスゴー大学版『アダム・スミス全集』の第Ⅳ巻が、[本年の] 6 月頃に、第Ⅴ巻は今年中に出る予定です。著作集の完結は、予定では昭和 54 (1979) 年までかかると思います。

上記の第Ⅳ巻とは、*Lectures on Rhetoric and Belles Lettres*, ed. by J.C. Bryce のことを指し、第Ⅴ巻とは *Lectures on Jurisprudence* ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael, P.G. Stein のことを指していると思われる。出版社は、いずれも Clarendon Press Oxford である。

第Ⅳ巻の邦訳としては、アダム・スミス／J.M. ロージアン編、宇山直亮訳『修辭学・文学講義』(未来社、1972 年)がある。但し、この邦訳の底本は、*Lectures on Rhetoric and Belles Lettres Delivered in the University of Glasgow by Adam Smith Reported by a Student in 1762～63*, ed. with an Introduction and Notes by John M. Lothian (1963, Thomas Nelson and Sons Ltd., London etc.) である。第Ⅴ巻の邦訳としては、アダム・スミス／アダム・スミスの会監修、水田洋他訳『アダム・スミス法学講義 1762～1763』(名古屋大学出版会、2012 年)がある。

福島大学の渡辺源次郎氏は、私が福島高等商業学校に在職していた頃のゼミの出身です。

ゼミでの担当教員の立場というものは、「自分の持っているものを取れるものなら取ってみろ」、という立場です。[さらに]、大学の先生というのは、学会で新しい[研究]成果を発表できるような力を養っていることが、「教える」ということの前提になければなりません。

第 2 回 1977 年 5 月 19 日 (木)：『国富論』についてのイントロダクション

1 アダム・スミス生誕の地・スコットランド

スミスは、1723 年スコットランドの地で誕生しました。[ですから]、1973 (昭和 48) 年は、スミス生誕 250 年の年に当たります。

〈ジャコバイト (Jacobites) の乱 (1715 年, 1745 年)〉

[ジャコバイトの乱とは], 1688 年の名誉革命によって王位を失いフランスに追放されたステュアート Stuart 朝の [ジェームズ二世の後継者に当たる] チャールズ三世 [チャールズ・エドワード・ステュアート] がもう一度ステュアート朝を樹立しようとしてエディンバラへ乗り込み, 起こした反乱 [のことを言います]。

もう少し詳細に解説するなら, 上記のジャコバイトの乱とは, 以下のような乱のことである。まず, ジャコバイト Jacobites とは, イギリスの名誉革命 (1688~89 年) で王位を廃位されたジェームズ 2 世兼 7 世及びその子孫を支持し, 彼等の復位を図った勢力のことを言う。名称は, James のラテン語形 Jacobus に由来し, 「ジェームズ派」の意。

名誉革命当時, ジェームズ 2 世兼 7 世支持派はスコットランド高地地方人とアイルランド旧教徒の間で強かったが, 前者は 1689 年のキリー克蘭キーの戦い, 後者は 90 年のボイン河畔の戦いと翌年のリメリック条約でついえさった。

イングランドでは, 有力政治家の中にも, 亡命したジェームズ 2 世兼 7 世やその子大僭称者ことジェームズ・エドワード・ステュアートとひそかに連絡を取る者が絶えず, 1714 年のアン女王の没時には復辟を図る動きもあったが失敗し, 翌年の 15 年反乱も成果なく終わった。以後, イングランドのジャコバイトは逼塞した。

他方, スコットランドのジャコバイトはなお根強く, 1745 年小僭称者ことチャールズ・エドワード・ステュアートを助けて 45 年反乱を起こし, 一時はイングランドに侵入して政府を狼狽させたが, 最後は敗れて鎮圧された。続いて高地地方人への過酷な弾圧が実施され, 氏族 Clan 制度は崩壊して, ジャコバイトの活動は事実上これをもって終わった。(松村尅・富田虎男編『英米史辞典』研究社, 2000 年, 368 頁参照)。

[当時] スコットランドは, 北海道位の面積であり, 人口は山形県位でした。

第 2 回目のこの講義において, 『国富論』をこれから読むに当たって, 小林氏がなぜここで「ジャコバイトの乱」について述べたのか, 筆者の講義ノートにもその背景が書かれていないので分からないが, スミスの『国富論』を読む上で「ジャコバイトの乱」についての知識が必要であることをゼミ生達に伝えたかったのではないだろうか。

またこの講義の最初の段で, 小林氏はスミスの蔵書について触れ, 以下のように述べている。

スミスは, ラテン語, フランス語の本はたくさん持っていました, ドイツ語の本はほとんど持っていませんでした。[こうしたことから, スミスは] ドイツ語ができなかったと考えられます。

2 アダムスミスの「道徳哲学」=Moral Philosophy

Moral Philosophy の Moral とは, 「人間関係の」とか「社会的」とか, といった意味です。スミスの道徳哲学の構造を示すと, 以下のようになります。

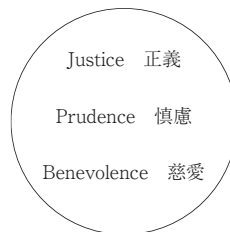
Ethics 倫理学	:	『道德感情論』
Jurisprudence 法律学	:	『法学講義』
Political Economy 政治経済学	:	『国富論』
Literature 文学	:	『文学・修辞学講義』

「道德」というものは、どのような形で働いているのかということについて書かれたのが、『道德感情論』です。[それに対して], 縦の関係の無い自由な生産者が一つにまとまっている原理とは何か?—それが、『国富論』の根本内容で、市民社会の基本的関係を分析したものです。

3 三つの徳から成る市民社会

スミスは、市民社会を成り立たせている徳として次の三つを考えていました。

図解 1



正義とは他人の財産、生命を害さないこと。正義の徳が機能している範囲内で慎慮の徳が働き、その原動力となるのが自愛心 self-love です。慎慮の徳の中に自愛心と利己心 self-interest とが溶け込んでいると考えられています。スミスは、市民社会というものをこのように把握していました。

4 スミスの三種類の講義ノート

- (1) 文学講義ノート 1 種類
- (2) 法学講義ノート 2 種類

第 3 回 1977 年 5 月 26 日 (木) : 『国富論』 第 1 篇第 1 章～第 4 章

第 1 篇 労働の生産力における改善の原因と、その生産物が国民のさまざまな階級のあいだに自然に分配される秩序について

第 1 章 分業について

第 2 章 分業をひきおこす原理について

第 3 章 分業は市場の大きさによって制限される

第 4 章 貨幣の起源と使用について

1 イギリス産業革命 (1760～1830)

小林氏は、産業革命期の主要な中心地について次のように述べている。

〈産業革命期の二大中心地〉

①マンチェスター：織物工業の中心地。

②バーミンガム：金属・機械工業の中心地。現在、イギリス第二の都市。

〈その他の中心地〉

①ノーリッジ：農業革命が起きた地域。

②エディンバラ：スコットランドの中心地。

③グラスゴー：スコットランドにおけるアメリカ貿易の中心地。

④ブリストル：アメリカとの植民地貿易で栄えた都市。

機械というものは、動力源がなければ機械とは言えません。[従って] スミスの言う「ピンマニュファクチュア」内で使用される様々な道具は機械ではありません。[そして] 分業は技術的分業から社会的分業へと発展していきます。

2 啓蒙思想とアダム・スミス

社会は理性によって組み立てられているというのが、啓蒙思想の中心的考え方です。物質的進歩によって人類の平和をもたらそうという思想を初めて提示したのが、アダム・スミスです。

3 交換価値と使用価値

交換価値という用語は、価格よりも一般的な用語です。価格は、交換価値の一つの現れです。スミスは、『国富論』の中で交換価値のタームで社会を分析しようとしています。「交換価値（質

を排除した量の問題) を計るものは何か？」—これがスミスが追究した問題です。

	水	ダイヤモンド
交換価値	低	高
使用価値	高	低

スミスは、交換価値を使用価値でもって説明しようとしたのですが、これではうまく説明できず、スミスはここからこの問題についての追究を始めます。—この問題が次章（第5章）以降の分析です。

欲望の強弱の程度と関係づけて交換価値を説明しなければなりません。スミスはダイヤモンドの使用価値は低いと言いましたが、これは逆で高いことになります。それをなぜスミスは低いと言ったのか？ なぜなら、その当時、ダイヤモンドを使用するのは贅沢だという考え方がありました。またその当時、身分的な秩序があり、一般庶民は初めからダイヤモンドなどを欲しがらなかったという背景がありました。

小林氏が上記の講述内容を通して言わんとしたことは、次のようなことであると思われる。

スミスは、交換価値を使用価値でもって説明しようとしてもうまく説明できないと考えた。交換価値を使用価値でもって説明するということは、「欲望の強弱の程度と関係づけて交換価値を説明し」なければならないが、そうだとすれば、ダイヤモンドの使用価値は高くなければならない。しかしスミスは、ダイヤモンドの使用価値は低いと考えていた。それは、当時のダイヤモンドは贅沢品であり、一般庶民はダイヤモンドなどを欲しがらなかったからである。このように、ダイヤモンドの使用価値は低いと見なせば、使用価値の低いダイヤモンドが高い価値を持つという逆説が生じる。従って、使用価値から交換価値を説明することはできない、とスミスは考えたのである。

第4回 1977年6月2日(木)：『国富論』第1篇第5章～第6章

第5章 商品の真の価格と名目上の価格について、すなわち、その労働価格と貨幣価格について

第6章 商品の価格の構成部分について

第1篇第5章、第6章は、スミスの価値論の中心的内容を含んだ個所です。[しかし]、理論の筋は、はっきりとは通らない。これが、スミスの特徴です。[また]、価値論というものは、どんなに論じても抽象的なものになります。—これが、『国富論』の根本的特徴です。

1 労働価値論の歴史

小林氏は、当日の演習を始めるに際して、前回の範囲に相当する第4章の末尾にある、諸商品の交換価値を規制する原理を究明するためにスミスが示した三点の重要性について触れている。その三点とは、以下の三点である。

第一に、この交換価値の真の尺度はなんであるのか、すなわち、すべての商品の真の価格はいったい何に存するのか。(交換価値の本質論)

第二に、この真の価格を構成し、あるいは作りあげている様々な部分とはどんなものであるか。(価格(価値)の構成要素の分析)

そして最後に、価格のこうした様々な部分のいくつか、またすべてを、時にはその自然率ないし通常率以上に引き上げ、また時にはそれ以下に引き下げる様々な事情とはどんなものであるのか。あるいは、諸商品の市場価格すなわち現実の価格がそれらの自然価格と呼べるものと正確に一致するのを時として妨げる諸原因とは、一体どんなものであるのか。(価格の変動論)

労働価値論は、重商主義の時代の中で生まれてきます。スミス以前に労働価値論を唱えた思想家としては、ウィリアム・ペティ、ベンジャミン・フランクリン、もう一人匿名者の三名がおります。[この時代]、貨幣というものは、「自分がどのくらい労働をしたのかを証明するもの」、という思想がありました。スミスが、上記三名の著作を読んだかどうかは不明です。

スミスは、重商主義の時代に既に脈々と存在していた、「労働が富の源泉」になるという思想を受け継いで自身の労働価値論を樹立したのではないのでしょうか。

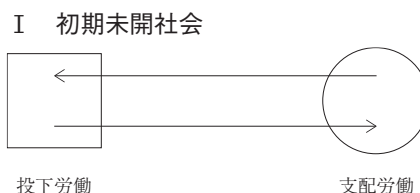
スミス以後、労働価値論を唱えた思想家としては、マルクス、リカード、ロードベルテウスくらいしかいません。

マルクスの理論は、演繹的理論です。しかし、社会科学における演繹的理論は、実証できないという点に注意する必要があります。これが、自然科学と比較して異なる点です。

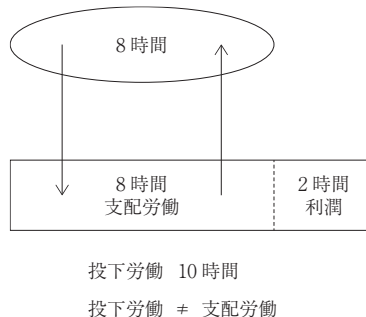
近代経済学者の考え方は、マルクス経済学においてマルクスの労働価値論を除外してもなお、現代の問題について考える場合、[マルクス経済学が] 有力な考えを持っているのではないか、というものです。

2 投下労働価値説と支配労働価値説

図解 2



II 資本家が登場する社会



尚、上記の図解2そのものに関する解説は、講義ノートで見ると無かった。但し、これと同内容の講義が昭和52年度大学院ゼミ（第12回 1977年11月9日）でも行われており、こちらの講義では図解説がなされている（23頁参照）。

賃銀（勤労所得）範疇から利潤（不労所得）範疇を分離したのは、スミスの大きな功績です。[また]、「分析の対象は資本主義社会だ」、ということを行ったのもスミスが初めてです。[スミス]以前の人々が経済について論じたのは、独立生産者の社会です。従って、交換価値の本質論から次章（第6章）で労働価値論を捨てて価格構成説へ移行したことは、むしろスミスの功績であると言って良い。スミスの労働価値論の詳細な説明は、むしろ第6章の始めにあります。

第4章— 商業社会（架空の概念）⇒ 本来は、満開した商品生産社会としての資本主義社会でなくてはならない。

↓

第6章— 初期未開の社会

《『国富論』第1篇第7章～第8章を主題とする演習について》

6月2日に実施された第4回目のゼミの主題は、前述の通り『国富論』第1篇第5章～第6章であった。ところが、筆者の講義ノートを確認したところ、この第4回目のゼミが実施された後、6月23日に実施される第5回目の第1篇第9章～第10章を主題とする演習まで2回の木曜日（同月9日と16日）があったのであるが、講義録には第7章、第8章を主題とするゼミを実施した記録がない。

因みに、『国富論』第1篇第7章、第8章のテーマは以下の通りである。

第7章 商品の自然価格と市場価格について

第8章 労働の賃銀について

上記の第7章、第8章を主題とする演習記録が残されていない理由として考えられることは、指導担当教員である小林氏が何らかの理由により休講にしたか、あるいは受講生であった筆者の私的都合（体調不良等）により欠席したために、講義録として残すことが出来なかったかのいずれかであると思うが、いずれにしてもその理由は不明である。筆者所有の昭和52（1977）年度の経済学部「経済学説史講義」ノートによると、学部での同講義が学部ゼミと同じ木曜日に行われていることが分かった。それによると、6月9日（木）には学部講義は行われているが、その翌週の16日（木）には学部ゼミと同様大学院ゼミも行われていない。

ただ、『国富論』第7章、第8章は、スミス経済理論研究の観点から非常に重要な章であることから考えて、小林氏がこれら重要な両章を割愛してゼミの進行をしたとは考え難いと思われる。

というのは、実はこの後の10月下旬から11月初旬にかけても、ゼミが何らかの理由で二週間行われなかったことが講義録から確認できる。それは、第8回の10月20日(木)から第9回の11月10日(木)までの期間である。しかしこの場合には、二週間空いた後のゼミの『国富論』の主題は、前回のテーマに続く主題が選択されており、今回のように重要と思われる章を飛ばして前へ進んではない。

このように考えると、益々重要な第7章第8章がゼミの主題として実施された記録が残されていないことは不思議としか言いようがない。この重要な両章のゼミの講義録を残すことが出来なかったことは、返す返すも残念でならない。

第5回 1977年6月23日(木)：第1篇第9章～第10章

第9章 資本の利潤について

第10章 労働と資本の様々な用途における賃銀と利潤について

第1節 職業自体の性質から生じる不均等

第2節 ヨーロッパ諸国の政策によってひきおこされる不均等

交換価値というものは、貨幣で表された「価格」という形のもです。価格が、経済分析の糸口であることにスミスは気付きました。経済学の分析は、交換価値の分析から始めなければならないことを最初に自覚的に提示したのはスミスです。

賃銀というものは職種によって異なるので、一般的には賃銀の自然率ということは言えないはずで。従って、同一職種内における賃銀の自然率について考えなければなりません。この件についての説明が、第1篇の第10章になります。

「自然率≡平均利潤率」

上記の賃銀に関する講述のすぐ後に、筆者の講義ノートには、「自然率≡平均利潤率」と書かれている。当初筆者は、上記の小林氏のコメント内容に気づかず、また熟考することもなく、これは小林氏が学生達に（賃銀の）自然率と平均利潤率とがほぼ等しいことを伝えようとしたのではないだろうか、と推測した。しかし、上記の小林氏の講述内容をよく読んでみると、その中に「賃銀というものは職種によって異なるので、一般的には賃銀の自然率ということは言えないはずで。」とあることから、「自然率≡平均利潤率」の意味するところは、「利潤の自然率≡平均利潤率」ということになると思われる。ここで、小林氏が「自然率≡平均利潤率」と述べているのは、利潤率を例に、「自然率」とは「平均率」のことであるということを示そうとされたのではないかと思う。

[第10章の内容についてもう少し具体的に解説すると、以下の通りとなります。]

第1節では、賃銀の不均等が起こる原因について述べられています。

第2節では、現実〔社会〕の〔賃銀と利潤と〕の不均衡な顕現化について述べられています。経済が自由に放任されていない〔状態では〕、賃銀にも利潤にも不均等が生じてきます。

〔上記のこうした問題について言及した〕18世紀の思想家を三人挙げるとすると、モンテスキュー、ヴォルテール、スミスの三人です。もう少し挙げるとすると、ヒューム、ルソー、ディドロがいます。

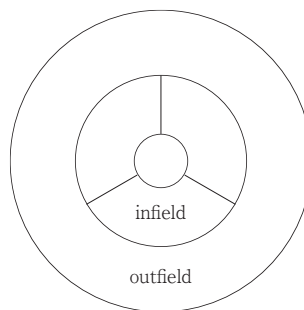
モンテスキューが横に相対化した制度上の違いを述べたのに対して、スミスは縦に相対化した制度上の違いを述べたわけです。

〔自分の〕店は持っていないが、腕〔技能〕を持っていた人をジャーニーマン journeyman と言い、広い意味での初期プロレタリアです。

救貧法が定住法と一緒にになっているために、労働の移動が妨げられることをスミスは批判しました。

上記の指導・コメントの後に講義ノートには、以下のような図が書かれている。

図解3



上記の図解3を通して、小林氏がどんなことを解説しようとしたのかは、筆者の講義録にも記載がなく不明である。

第6回 1977年9月29日(木)：『国富論』第2篇 第1章

第2篇 資本の性質、蓄積、用途について
第1章 資本の分類について

小林氏は、本題の『国富論』の内容に入る前に、当時の政治状況（我が国における社会党内紛等）に触れて、以下のような発言をされている。

ソ連のような国でも、ソフホーズ（国営農場）、コルホーズ（集団農場）に代表されるような農業政策を行っていますが、若干の私有地を残しておく有効です。

社会というものは、ここ 20 年くらいで急激に変わりました。

政治権力により、例えば GNP（国民総生産）を下げる場合、ある部面で余った employment（雇用）を他に振り向けるというようなこともあっていいのではないか。

Modern Economics（近代経済学）では解決できない部分があるし、定量化してはいけないような問題もあります。

[我が国の社会党内紛について述べるなら]、イデオロギーだけでは社会は変革できません。

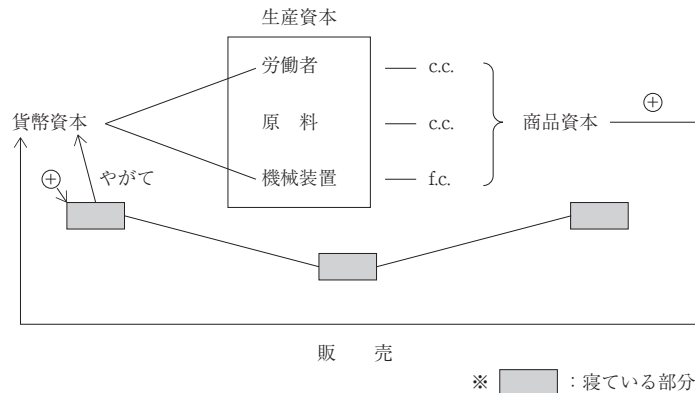
小林氏が、ゼミの中で当時の時事問題についても触れているのは、ゼミを履修する学生達に時事問題についての関心を持ちながら学生生活を送ることの大切さを伝えたかったのかもしれない

1 スミスによる資本の分類

『国富論』第 2 篇第 1 章 資本の分類について、この章は、スミスが重農学派から受け継いだ面と受け継ぎそなかった面とを持つ章です。

fixed capital (f. c.)	固定資本
circulating capital (c. c.)	流動資本
一般的固定資本	償却が 1 回の生産期間内で果たされないもの
moralischer verschleis (moral depreciation)	社会的（道徳的）摩損

図解 4



あらゆる固定資本が、もともと流動資本から引き出されるという考え方はおかしい。固定資本、流動資本という区別は、生産資本内部での分類であり、資本の姿態変換における資本の分類とごちゃ混ぜにしたところに欠点があります。

2 マルクスによる資本の分類

- (1) 可変資本 variables kapital 労働者
- (2) 不変資本 constantes kapital 原料, 機械装置

3 資本の原始的蓄積

マルクスが〔資本の〕原始的蓄積という用語を使う背景としては、〔文字通り〕原始的、野蛮的に資本蓄積を行ったということがあります。

大河内一男監訳『国富論 I』（中央公論社，1976 年）の 420 ページにある previous accumulation は、商業的社会における独立生産者が蓄積したお金（資本）のことです。

小林氏が、上記の 420 ページで触れたことについて、補足しておきたい。実は、この指摘は『国富論』第 2 篇の「序論」冒頭の以下のスミスの言説に関して述べたものである。そのスミスの言説とは、以下の部分を使う。

「……織布工が、自分の特殊な仕事に専念できるのは、かれがその織物を仕上げるだけでなく売却してしまうまでのあいだ、かれを扶養し、仕事の材料と道具をかれに供給するのに十分なだけのストックが、かれ自身の所有であれ他人の所有であれ、ともかくどこかにあらかじめ貯えられている場合にかぎられる。この蓄積^[1]は、明らかに、かれが自分の勤労で、長期間にわたってこのような特殊な仕事に専念するにさきだって行われていなければならない。／……／資本の蓄積は、労働の生産力のこのように大きな改善をおしすすめるためにあらかじめ必要なものであるから、その蓄積は自然にこうした改善を誘導することになる。労働者の雇用のために自分の資本（ストック）を用いる人〔資本家〕は、製品をできるだけ多量に生産するようなやり方でそれ

を用いることをかならず望むものである。」(大河内訳I, 420~421頁)

上記文中の[1]は訳注で、その中で訳者は「この蓄積」部分以降のスミスの叙述と、マルクスの『資本論』とを関連づけて論述している。マルクス『資本論』の有名な「本源的蓄積」(第1巻第7篇第24章)の冒頭に掲げられている文章は、この『国富論』第2篇「序論」の叙述を念頭に書かれたものであることを指摘している。そして、上記文中における「この蓄積」をスミスの言う「先行的蓄積」として理解している。

尚、上記文中の下線部は、小林氏が強調してコメントした個所に筆者がその場で付したものである。また「資本家」も筆者の挿入である。

資本家発生のプロセスは、スミスにおいては独立生産者が勤勉に働き節約して貯めたお金で労働者を雇うことによって発生します。

資本主義が成立するためには、プロレタリア階級というものが登場してこなければなりません。[しかし]、商業的社会の中ではプロレタリアートを見出すことはできません。資本家個人の生活史から資本主義の成立史を論じることは不可能です。

プロレタリアが生まれる過程というもの一つの社会史的过程であり、スミスは、プロレタリアはどこにもいるという風に考え、このような社会史的过程を無視しました。

社会学的に言うと、日本は階級意識が非常に薄い国です。

第7回 1977年10月13日(木):『国富論』第2篇第2章~第3章

第2章 社会の総資財の一特定部門とみなされる貨幣について、すなわち、国民資本の維持費について
第3章 資本の蓄積について、すなわち、生産的労働と不生産的労働について

1 使用人(servant)論

小林氏は、『国富論』第1篇第8章「労働の賃銀について」の章の中でのスミスの以下の言説に触れ、次のように述べている。そのスミスの言説とは、以下の個所のことを言う。

「下層の人々の生活条件がこのように [前進的状态に] 改善されたことは、社会にとって利益とみるべきか、それとも不都合とみるべきか。答えは一目瞭然である。さまざまな種類の使用人(servant)、労働者、職人は、すべての巨大な政治社会の圧倒的大部分を構成している。この大部分の者の生活条件を改善することが、その全体にとって不都合とみなされるはずはけっしてない。どんな社会も、その成員の圧倒的大部分が貧しくみじめであるとき、その社会が隆盛で幸福であろうはずはけっしてない。それに、人民全体を食べさせ、着させ、住まわせるこれらの人々

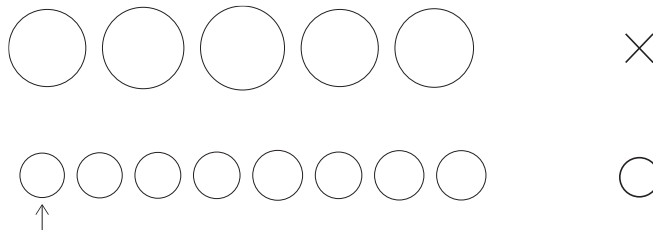
が、自分自身もかなり十分に食べたり、着たり、住んだりするだけの、自分自身の労働の生産物の分け前にあずかるのは、まったく公正なことなのである。」(大河内訳 I, 133~134 頁)。

上記の引用文中における下線部とその意味するところの【前進的状态に】の個所は、小林氏の解説に基づいて筆者がその場で記したものである。

【ここでスミスが】、使用人の改善も社会にとって望ましいことであると述べていることは、注目すべきことです。

資本が大きな形で少なくあるのは独占になるので望ましくないが、資本が小さな単位で多くある方が望ましいとスミスは考えました。例えば、以下の図のように。

図解 5



社会が「前進的状态」にある時には、この資本一単位の量が大きくなるとスミスは考えています。

前進的状态になると、資本蓄積率 > 人口増加率になり、この場合には、賃銀はプラスになり、利潤率はマイナスになり、資本はプラスになります。地代もプラスになります。このような状態を達成するには、経済的自由が必要であると【スミスは】述べています。

高賃金容認（擁護）論

cf. 大河内訳 I, p.117 の後ろから 4 行目～p.118 の 4 行目

怠惰 cf. 大河内訳 I, p.525 の 5 行目～7 行目

小林氏が指示した上記の大河内訳 I とは、『国富論』邦訳のことである。それでは、高賃金容認論と記された後の頁を見てみよう。

「賃銀によって生活する人々に対する需要は、言うまでもなく、賃銀の支払に充てられる基金（ファンデ）の増加に比例するより他には増加しようがない。こうした基金には二種類あって、第一は、親方の生活維持に必要な部分を超える収入であり、第二は、親方の業務に必要な部分を超える資本（ストック）である。／地主や年金受領者や金持ちが、自分の家族を扶養するに足りると判断するよりも多くの収入を得ている場合には、彼はこの余剰の全部または一部を、一人ま

たは数人の下働きの使用人を維持するのに用いる。この余剰が増加すれば、彼はそうした使用人の数を自然に増やすであろう。」(大河内訳 I, 117~118 頁)。

上記の文章は、スミスが『国富論』第 1 篇第 8 章「労働の賃銀について」の中で述べたものである。ここでスミスが主張していることは、要するに、高賃金を容認し、それを擁護しようとする考え方である。すなわち、小林氏は、スミスの「高賃金容認論」の論拠としてこの頁を指し示したものと思われる。

次に、大河内訳 I, 525 頁の個所を見てみよう。この個所は、『国富論』第 2 篇第 3 章「資本の蓄積について、すなわち、生産的労働と不生産的労働について」の中の一節である。

「これら二つの基金の間の割合は、あらゆる国において、その住民の一般的性格が勤勉であるか怠惰であるかを必然的に決定するものである。」(大河内訳 I, 525 頁)。

上記のスミスの文章の最初には、訳者による次のような小見出しが付けられている。

生産的労働を維持する基金と不生産的労働を維持する基金の間の割合は
国民の勤勉と怠惰を決定し、その富を増減させる

すなわち、スミスは資本蓄積論に関する生産的労働、不生産的労働について次のように考えた。

生産的労働を維持する基金として充当される割合が大きければ大きいほど、国民は勤勉に働き国富は増大する。それとは逆に、不生産的労働を維持する基金として充当される割合が大きければ大きいほど、国民は怠惰となり国富(資本蓄積)を減少させることになる、と。

小林氏は、生産的労働(勤勉)と不生産的労働(怠惰)とを対比させながら、スミスが資本蓄積の在り方を説いている論拠として、「怠惰」という言葉を添えてこの頁を提示したのではないか。

尚、小林氏によるスミスの「高賃金容認論」と「生産的、不生産的労働論」との関係性についての言及は、講義ノート上ではなかった。

スミスは、第 1 篇の中では使用人 servant を社会の中で働く人として積極的に認めています、第 2 篇第 3 章ではむしろ「使用人を」消極的に見えています。これら二つの見方の関係は、いかなるものであろうか？ ここに一つの矛盾が見出されます。

スミスが言うところの menial servants とマルクスが言うそれ(「産業予備軍」としての menial servants)とは、意味が異なることに注意する必要があります。

スミスには、プロレタリア出現の過程についての関心がない。—スミスは原蓄過程を無視しています。

スミスは、資本家に saving (節約) と frugality (儉約) とを求める事により、資本家に社会的役割を与えました。

2 生産的労働と不生産的労働

スミスの言う「生産的労働」とは、以下のものを言います。

- ①永続性のある物を生産する労働。
- ②資本と交換される物を生産する労働。
- ③雇い主のために利潤を生む物を生産する労働。

マルクスは、「永続性のある物を生産する労働が生産的労働である」というスミスのこの考え方を批判しました。しかし今日の段階になると、スミスのこの考え方は非常に健全な考え方になってきます。

スミスは、生産力、生産力と強調していますが、永続性のある物を生産する労働が生産的労働であると述べた点は、現代の状況においては、傾聴に値する考え方です。

- ①日本においては、消費のパターンが変えられつつあります。
- ②失業 unemployment の問題を解決するには、全然意味のない物、例えばエジプトのピラミッドのような物を造らせることによって解決するという考え方があります。このような考え方に評価を与えたのが、ケインズです。ケインズは、第一次世界大戦〔後〕の処理に努力した人でもあります。

第8回 1977年10月20日(木)：『国富論』第2篇第4章

第4章 利子をとって貸し付けられる資本について

産業が未発達な状態で利子を取ることは倫理的に否認されていましたが、産業が発達するにつれ利潤が多く出てくるにしたがって、利子を取ることも自体が是認されてくるようになりました。すなわち、以下のように。

超過利潤の利子 → 法定利子

〈利子引き下げの方法〉

- ①国内の貨幣量を増やす。
- ②貿易バランスをプラスにする。

1 ジョン・ロックの貨幣論

〈ジョン・ロックの貨幣の用途に関する考え方〉

- ①物を買う〔手段としての〕用途。
- ②貸し付けて利子を取る〔手段としての〕用途。

ジョン・ロックは、貨幣が多くなれば利子率が下がり、逆の場合には「利子率が」上がると考えました。

ジョン・ロックの以下の本の翻訳が 1977 年中に出版される予定です。訳者は、田中正司氏です。

Some Considerations of the Consequences of the raising of the Value of Money, in Several Papers relating to Money, Interest and Trade..., by John Locke, 1692, 1696, repr. (Kelley) 1968.

小林氏が紹介した上記のジョン・ロックの著作の邦訳は、田中正司・竹本洋訳『利子・貨幣論』東京大学出版会、1978 年として出版された。

2 デーヴィッド・ヒュームの貨幣論

ヒュームは、入ってくる貨幣（お金）は全て、すぐ流通「過程」に入っていくという簡単な「貨幣数量説」という考え方をしていましたが、このような考え方は成り立ちません。

3 J.M. ケインズの貨幣論

総 有 効 需 要＝総投資額＋総消費額
effective demand

総投資額が増えるためには、利子率が下がらなければなりません。利子率というのは、遊んでいるお金「遊休資本」が多いか少ないかによって決まる、とケインズは考えていました。

第 9 回 1977 年 11 月 10 日 (木)：『国富論』第 2 篇第 5 章

第 5 章 資本のさまざまな用途について

〈スミスの「投資の自然的順序論」について〉

(1) 服部正治氏⁽¹⁾の主張

資本の有機的構成が各部門で異なり、投下される資本の量が各部門で等しいとすれば、農・工・商の順に利潤量が少なくなる。この場合、スミスは利潤量＝剰余価値というふう考えたのではない。

(2) 羽鳥卓也氏⁽²⁾の主張

資本の有機構成が各部門で等しく、平均利潤率の考え方を導入すると、服部氏のような結論にはならない。

この日のゼミ講義録には、上記の服部氏と羽鳥氏とのスミスの「投資の自然的順序論」に関する見解のみが記されており、ゼミ指導担当教授である小林氏のコメントは記載されていない。

今回、44年前の学部ゼミの講義録を整理して活字化するに当たって、この日のゼミには羽鳥氏も出席していたことが分かり、筆者も驚いている。なぜなら、服部氏が学部ゼミに筆者を連れて行ってくれ、一緒に出席した記憶は鮮明に残っていたのであるが、羽鳥氏が出席していたことは記憶から完全に抜け落ちていたからである。

これは筆者の推測であるが、当日のゼミ主題である『国富論』第2篇第5章の「資本のさまざまな用途について」というテーマに関して、服部氏、羽鳥氏両氏がそれぞれ過去に発表した論説が上記の主張内容になっているのではないかと考えられる。

(注)

- (1) 当時、既述の通り服部正治氏は、立教大学経済学部の助手をされていた。同氏には、スミスの「投資の自然的順序論」に関する次のような論稿がある。服部正治「アダム・スミスの資本投下の自然的順序論—『国富論』第2編第5章「資本のさまざまな用途について」分析」『立教経済学論叢』8号、1974年

- (2) 故・羽鳥卓也氏（2012年12月17日逝去、享年91歳）は、当時岡山大学経済学部の教授（現岡山大学名誉教授）をされており、同氏にもスミスの投資順序論に関する以下のような論稿が残されている。

羽鳥卓也『『国富論』研究』未来社、1990年。特に本書中の第5章「スミスの投資優劣論と自然的投資順序論—『国富論』第2編第5章について—」第2節「農業投資の有利性」、第5節「自然投資順序論」を参照されたい。

尚、故・羽鳥氏の自然的投資順序論については、渡辺恵一氏による次の論稿も参照していただきたい。渡辺恵一「羽鳥卓也教授のアダム・スミス研究」『京都学園大学経済学部論集』第24巻第2号、2015年

第10回 1977年11月17日(木)：『国富論』第3篇第1章～第2章

第3篇 国によって富裕になる進路が異なること

第1章 富裕になる自然の進路について

第2章 ローマ帝国没落後のヨーロッパの旧状においては農業が阻害された

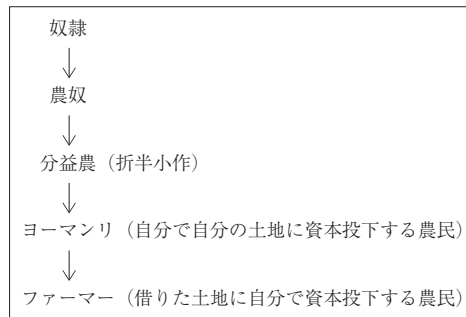
この第3篇は、ヘーゲル、マルクスの歴史観につながる篇です。

〔スミスの言う〕this part of the world は、だいたい今の西ヨーロッパのことを指していると考えてよい。

上記の this part of the world という表現が『国富論』原典にあるのかどうかを、第3篇第1章、第2章にだけ当たって調べてみたが、見つけることができなかった。確認原典は、キャンナン版、モダン・ライブラリー版、

グラスゴー版を対象として行った。もしかすると、小林氏は、スミスが『国富論』の違う個所でこの表現をしていることを知っていて、この表現の意味するところを学生達に教示したのかもしれない。

図解6



土地契約関係の歴史は、法制史 [の分野] に入り、法制史から経済史の観点が出てきます。
[また]、上記の図解の終わりに行くにしたがって、資本蓄積の観点が強く入ってきます。

cf. 18世紀後半の人口増加→プロレタリア

—限嗣相続 entail について—

所有権を未来永劫まで決めてしまうので、一度相続した土地などは売り払うことができない
[という] 制度。

プロレタリアが多くなってくると、彼等は賃銀だけで生活しなければならなくなるので、資本家は、彼等に支払うための貨幣（資本）をより多く持たねばならなくなってきます。また資本家は、プロレタリアを使って原料を使わせるために、原料に対して支払う貨幣資本も増えてきます。

原始的蓄積が進むと自給分が少なくなり、プロレタリアは多くなります。そのために、彼等に支払う賃銀のための貨幣資本を外国との貿易差額でもって得ることになります。（波線は、筆者によるもの）

上記の「原始的蓄積が進むと自給分が少なくなり、プロレタリアは多くなります。」という小林氏の解説が意味するところは、こういうことではないかと考えられる。

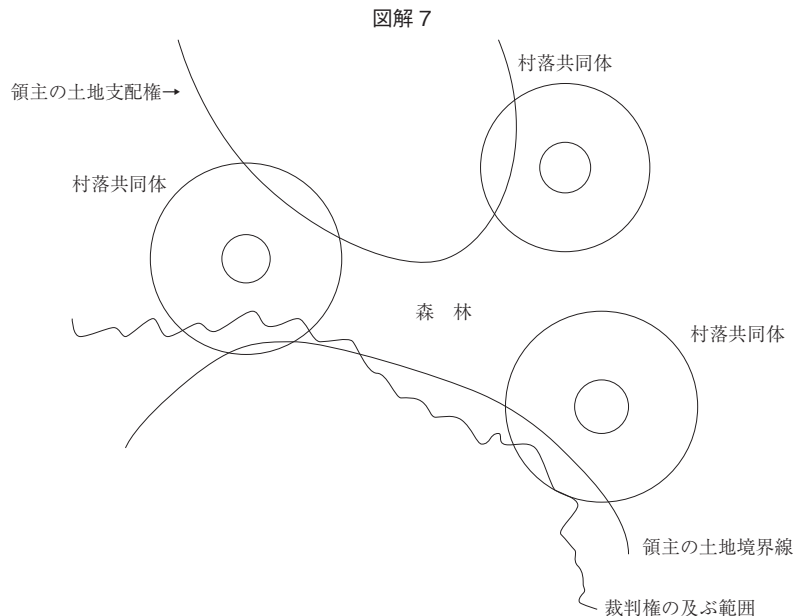
上記波線部分の「自給分」とは、誰にとつての自給分かと言うと、「プロレタリアにとつての、いわゆる衣・食・住関連の生活資料を自給する部分」のことを言っているものと考えられる。このように読み取れば、その後に続く小林氏の解説も理解し易くなるのではないだろうか。

第11回 1977年11月24日(木)：『国富論』第3篇第3章～第4章

第3章 ローマ帝国没落後における都市の発生とその発達について

第4章 都市の商業はいかにして農村の改良に貢献したか

1 ヨーロッパにおける都市の発生とその発達



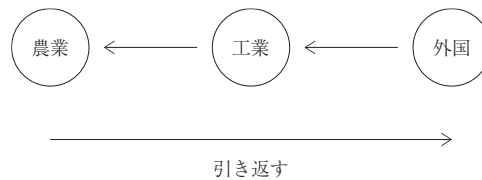
上記の図解7についての詳細な解説は、筆者の講義ノートにも記載されていないため、その見方は分からない。

イギリスではなぜヨーマンリという農民が出てきたのか？ イギリスでは、農民戦争が勝利に終わり、その結果、ヨーマンリが出てきました。[それに対して、]他のヨーロッパ大陸[諸国]では[農民戦争が]失敗に終わり、逆に封建的反動が起こりました。

工業部門が農業部門に資本を投下するということは、農村で土地を買った人が領主になることを意味します。

領主が貨幣地代を欲しくなると、それまで雇っていた封建的家臣団(郎党)を解散します。なぜなら、収入である貨幣地代を減らさないようにするためです。このことを通して、生産者は初めて農業に資本を投下し始め、それにつれて領主の社会的地位が低下していくことになります。

図解 8



General Assembly (総会) が、イギリスでは Parliament (国会) になります。

cf. 邦訳『国富論Ⅱ』421 頁

この個所に上記の「邦訳『国富論Ⅱ』, 421 頁」と講義ノートに記録されていることの意味を探ってみたい。

ここは、同書「第 4 篇 経済学の諸体系について 第 7 章 植民地について 第 3 節 アメリカの発見ならびに喜望峰経由の東インド航路からヨーロッパが収めた諸利益について」の個所の終わり部分にあるページである。

訳者が、このページを含む前後の文章の要約を、「排他的独占会社の大資本がなければ東インド貿易は営めない、と考えるのは誤っている」(大河内訳Ⅱ, 418 頁)という小見出しを付して、内容理解のための便宜を図っている。

421 ページを含むその小見出し部分に該当する 7 ページ弱の内容の結論部分と思われるスミスの言説は、以下の通りである。

「ところで、イングランドの会社〔東インド会社〕は、なお日も浅いので、こんなに徹底した破壊的な悪政をベンガル〔Bengal インド北東部の地域名〕で確立するまでには至っていないが、それでも、かれらの植民地統治のやり方を見ると、やはりホラント〔Holland オランダ〕と同じ性質をもっている。……そうなれば、一、二世紀のうちに、イングランドの独占会社のやり方も、おそらくオランダのそれと同じように、完全に破壊的なものであることが立証されることになるであろう。」(大河内訳Ⅱ, 423～424 頁。但し、[] 内の語句は筆者による挿入)。

小林氏が、ここでこのページを示したのは、そのページを含む前後の内容から推測するに、学部ゼミ生に対して望ましい都市形成や国づくりの在り方についての関心を喚起する意図があったのではないだろうか。

17 世紀後半から農村工業都市として発展しつつあったバーミンガムは、後に近代都市となりました。

2 日本における都市の発生とその発達

日本の場合には、領主の支配権と村落共同体とがだいたい一致していました。

徳川時代の侍(家臣団)が、現在のサラリーマンに相当します。このような人々がいたからこそ、日本に資本主義が発達したと考えられます。

以上で、小林昇教授の経済学部ゼミナール編の講義録の再現作業を終了する。これまでの記載から分かるように、この年度の学部ゼミでは、『国富論』第 4 篇、第 5 篇を対象とするゼミは行われなかった

「解 題」

I 大学院ゼミナール編「講義録」

1 本作品の著作者

本作品は、昭和 52 (1977) 年度から昭和 55 (1980) 年度にかけて、立教大学大学院経済学研究科「経済学説史」演習 (ゼミナール) として開講、実施された講義の一受講生であった筆者 (昭和 52～53 年度：同研究科博士前期課程在籍／昭和 54～55 年度：同研究科聴講生) による講義録である。従って、この「講義録」の基となったのは、同ゼミの指導担当教授であった故・小林昇氏の講述内容を筆者が筆記した講義記録ノートである。

この大学院ゼミを指導担当したのは小林昇教授であるから、「講義録」とはいえ、その実質的な著作者が誰かと言えば、本作品の著作者は小林昇氏ということになる。但し、ここで「実質的な」という形容付きの「著作者」という表現をしたことの意味は、本「講義録」における講述内容を小林氏本人が直接書いたものではない、という意味である。言わば、小林氏は、「講義ノート」というマニュスクリプトを介した間接的な形で「著作者」ということになる。

本作品においては、昭和 52 年度からの各年度毎のゼミ実施内容をほぼ実施された通りに記すことになるが、学部ゼミと比較した場合、約三年間に亘る大学院ゼミ全体を概観して言えることは、まさしく小林氏がゼミを主導する度合いがより深まったことが窺われることである。こうしたことから考えても、この大学院ゼミ「講義録」における小林氏の「実質的な著作者」としての密度が高まったと言える。

既述の通り、本「講義録」における講述主体者は小林昇氏であるが、その講述内容を筆録したのは筆者であるから、本作品の文責は全て松浦にある。その意味で、言うまでもないが、本作品は一受講生による「講義録」に過ぎない。

「本作品の著作者」について解説する場所を借りて、研究者としてのまた教育者としての小林昇氏の人となりを彷彿させる筆者とのささやかな人的交流の一コマを、「余滴」として紹介させていただきたい。

今でも鮮明に覚えていることがある。それは、昭和 52 年 4 月のある日のことである。ご挨拶をするため、小林昇先生の研究室のドアを緊張しながらノックした日のことである。先生の研究室は、シックな建物の二階にあったと記憶している。入室後、先生が発せられた第一声は、次のようなものであった。「北海道出身の松浦君だね。北海道からは、野呂栄太郎 [1900～1934：経済学者。マルクス主義の立場から日本資本主義を体系的に分析。] という素晴らしい研究者が出ているんだよ。」

野呂栄太郎については、名前だけは知っていたが、詳しいことは何も知らなかった。後に野呂栄太郎は、筆者が卒業させてもらった北海学園大学の母体となる旧制北海中学 (現北海高等学校) 出身の経済学者であることを知った。上記の言葉は、小林昇先生の筆者への励ましの意味を込めてのものであったと思うが、大学を出たばかりの 25 歳を間近に控えた当時 24 歳の凡庸な大学院生であった筆者には、むしろ野呂のような存在になり得る資質も能力もないことは歴然としていた。

その後、昭和 52 年 4 月に初めて小林先生にお会いしてから、北海道の公立高等学校教員になるまでの 8 年間、先生とは交流が続いた。この間、力のない筆者に対し、小林先生はあの独特の

小さな文字で書かれた葉書を通して、次のように励ましていただいた。

「東京に御滞在中は何もしてあげることができずに残念に思います。しかしまじめに勉強されたことは確かなのですから、それがやがて生きてくることを信じていて下さい」(昭和56年4月19日発信)。また、「……研究の方も忘れないようにして下さい。(あまりムリする必要はありません)」(昭和60年4月18日発信)。

このように短くさりげない激励の仕方に、自身と関わった若者を「成長するまで温かく見守り続けよう」といった、小林氏の姿勢が窺われる。

またゼミ講義中の小林氏は、終始穏やかな笑みを含んだ眼差しをゼミ生に向けながら、黙ってゼミ生の議論に耳を傾けることが殆どであった。途中でゼミ生の話に割って入ることはほとんどなく、最後に穏やかな口調で当該ゼミ全体についてのコメントをするのが常であった。

2 本作品の由来

本「講義録」の活字化に取り組む契機となったのは、次のことであった。一昨年(2019年3月)発表させていただいた拙稿「アダム・スミス『法学講義』基礎研究—A, B 両ノートの異同関係分析と若干の理論的考察—」『研究年報』(北海学園大学大学院経済学研究科)19号, 2019年を通して、その発展的研究としてジョン・ロックの所有権論からアダム・スミスの所有権論(特に『法学講義』「私法篇」における所有権論)への継承関係に関心を集中させて勉強していたが、壁に突き当たってしまった。こうした問題関心へ迫るため、J. ロックの『統治二論』とA. スミスの『道徳感情論』とを読み込んでみたが、これだけでは両者の関係を論じるに値する論点不足を感じたからである。

そこで筆者は、開き直ってこのテーマを一旦このままの状態にしておき、新たなひらめきが出ることを期待して法思想史関係の書物や欧米研究者によるスミスの新版『法学講義』に関する研究書を読みながら、経済学史に関する違う素材の作品を書いてみたいという思いが募ったのである。

そこで思いついたのが、故・小林昇教授の立教大学在職時代の経済学部、大学院経済学研究科で担当された「経済学説史」講義の筆録ノートの活字化であった。幸い筆者は、当時の小林教授の「経済学説史」に関する三種類の講義ノート(学部講義録、学部ゼミ講義録、大学院ゼミ講義録)を所持、保管していた。それらの講義ノートに再度目を通した上で、全体の講述内容を整理したり、場所によっては若干補足を加えたりすることで、活字化して発表するに値するものになるのではないか、という思いを抱くに至った。

その結果が、この度発表させていただくことになった「小林昇・立教大学「経済学説史講義」I—大学院ゼミナール編—」である。

さらに上記のことに加えて、次のことも小林氏の「講義録」をまとめて、活字化できないだろうか、ということを考える契機となった。それは、一昨年発表させていただいた上記拙稿「アダム・スミス『法学講義』基礎研究—A, B 両ノートの異同関係分析と若干の理論的考察—」の数個所での脚注において筆者が引用した、学部ゼミ、大学院ゼミでの小林氏の講述内容に対する諸先生方の関心の高さを感じ取ったことである。

上記拙稿の抜刷を十数名の大学の先生方に送付させていただいたところ、六名ほどの先生方からその感想が寄せられた。中には間違いのご指摘もあったが、いずれも建設的な励ましに溢れたものばかりで、筆者にとってはスミス『法学講義』研究への更なる研究意欲を喚起させてくれる

ものであった。そうした諸先生方の中で、とりわけ、小林氏の講述内容に興味・関心を寄せていただいた方が、生越利昭氏（現兵庫県立大学名誉教授）であった。生越氏は、「故・小林昇先生の講義やゼミでの発言は大変興味深く、示唆的です。」（発信日：2019年4月22日付葉書）との声を寄せていただいた。このような意味で、ある意味、今回の大学院ゼミ、学部ゼミ「講義録」が日の目を見ることになった生みの親は、生越利昭氏を始めとする諸先生方と言っても良いのかもしれない。

3 本作品の内容

本作品の内容は、昭和52年度から昭和54年度にかけて（一部昭和55年度分も含む）、立教大学大学院経済学研究科「経済学説史」演習として実施された年度毎のゼミ講義録である。

以下において、各年度毎のゼミ内容を概略的に記述したい。

まず、昭和52（1977）年度の大学院ゼミは、発刊されたばかりのグラスゴー大学版アダム・スミス全集の『国富論』原書を使用テキストとして開始された。ただこのゼミで読む対象としたのは『国富論』本文ではなく、編者によって付された脚注を中心として読み進めるというものであった。この脚注を読むことになったのは、偏に当該ゼミの指導担当教授であった小林氏のこの脚注に対する強い興味・関心に基づくものであった。

この昭和52年度実施の大学院ゼミ「講義録」を読む上で、注目していただきたい点を何点か提示しておきたい。

まず当該年度の「講義録」を読む際には、同年度に大学院ゼミと同時併行で実施された経済学部ゼミ（「経済学説史講義」Ⅱ）の講述内容と比較しながら読んでいただきたいということである。

上記両者の講述内容全体を比較してみると、次のことがその特徴的な相違点として見えてくる。それは、次の諸点である。

筆者自身、昭和52年度実施分の大学院ゼミ「講義録」を整理しながら強く感じたことであるが、大学院ゼミにおいては学部ゼミの内容と比較して数段上の水準でのハイレベルな演習が展開されたことである。

同時に上記のことと関連することであるが、当該年度の大学院ゼミにおいては、現役の経済学部助手の方や他大学所属の助手の方、また博士課程在籍の院生といった方々がゼミ報告者として登場することである。

例えば、当時の首都圏にあった私立大学大学院の状況は分からないが、これだけ実力のある方々をゼミ報告者として立てながら、内容の濃いゼミを実施していた大学院は他にそうないのではないだろうか。

筆者の抱いたこうした印象と同様な印象を、草稿段階の本作品をお読みいただいた熊谷次郎氏も感じ取っていただいたようで、同氏は次のように述べている。

「大学院ゼミナール編を一読しました。懐かしい名前がたくさん出てきて、彼らとの出会いや議論した頃に、想いを馳せ感慨深いものがありました。内容に関しては、小林ゼミのレベルの高さと開放性、先生の著作に見られる議論をいわば生の声を聴くような感じで臨場感があって、面白かったというのが第一印象です。学会をやがて担う人たちの先生の前での、すこしまだ生半可で緊張した趣が出ていると思いました。」（メール発信日：2020年10月3

日)。

次に、昭和53年度、54年度実施分の大学院ゼミの内容について記したい。左記の両年度の大学院ゼミのテキストとして指定されたのは、グラスゴー大学版スミス全集の第V巻として出版されたばかりの新版『法学講義』(*Lectures on Jurisprudence*)であった。今度は、前年度に行われた大学院ゼミで読書対象とされた原書脚注ではなく、『法学講義』原書本文を読み進めるというものであった。

ただ、この昭和53年度の大学院ゼミにおいては、いずれも使用テキストが『法学講義』であったことは共通しているが、次のような違いがあった。すなわち、同年度前期のゼミで使用したテキストは、旧版(キャンナン版)『法学講義』(Bノート)の邦訳(アダム・スミス/高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社、1947年)であり、同年度後期のそれは新版『法学講義』(Aノート)の原書であったことである。なぜ前・後期で使用テキストが異なったのかという理由については、「講義録」本文をお読みいただきたい。

尚、当該年度後期のテキストとなった *Lectures on Jurisprudence* には、当然ながら当時邦訳はまだ出ていないため、参考図書として使用できたのは上に掲げた高島・水田訳『グラスゴウ大学講義』のみであった。

次は昭和54年度実施分についての内容であるが、この年度は前年度後期からの続きとして大学院ゼミが行われたと考えてよい。使用テキストは、前年度後期に引き続き新版『法学講義』(Aノート)原典であった。

昭和53年度後期から読み始めたAノート原書は、昭和54年度末までに同書の「私法篇」終わりまで読み進んだことが、その講述内容から看取される。

次に最後の昭和55(1980)年度実施分について記したい。この年度は、年度当初に実施された4月下旬と5月下旬とに行われた二回分のみの大学院ゼミ講述内容しか収録されていない。その理由は、後述する。

昭和55年度の小林ゼミのテキストは、筆者の講義ノートにもその記載がないため不明であるが、二回分の講述内容から推測する限り、この年度も前年度に引き続き『法学講義』Aノート原典をテキストとしたのではないか。既に読み終えた「私法篇」以外のいずれかの篇を讀みの対象としていたと思われる。

それではなぜ二回分のみの大学院ゼミ講義録になったのかというと、実は次のような事情があったからである。

博士前期課程(修士課程)を修了して二年目に入った当該年度も、前年度同様筆者は大学院小林ゼミの聴講生として出席するつもりでいたが、筆者は生活費を捻出するための経済闘争としてのアルバイト(家庭教師、建築現場の後片付け作業)が忙しくなったことと、博士後期課程への進学を断念し目標であった公立高校教員を目指しての採用試験の受験勉強に集中することに方向転換したため、5月下旬に行われた小林ゼミの出席以降は欠席したからである。

こうして筆者の大学院小林ゼミへの出席は、昭和52年4月から同55年5月までの約三年間だったことになる。その三年間に亘る小林ゼミの全「講義録」が、この度の「小林昇・立教大学「経済学説史講義」I—大学院ゼミナール編—」である。

最後に、約三年間の大学院小林ゼミ全体を通して見えてくるいくつかの特徴について記しておきたい。

まず、経済学部小林ゼミと比較して見た場合の特徴である。

第一の特徴は、図解の回数の違いである。学部ゼミ1年間で行われた図解は計8回に及んだが、大学院ゼミ3年間に行われた図解はわずか6回に止まり、年度当たりに換算すると、学部ゼミのそれと比較すると四分の一に減少していることである。

尚、この図解そのものについてであるが、それぞれの図解を通して具体的にどのようなことを解説しようとしたのか分からないものもあるが、あえて全ての図解を収録した。なぜなら、見る人が見ればそれが何を意味するかが分かる人もいると思ったからである。

第二の特徴は、書籍や論文紹介の回数の違いである。学部ゼミにおいては、書籍紹介は、わずか1回(昭和52年10月20日)に過ぎず、それはジョン・ロックの著作の邦訳書紹介であった。ところが大学院ゼミ3年間では12回前後に及び、紹介された書籍や論文の数もかなりの数に及んだ。紹介された書籍は社会科学系を中心とする和書(13冊)のみならず洋書(6冊)にも及び、時には文学系のものもあった。論文の方は、やはり経済学関係のものが多かった。

学部ゼミと比較して、小林氏がこのような書籍、論稿紹介を頻繁に行ったことの意味を考えてみたい。それは、おそらく次のようなことを小林氏が意図していたからと考えられる。

同氏が紹介する専門書や論稿を通して、受講生である後継の学徒諸兄の研究のモチベーションを高めようとしたり、さらなる研究意欲をスティミュレートしようとしたと考えられる。ただ、小林氏のこうした深い真意を素直に受け止め、それを具体的行動に移した院生諸兄がどれほどいたかは定かではない。

同氏が、有益と思われる様々な書籍や論稿紹介を院生にさりげなく行っているのは、こうした所作を通して「後継の優秀な研究者を育成したい」、という名伯楽としての小林氏の一面が表出したものと思われる。

申し訳ないことであるが、当時の筆者は小林先生のこうした書籍、論文紹介を通しての含意をくみ取ることが出来ず、その殆どをスルーしたまま今日に至った。しかしながら、この度先生の「講義ノート」と向き合う中でその思いに近づくことができ、今そのご恩に報いるため、又当時の小林氏のご指導を追体験するため、入手できる書籍、論文からコツコツと読み進めているところである。

それでは、当時小林氏はなぜこんなに多くの書籍や論稿を我々に紹介することができたのか。それは、当時小林氏は経済学史学会会員のみならず、経済思想史や社会思想史研究者の間で知られたこの分野の泰斗であったことに起因すると思われる。小林氏と同学の士や新進気鋭の若き研究者等から、同氏へ著書の献本や論文抜刷が数多く寄せられていたと考えられるからである。

最後に、全体的特徴の三点目として、『国富論』と『法学講義』とを使用テキストとした場合のその講述内容の違いについて述べておきたい。

『国富論』をテキストとしたゼミは、昭和52年度に実施された学部ゼミと、同年度これと併行して行われた大学院ゼミとの二種類ある。これら『国富論』をテキストとしたゼミでの小林氏の講述内容は、『法学講義』のそれと比べてみると、明らかに『国富論』をテキストとしたゼミでの講述内容の充実ぶりが、『法学講義』のそれを上回っていることが看取されることである。

その背景として考えられることは、次のことである。わが国におけるアダム・スミス研究史の豊富なバックグラウンドに支えられたと共に、小林氏自身による三方向からの研究(重商主義・J. ステュアート・F. リスト)を通して知り得たアダム・スミスに関する豊富かつ深い知見があったからこそ成し得た講述ではなかったかと思う。

それに対して、『法学講義』をテキストとしたゼミにおける同氏の講述内容は、『国富論』を対象としたそれに比して、その充実度の低下は否定できないように思われる。それは、小林氏のそれまでの研究歴から言って、致し方ないことなのかもしれない。

ただ、小林氏が発刊されたばかりの『法学講義』をいち早く大学院ゼミのテキストとして使用し、それに対する強い興味・関心とを持って私たち院生と共に読もうとしていたということだけは確かである。このことから小林氏は、『法学講義』の理解を通して新たな研究視野を切り開こうとしていたのかもしれない。

それでは、小林氏は『法学講義』A ノートの読解を通して、その先にどんな研究視野を切り開こうとしていたのだろうか。最後に、このことについて考えてみたい。

『法学講義』A ノートをテキストとして院生と共に輪読、読解した昭和53年度、同54年度二年間に亘る大学院ゼミでの小林氏の講述内容の中に、そのヒントとなる言説が多数ある。『道徳感情論』と『国富論』との存在を踏まえた上で、『法学講義』を意識した同氏の言説をまとめてみると、ほぼ以下の三グループに分類出来るように思われる。以下にまずそれら一覧を提示しよう。

以下にその一覧を提示する前に、I 所有権取得（成立）根拠付け原理としての「同感の原理」について、少々補足解説をしておきたい。

以下のIを読んでいただけると分かるように、小林氏はスミスの『法学講義』を読み進めていく過程で、「同感の原理」に関するコメントを数多く残している。しかし残念ながら、提示されたこれら6個所の「同感の原理」に関する言説からだけでは、小林氏が「同感の原理」と「公平な観察者」との関係、また「倫理」と「公平な観察者」との関係をどのように理解していたのかについては、その詳細を知ることはできない。

従って、小林氏の上記二種類の関係性に対する認識を探るには、同氏の他の著作や論考を通した考察が必要となるであろう。

ただこれら6個所のコメントから看取されることは、小林氏が『道徳感情論』の中で展開された「同感の原理」が『国富論』と『法学講義』とでは、どのように活かされ、また両著全体の論理展開の中でどのような意義を持ち得たのか、という問題意識を強く持っていたということである。また、ジョン・ロックの所有権論と「同感の原理」との関係性についての問題意識の高さも窺われる。

I 所有権取得（成立）根拠付け原理としての「同感の原理」

自然権による所有権の取得に、impartial spectator が出てくる。—スミスの『道徳感情論』との比較において重要 [である]。ロックには、このような考え方は出てこない。(1978.10.4)

西欧においては、近代法以前においてもいろいろな所有権があり、スミスは、近代法以後、すなわち近代における所有権はどうあるべきかということを述べたのではないか。

『道徳感情論』における「同感の原理」と法学における「同感の原理」との相違はいかなるものか。法学のそれ [「同感の原理」] は、所有権の成立と関わるわけである。

(以上二つは、1978.10.18)

スミスは自己の法学体系から、資本の所有、土地の所有、労働力の所有は、当然何らかの果実を得る権利があると考えていたのである。スミスの所有権は、重要である。スミスは、所有権と労働価値論との調和を図ろうと努力したのではないか。(1978.11.29)

スミスは、所有権源として「同感の原理」を持ち出してくる。(1979.5.9)

[所有権取得に関して] ロックと異なる原理 [=「同感の原理」] を持ってきたからと言って、スミスがロックを乗り越えたとは必ずしも言えない。むしろ、[スミスはロックの「労働による所有」論を] 乗り越えようとしたのではないか。(1979.12.5)

Ⅱ アダム・スミスの学問体系における「法学」(=『法学講義』)の意義とは何か？

スミスの社会科学体系を見る上で、『グラスゴー大学講義』の公法学の箇所は重要である。(1978.5.31)

『法学講義』と『国富論』とはどう違うのかという視点が、日本のスミス研究には欠けている。スミスの思想の原点を『道徳感情論』や『法学講義』にだけ見出そうとする姿勢も、正しくはない。(1978.6.7)

スミスの学問の性格を知る上で、『法学講義』や『道徳感情論』を読むことは良い。(1978.6.14)

『法学講義』には価値論がなく、自然価格論がある。この点が、重要な特色である。[また]『法学講義』には労働価値論はないが、「労働」について論じる所はある。(1978.7.5)

A ノートに profit と capital とに関する言及があるのは、重要な点である。(1978.10.4)

スミスにとって最終に残る「法学体系」とはどのようなものか、を考えることは、重要である。なぜなら、「私法篇」などに『国富論』第3篇に含まれている議論があるからである。このテーマは、私自身考えたい問題である。(1978.10.26, 修士論文作成指導, 於 小林研究室)

スミスにおける法理論は、『国富論』におけるそれ[法理論]よりも明確なものであり得たのか？(1978.11.29)

『国富論』第3, 第5篇と『法学講義』A ノートとの関係。(1979.6.27)

スミスの「法学」は、彼にとって建設的なものであったのか、[それとも] 逆のものであったのか、という立場から考えてみる必要がある。(1980.1.16)

Ⅲ 理神論・自然法・実定法 VS 倫理的（道徳的）原理としての impartial spectator

natural reason, natural laws of reason というような用語は、当時の啓蒙思想（理神論）の現れである。これらの用語と impartial spectator との関係は、どのようなものなのか？ natural laws of reason を体現するものが、impartial spectator なのか？

超時代的 natural law と impartial spectator との起源は、違うのである。従って、これら二つ[の用語] を無頓着に並べて述べることは、問題があるのである。

（以上二つは、1979.5.23）

法体系は出来上がった一つの社会を維持するための技術であるから、このような状態と倫理(impartial spectator) とを直接結び付けることが難しくなったのである。(1979.5.30)

上記の三グループに含まれる小林氏の言説には、ⅠからⅢの視点からの問題意識が非常に強く感じられる。もちろん確言することはできないが、あえてこれらの言説の中から、小林氏が『法学講義』A ノート読解の向こう側にどのような研究視野を思い描いていたかを推測するなら、筆者は次の三つの言説を挙げたい。

- ① スミスの所有権は、重要である。スミスは、所有権と労働価値論との調和を図ろうと努力したのではないか。(1978.11.29)
- ② [所有権取得に関して] ロックと異なる原理 [=「同感の原理」] を持ってきたからと言って、スミスがロックを乗り越えたとは必ずしも言えない。むしろ、[スミスはロックの「労働による所有」論を] 乗り越えようとしたのではないか。(1979.12.5)
- ③ スミスにとって最終的に残る「法学体系」とはどのようなものなのか、を考えることは、重要である。なぜなら、「私法篇」などに『国富論』第 3 篇に含まれている議論があるからである。このテーマは、私自身考えたい問題である。(1978.10.26, 修士論文作成指導, 於 小林研究室)

Ⅱ 経済学部 ゼミナール編「講義録」

1 本作品の著作者

本作品は、昭和 52 (1977) 年度、立教大学経済学部「経済学説史」演習（ゼミナール）として開講、実施された講義の一受講生であった筆者（当時同大学院経済学研究科・博士前期課程 1 年）による講義録である。従って、この「講義録」の基となったのは、指導担当教授である故・小林昇氏（立教大学名誉教授）の講述内容を筆者が筆記した講義記録ノートである。

以下においてお読みいただければ分かるように、当該年度において計 11 回実施された学部ゼミ生を対象として実施されたゼミのうち、指導担当教授である小林氏以外の人物の報告内容が記録されているのは、第 9 回実施（1977 年 11 月 10 日実施）分のみである。

この第9回ゼミにおいて報告者となったのは、当時立教大学経済学部助手の服部正治氏と、当時岡山大学経済学部教授の故・羽鳥卓也との二名である。このゼミにおいては、当該ゼミ全体に対するコメントだけでなく、上記両氏による報告内容に対しても小林氏からのコメントはなかった。

このことは、他大学の教授であった故・羽鳥卓也氏が学部ゼミの招待報告者として発表したことを意味する。こうしたところにも、立教大学のリベラルな学風を看取することができる。こうした小林氏の開かれた学問的姿勢に触れて、本作品の草稿をお読みいただいた熊谷次郎氏（現桃山学院大学名誉教授）は次のように述べている。

「こうした講義録のおもしろさは、部外者には窺い知れないゼミの雰囲気（雑談）のようなものが分かることですが、渡辺源次郎氏が[小林]先生の福島高商時代のゼミ生だったとか、羽鳥先生が学部ゼミに招かれていたとか、大学のゼミ担当教員の心構えとか、—こうした情報は興味尽きないものがあります。」（メール発信日：2020年8月30日）。

尚、学部ゼミと言えば、当然各回のゼミ報告者は学部ゼミ生の学生である。しかし、筆者の講義記録ノートには報告者であるゼミ学生による報告内容が一切記されていない。今考えてもその理由は分からないが、受講した筆者としてはあくまで指導担当教授である小林氏の指導・コメントのみに興味・関心があったのかもしれない。当時の小林ゼミの学生には、申し訳ない思いである。

本ゼミ「講義録」には、一回分を除いて全て小林氏の指導・コメントが収録されている。このような意味から、本作品の著作者は小林昇氏である。とはいえ、文責は全て筆録者である松浦にある。その意味で、言うまでもないが、大学院ゼミ編「講義録」同様、本作品は一受講生による筆録講義ノートに過ぎない。

2 本作品の由来

本作品の出発点へ遡ると、それは1の「本作品の著作者」で記したように、筆者が昭和52年度実施の学部ゼミ「経済学説史」講義に出席したことにある。それでは、当時大学院生であった筆者がなぜ学部ゼミへ出席したのかというと、次のような経緯があったからである。

当時、筆者は大学院へ入学したばかりで、何をどう勉強していったらいいのか暗中模索の状態であった。そのような時に声をかけてくれたのが、服部正治氏（現立教大学名誉教授）であった。服部氏は、筆者に次のように助言していただいた。

「松浦君、小林先生の下で勉強するつもりなら、小林先生の学部講義と学部ゼミも受講しておいた方がいいですよ」と。

上記のような服部氏のアドバイスをに基づき受講した小林氏の学部ゼミ「経済学説史」の講義ノートが、本作品の由来ということになる。今から44年前に筆録したものである。もちろん、由来を遡るに値するようなノートではないが、この度44年の時を経てこのような形で公表することになった経緯についても、簡単に触れておきたい。

実は筆者は、約三年間に亘って受講した大学院での小林ゼミにおける小林氏の講述内容を私的に利用するため、それらを「小林昇指導コメント集」として4年程前に大雑把な形でまとめたので、最初はこちらを整理し直した上で活字化しようと考えたが、その前に経済学部ゼミの講義録ノートを読み直してみた結果、スミス『国富論』邦訳をテキストとしたその第1篇から第3篇にいたる重要な諸章を主題とする体系的構成から成るゼミ講義であることが分かったのである。

こうした認識に基づき、筆者は学部ゼミの全容をできるだけ忠実に再現することが、大学院ゼミでの「指導コメント集」の活字化との関係からも、また全国の「経済学史」講義担当者である諸先生方のゼミ運営にも少なからず資するところがあるのではないかと、思ったことも、小林氏の学部ゼミ講義録を活字化しようという筆者の気持ちを後押ししたのである。

もちろん、大学院入学当初からこのような「講義録」の発表を考えていた訳では全くない。それではなぜ、44年前の学部ゼミナールの「講義録」を発表することになったのかについての上述した二つの経緯、由来を除くその他の経緯については、既に大学院ゼミナール編「講義録」「解題」の中で詳述しているので、学部ゼミ「講義録」解題としての「本作品の由来」についてはこれ位に止めておきたい。

3 本作品の内容

本作品の内容は、昭和52(1977)年度立教大学経済学部「経済学説史」演習(ゼミナール)計11回の講述内容を整理し、できるだけ実際に行われたゼミに近い形に復元しようとしたものである。

ゼミの履修学生の人数は、10人前後であったと記憶している。講義ノートには、履修学生の学年を記していないので分からないが、2年生ないしは3年生であったと思う。

本来、学部生を対象とするゼミでは、毎回報告者を事前に決めてその報告者が報告したことについて議論する、という形が一般的だと思われる。昭和52年度の立教大学の学部ゼミも、このような形でスタートしたことが第1回目の小林氏の言葉から分かる。

ただ本作品には、報告担当者であるゼミ生による報告内容は含まれていない。その理由については、1の「本作品の著作者」で述べたとおりである。従って、本作品の内容は、経済学部助手の服部正治氏と招待報告者の故・羽鳥卓也氏による報告を除き、全てゼミ指導担当教授である小林昇氏による同ゼミでの講述内容である。

尚、小林氏の講述内容に関して、若干であるが解説不足と思われる個所に筆者による補足解説が加えられている。

学部ゼミの中で議論された内容は、スミス『国富論』第1篇から第3篇のほぼ全章に亘って行われた。同第4篇、第5篇について行われなかったのは、意図的なものというよりは、むしろ時間的制約によるものと思われる。大部の古典『国富論』を1年間という限定されたゼミ期間の中で読了することは難しいという事情があったのではないだろうか。

全11回の講述内容の特徴を何点か挙げるとするなら、以下の諸点を挙げることができる。

1. 全般的な特徴として、西洋経済史的視点と経済学史的視点との往反が見られること。経済史については、とりわけ「重商主義」期の経済史に関する講述が多い。
2. 「資本の原始的蓄積」過程に関する関心の高さと講述。
3. 名誉革命、ジャコバイトの乱、マニュファクチュア論、イギリス産業革命論に関する講述内容と、これらの事項と関連する経済思想家とへの関心の高さ。重商主義期に労働価値説を提唱した思想家としては、ウィリアム・ペティとベンジャミン・フランクリンくらいしか取り上げられていないが、同年度に学部ゼミと併行して実施されていた『国富論』の原書講読をしていた大学院ゼミでは、重商主義期に登場する思想家はより鮮明な形で数的にも多く登場することになる。
4. ゼミ生への指導技術的側面として、図解を通したビジュアル的手法が多用されていること。

以上1から3までの「解題」をお読みいただいた上で、経済学部ゼミナール編「講義録」全体に目を通していただけたら幸いである。またそのことを通して、一回一回のゼミの中で小林氏が発した言々句々から何かしら示唆的なものを看取していただけたら、筆録者としても望外の喜びである。

「小林昇・立教大学「経済学説史講義」Ⅰ・Ⅱ」という二種類の講義録をまとめ上げる作業を進める過程で、筆者には様々な感慨がこみ上げてきた。全体を整理し「講義録」らしい形にすることを通して、筆者は40数年ぶりにまた小林先生の講義を受講しているような気持ちがしてならなかった。と同時に、当時小林先生が私たち院生に対してさりげなく示された深い愛情を、十分に感受し得なかったことを痛感したしだいである。

世界史上未曾有の新型コロナウイルスの感染拡大が進む中で約1年に亘る本「講義録」の作成を終えて思うことは、今は亡き小林先生への深い感謝の念と、真の恩返しをするための論稿発表とへの決意である。また、小林昇先生が2010年6月に逝去され、それから10年目に当たる節目の年にこの計画を実行することができて、本当に良かったなと思っている。

この度の故・小林昇氏の44年前から41年前の講義録を活字化するに当たっては、次の方々にお世話になり、この場を借りて御礼を申し上げたい。とりわけ、故・小林昇先生の御令嬢である松本句子氏にはコロナ禍という大変な最中、本稿を活字化するに際しての立教大学経済学部関係者からの了承を取り付けるための連絡、確認作業に時間を割いていただき、心より感謝申し上げます。

また本稿作成の最初の起点を作っていただいたと共に、この度の活字化作業への御快諾と了承とをしていただいた服部正治氏にも感謝申し上げます。

最後に、この度の「講義録」作成に当たり、相談に乗ってくださったり、「講義録」草稿に目を通して適切なアドバイスをしてくださったりと、多大なお力添えをいただいた熊谷次郎先生、森下宏美先生に心より感謝申し上げます。

《参考文献》

I 小林氏が大学院ゼミ、経済学部ゼミにおいて言及、紹介した文献

- ・ Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by R.H. Cambbell, A.S. Skinner, W.B. Todd, Volume1~2. Clarendon Press Oxford, 1976
- ・ Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*. ed. by with an Introduction and Notes by Edwin Cannan, Oxford at the Clarendon Press, 1896
- ・ Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael, P.G. Stein Oxford at the Clarendon on Press, 1978
- ・ Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by D.D. Raphael, A.L. Macfie, Clarendon Press Oxford, 1976
- ・ Adam Smith, *Lectures on Rhetoric and Belles Lettres*, ed. by J.C. Bryce, Clarendon Press Oxford, 1977
- ・ An anonymous writer, *Cosiderations in the trade*, 1701
- ・ David Hume, *Political discourses*, 1752
- ・ Francis Hutcheson, *A system of moral philosophy*, 1755
- ・ Gregory King, *Natural and Political Observations and Conclusions upon the State and Condition of England*, 1696
- ・ Joseph Harris, *An Essay upon Money & Coins*, 1757~1758

- ・ J.R. McCulloch, *Old and Scarce Tracts on Money*, 1933
- ・ John Locke, *Some Considerations of the raising of the Value of Money, in Several Papers relating to Money, Interest and Trade*, 1692, 1696, repr. (Kelley) 1968
- ・ Phyllis Deane, *The Evolution of Economic ideas*, Cambridge University Press, 1978
- ・ Political Economy Club (founded 1821), *Revised Report of the Proceedings at the Dinner of 31st May, 1876 Held in Celebration of the Hundredth Year of the Publication of the Wealth of Nations*, London Longmans, Green, Reader & Dyer, 1876.
- ・ *Political Economy Club founded in London 1821 V*, 日本経済評論社, 1980年
- ・ *Reprints of Economic Classics*, Augustus M. Kelley, Bookseller New York 1964 Printed in the United States of America by Sentry Press, New York, N.Y. 10019.
- ・ *The Correspondence of Adam Smith*, ed. by Ernest Campbell Mossner, Ian Simpson Ross, Oxford at the Clarendon Press, 1977

- ・ アダム・スミス／大河内一男監訳『国富論Ⅰ～Ⅲ』中央公論社, 1976年
- ・ アダム・スミス／高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社, 1947年
- ・ アダム・スミス／水田洋訳『法学講義』岩波文庫, 2005年
- ・ アダム・スミス／アダム・スミスの会監修, 水田洋他訳『アダム・スミス法学講義1762～1763』名古屋大学出版会, 2012年
- ・ アダム・スミス／竹内謙二訳『国富論』東京大学出版会, 1959年
- ・ アダム・スミス／大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富Ⅰ・Ⅱ』岩波書店, 1969年
- ・ アダム・スミス／米林富男訳『道徳情操論』未来社, 1969年
- ・ アダム・スミス／水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房, 1973年
- ・ アダム・スミス／宇山直亮訳『修辞学・文学講義』未来社, 1972年
- ・ 大谷津晴夫「フリードリッヒ・リストの鉄道政策(1)」『上智経済論集』第25巻第1号, 1978年
- ・ 大谷津晴夫「フリードリッヒ・リストの鉄道政策(2)」『上智経済論集』第25巻第2号, 1978年
- ・ エドモンド・バーク／中野好之訳『エドモンド・バーク著作集』みすず書房, 1973年～78年
- ・ 唐木順三『正 あづまみちのく』中公文庫, 1978年
- ・ 唐木順三『続 あづまみちのく』中公文庫, 1978年
- ・ カール・マルクス／長谷部文雄訳『資本論2』青木書店, 1974年
- ・ カール・マルクス／久留間鮫造編『マルクス経済学レキシコン』大月書店, 1968～76
- ・ カール・マルクス／向坂逸郎訳『経済学批判序説』新潮社, 1969年
- ・ ジョウゼフ・ハリス／小林昇訳『貨幣・鑄貨論』東京大学出版会, 1975年
- ・ ジェイムズ・ステュアート／加藤一夫訳『経済学原理』東京大学出版会, 1980年
- ・ 杉原四郎『社会科学の道標』新評論, 1977年
- ・ 須藤壬章「英文学におけるアダム・スミス像(資料)」『日吉論文集』(慶應義塾大学経済学部)22, 1978年
- ・ 須藤壬章「アダム・スミスの言語論の研究(1) —サミュエル・ジョンソンの『英語辞典』の書評」『日吉論文集』(慶應義塾大学経済学部)23, 1979年
- ・ 須藤壬章「アダム・スミスの言語論の研究(2) —『言語起源論』をめぐって」『日吉論文集』(慶應義塾大学経済学部)26, 1980年
- ・ 大道安次郎『スミス経済学の生成と発展』日本評論社, 1940年
- ・ 高木仁三郎『科学は変わる 巨大科学への批判』東経選書, 1979年
- ・ 竹本洋「ロック経済論の成立—「利子論草稿」の分析—」『大阪経大論集』第119号, 1977年
- ・ 竹本洋「ロック利子論と名誉革命期イングランド経済の一断面」『大阪経大論集』第120号, 1977年
- ・ 富塚良三『蓄積論研究』未来社, 1965年

- ・夏目漱石『明暗』新潮文庫, 1987 年
- ・菱山泉『リカード』日本経済新聞社, 1977 年
- ・藤川吉美『正義論入門』論創社, 1979 年
- ・増田四郎『地域の思想』筑摩書房, 1980 年
- ・村上淳一『近代法の形成』岩波全書, 1979 年
- ・室田武『エネルギーとエントロピーの経済学』東洋経済新報社, 1979 年
- ・山之内靖『イギリス産業革命の史的分析』青木書店, 1966 年
- ・山之内靖「書評 杉原四郎『社会科学の道標』」『甲南経済学論集』第 18 巻第 3 号, 1978 年
- ・ロンルド・L・ミーク／水田洋・宮本義男訳『労働価値論史研究』日本経済評論社, 1957 年

II その他の文献

- ・Thomas Pownall, *The Administration of Colonies*, 1764
- ・アダム・スミスの会編『本邦アダム・スミス文献—目録および解説』増訂版, 東京大学出版会, 1979 年
- ・A.S. スキナー／田中敏弘他訳『アダム・スミスの社会科学体系』未来社, 1981 年
- ・太田要「ジョン・ミラーにおける市民社会史」『立教経済学論叢』第 20 号, 1982 年
- ・太田要「ジョン・ミラーにおける「古来の国制」と「絶対王制」」『立教経済学研究』第 38 巻第 3 号, 1985 年
- ・大森郁夫『ステュアートとスミス—「巧妙な手」と「見えざる手」の経済理論』ミネルヴァ書房, 1996 年
- ・大森郁夫『文明社会の貨幣—貨幣数量説が生まれるまで』知泉書館, 2012 年
- ・「熊谷次郎教授略歴および主要業績目録」『桃山学院大学経済経営論集』(熊谷次郎教授退任記念号) 第 49 巻第 4 号, 2008 年
- ・熊谷次郎「書評 服部正治・竹本洋編『回想 小林昇』」『立教経済学研究』第 66 巻第 2 号, 2012 年
- ・経済学史学会編『経済思想史辞典』丸善株式会社, 2000 年
- ・『ケインズ全集 6 貨幣論 2』東洋経済新報社, 1980 年
- ・小林純「高橋和男教授の経歴と業績」『立教経済学研究』第 61 巻第 2 号, 2007 年
- ・小林昇「ジェイムズ・ステュアートとグレゴリ・キングスステュアートにおける経済循環の把握について」『立教経済学研究』第 13 巻第 1 号, 1958 年
- ・小林昇『経済学の形成時代』未来社, 1961 年
- ・小林昇編『経済学史小辞典』学生社, 1963 年
- ・小林昇「山之内靖『イギリス産業革命の史的分析』(1966 年)」『立教経済学研究』第 21 巻第 2 号, 1967 年
- ・小林昇『国富論体系の成立』未来社, 1973 年
- ・小林昇『小林昇経済学史著作集 I』未来社, 1976 年
- ・小林昇『小林昇経済学史著作集 V』未来社, 1977 年
- ・小林昇『小林昇経済学史著作集 IX』未来社, 1979 年
- ・小林昇『経済学史春秋』未来社, 2001 年
- ・『小林昇 著作目録』(立教大学経済学研究会) 2010 年
- ・ジョン・ロック／田中正司・竹本洋訳『利子・貨幣論』東京大学出版会, 1978 年
- ・須藤千章「アダム・スミスの言語への関心—『アダム・スミスの蔵書』のひとつの読み方」『日吉紀要 英語英米文学』(慶應義塾大学) 1, 1985 年
- ・高橋和男『アメリカ国民経済学の系譜』立教大学出版会, 2008 年
- ・高橋泰藏・増田四郎編『体系経済学辞典』東洋経済新報社, 1984 年
- ・田中正司『アダム・スミスの自然法学 スコットランド啓蒙と経済学の生誕』御茶の水書房, 1988 年
- ・田村信一『ドイツ歴史学派の研究』日本経済評論社, 2018 年
- ・常行敏夫『市民革命前夜のイギリス社会—ピューリタニズムの社会経済史—』岩波書店, 1990 年
- ・テュルゴー／津田内匠訳『テュルゴー経済学著作集』岩波書店, 1962 年

- ・「特集・小林昇経済学史をいかに受け継ぐのか」『立教経済学研究』第65巻第2号, 2011年
- ・新村聡「スミスのステュアート信用論批判」『岡山大学経済学会誌』32巻4号, 2001年
- ・野原慎司『戦後経済学史の群像 日本資本主義はいかに捉えられたか』白水社, 2020年
- ・長谷川俊明『ローダス21 最新法律英語辞典』東京堂出版, 2007年
- ・服部正治「アダム・スミスの資本投下の自然的順序論—『国富論』第2編第5章「資本のさまざまな用途について」分析」『立教経済学論叢』8号, 1974年
- ・服部正治・竹本洋編『回想 小林昇』日本経済評論社, 2011年
- ・羽鳥卓也『『国富論』研究』未来社, 1990年
- ・フィリス・ディーン／奥野正寛訳『経済思想の発展』岩波現代選書, 1982年
- ・藤田誠「消息 大森郁夫先生をお送りするにあたって」『早稲田商学』第451・452号合併号, 2018年
- ・松浦努「アダム・スミス『法学講義』基礎研究—A, B 両ノートの異同関係分析と若干の理論的考察—」『研究年報』(北海学園大学経済学研究科)19号, 2019年
- ・松村赳・富田虎男編『英米史辞典』研究社, 2000年
- ・水田洋『新稿 社会思想史』ミネルヴァ書房, 2006年
- ・横山将義「消息 大森郁夫先生のご定年退職にあたって」『早稲田商学』第451・452号合併号, 2018年
- ・『立教経済学研究』(服部正治教授記念号)第69巻第4号, 2016年
- ・『立教経済学研究』(小林純教授記念号)第70巻第3号, 2017年
- ・渡辺恵一「羽鳥卓也教授のアダム・スミス研究」『京都学園大学経済学部論集』第24巻第2号, 2015年